

第二次中間取りまとめ

平成 31 年 4 月

実務者検討委員会

(事務局：内閣府知的財産戦略推進事務局)



この報告書は、[クリエイティブ・コモンズ 表示 4.0 国際ライセンス](https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/)の下に提供されています。

実務者検討委員会 第二次中間取りまとめ

目次

はじめに.....	2
1 これまでのデジタルアーカイブに関する取組.....	4
2 議論の背景.....	5
3 実務者検討委員会で示されたデジタルアーカイブの構築・連携の現状と課題.....	8
4 デジタルアーカイブ社会の実現に向けた施策の検討.....	11
5 デジタルアーカイブに関する諸外国の取組状況.....	23
6 国の分野横断型統合ポータル構築.....	33
7 今後の主要検討課題.....	42
おわりに.....	43

(補足資料)

- デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について（2019年版）
- ジャパンサーチにおける二次利用条件表示等の在り方について
- デジタルアーカイブアセスメントツール
- デジタルアーカイブアセスメントツール事例

(関連資料)

- 工程表（平成30年11月20日 第5回実務者検討委員会更新版）
- 我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性（報告書） エグゼクティブ・サマリー
- デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン（ガイドライン）-概要-

はじめに

現在、我々を取り巻く「サイバー」空間の環境は刻一刻と変化しており、利便性の高いサービスが次々と提供される反面、その担い手の多くが国際プラットフォームであることもあり、「サイバー」空間において日本の長い歴史や伝統に根差した文化の重層性や多様性が埋没してしまうのではないかとの危惧が呈されることも多い。

一方、「リアル」社会においては、ライフデザインや働き方における価値観が多様化し、シェアリングエコノミーに代表されるように必ずしも「所有」にこだわらず必要に応じた様々な価値を「シェア」といった行動が広く行われるようになってきている。

経済活動や社会生活などどの局面においても「サイバー」の存在感は増大する一方であるが、他方で、「リアル」と「サイバー」の結びつきを強化する技術でもある、IoT や人工知能 (AI)、ビッグデータといった以前にはなかった新技術の開発・応用も進んできている。こういった新技術の進展は、データを媒介にした異業種同士や供給者と顧客の直接の結びつきを加速させ、コンテンツ¹やデータを距離、時間、費用、言語の制約なく共有することを可能とする。すなわち、モノづくりやコンテンツの作成・発信、マネタイズや評価・価値付けに至るまで誰もが容易に行うことができるようになる。

こういった流れを踏まえ、我が国の企業・大学・行政機関など様々な主体が保有する知的資産を可能な限りオープンな形でシェアし、その知的資産を利活用することで「サイバー」から「リアル」へ誘導または補完する役割を担い、新たな価値を生む足がかりとなりうるデジタルアーカイブ²の意義について今一度共有した上で、我が国でも、デジタルアーカイブジャパンとして充実させていく必要がある。

従前は、権利による保護も含め、データを独占ないし秘匿することによりその価値の最大化が図られることが多かったが、近年はソフトウェアの開発領域では、GitHub などに代表されるような開発プロジェクトのための共有ウェブサービスの取組や、学術領域におけるオープンサイエンスの取組などオープンな形でシェアを図ることで価値の最大化や効率化を図る流れが形成されてきている。

こういった流れは、今後さらに拡大されることが予想されるどころ、あわせて、

¹ 社会・文化・学術等の情報資源。「デジタルコンテンツ」とアナログ媒体の資料・作品等を含むものである。

² ここでは、様々なデジタル情報資源を収集・保存・提供する仕組みの総体をいう。デジタルアーカイブで扱うデジタル情報資源は、「デジタルコンテンツ」だけでなく、アナログ媒体の資料・作品も含む「コンテンツ」の内容や所在に関する情報を記述した「メタデータ」や、コンテンツの縮小版や部分表示である「サムネイル／プレビュー」も対象とする。

データの提供機関が真正性や正確性を保証した上でオープン化³することで、二次創作物の価値の向上も期待できるばかりでなく、場所や時間を超えて正しい情報を見つけることも可能となる。

こうしたデータやコンテンツの共有基盤となるデジタルアーカイブジャパンの構築には、個々のアーカイブ機関⁴におけるデジタル化やシステム整備、権利処理などへの継続的な取組を基本としつつ、制度的課題の検討や関係者間での調整が必要なこともあり、相応のプロセスと時間が必要となる。実務者検討委員会においては、平成 29 年 9 月のデジタルアーカイブジャパン推進委員会において合意した範囲・事項⁵について、議論や取組を進めてきており、その成果を取りまとめることとした。

³ インターネットを通じて広く公開されており、商業利用も含めて、目的に応じた活用可能な条件が明示され、手続を要せずに提供されるデータが第三者に自由に利用できるようになっている状態をいう。

⁴ アーカイブ／アーカイブズは、公文書館等を指す言葉として一般的に用いられてきたが、ここでは広い意味での記録機関全般を指す。社会・文化・学術情報資源である資料・作品等のコンテンツを収集し、その資源を整理（組織化）し、保存し、提供する機能を持つ機関・団体等をいう。博物館・美術館、図書館、文書館といった文化的施設のほか、大学・研究機関、企業、市民団体、官公庁・地方公共団体等を含む。

なお、提供機能が限定的であり、一般への公開を想定していない機関等も含む。

⁵ http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_suisiniinkai/suisin/dai1/gjjsidai.html
資料 1 の 8 ページ「デジタルアーカイブジャパンの当面の対象範囲」及び資料 4 の 1 ページ「デジタルアーカイブジャパンの実現に向けた工程表（全体）」

1 これまでのデジタルアーカイブに関する取組

デジタルアーカイブに関する取組としては、平成 29 年 4 月、「デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会⁶」において、「我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性（平成 29 年 4 月）⁷」（以下「関係省庁等連絡会・実務者協議会報告書」という。）及び「デジタルアーカイブ構築・共有・活用ガイドライン（平成 29 年 4 月）⁸」（以下「構築・共有・活用ガイドライン」という。）が取りまとめられた。

また、これらを踏まえ、「知的財産推進計画 2017」（平成 29 年 5 月知的財産戦略本部決定）において、知的財産戦略の一環として、2020 年に向け、デジタルアーカイブ構築に係る各種の施策に取り組むことが決定されたほか、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（骨太方針）及び「未来投資戦略 2017」（いずれも平成 29 年 6 月閣議決定）においても、デジタルアーカイブ施策の必要性や方向性が示された。

このような施策の必要性及び方向性を受けて、平成 29 年 9 月に第 1 回目のデジタルアーカイブジャパン推進委員会が開催された。デジタルアーカイブジャパン推進委員会では、様々な分野におけるデジタルアーカイブ構築の取組について工程表が決定されるとともに、デジタルアーカイブ推進に係る実務的課題に対応するため、実務者検討委員会を設置することが決定された。

実務者検討委員会においては、平成 29 年 10 月以降、関係省庁等連絡会・実務者協議会の報告書で示された施策等の取組状況について整理するとともに、デジタルアーカイブ構築・利活用に係る課題への対応策について議論を行い、平成 30 年 4 月に「第一次中間取りまとめ」を公表した。また、平成 31 年 2 月には、「ジャパンサーチ試験版」を一般公開した。

⁶ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_kyougikai/index.html

⁷ 我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性（平成 29 年 4 月）

※「関連資料」中にサマリーを添付

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_kyougikai/houkokusho.pdf

⁸ デジタルアーカイブ構築・共有・活用ガイドライン（平成 29 年 4 月）

※「関連資料」中に概要を添付

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_kyougikai/guideline.pdf

2 議論の背景

我が国におけるデジタルアーカイブの構築・共有と活用の推進は、文化の保存・継承・発展だけでなく、コンテンツの二次的な利用や国内外への情報発信の基盤となる取組である。そして、この取組では、デジタルアーカイブの構築・共有と活用のサイクルを持続的なものとすることにより、観光、教育、学術、防災などの様々な用途での利活用を促し、その便益を広く国民のものとしていくことで、我が国の社会的、文化的、経済的発展につなげていくことが重要である。

デジタルアーカイブの利活用を推進するためには、メタデータ⁹やデジタルコンテンツ¹⁰の整備を進めるとともに、それらへのナビゲーションを行い、また、様々な分野や地域の情報と活用者をつなぐための連携基盤としての役割を果たす「国の分野横断型の統合ポータル」¹¹の構築を行うことが重要である。

我が国における「アーカイブ機関」の設置・運営者は、国の機関、独立行政法人、地方自治体、民間企業や非営利法人等多岐にわたる。我が国においてデジタルアーカイブの構築・共有は、一部で進展しつつあるが、世界の動向を踏まえると、メタデータやデジタルコンテンツの整備は十分とは言えない状況であり、また、分野横断型の統合的なアーカイブの連携に関する取組についてはほとんど進められていない状況にあった。

このような状況の下、我が国におけるデジタルアーカイブの取組を推進するため、「知的財産推進計画 2017」による決定を受けて、2020 年までに国の分野横断型の統合ポータル「ジャパンサーチ（仮称）」¹²の構築を目指すこととされた。

関係省庁等連絡会・実務者協議会の報告書では、図 1 に示すように、分野・地域ごとの「つなぎ役」¹³を介して、「アーカイブ機関」と「ジャパンサーチ」との間

⁹ データに関するデータを意味し、「サムネイル／プレビュー」や用語を統制するための語彙等も含むものとして広く定義されることもあるが、ここでは、コンテンツの内容、外形、所在等に関する記述データのことをいう。図書館における書誌データ、アーカイブ機関の収蔵品等の目録データ、文化財の基礎データ等のテキストデータや URI 参照のデータを指す。

¹⁰ アナログ媒体の資料・作品等をデジタル化した高品質なデジタルコンテンツ、あるいはポーンデジタルの作品（デジタルカメラの写真など）であればそのデジタルコンテンツ自体を指す。

¹¹ 我が国が保有する様々なコンテンツのメタデータを分野横断的に検索可能とするポータルサイトである。「知的財産推進計画 2015」においてその必要性について言及されていた。

¹² 平成 30 年 9 月に開催された第 2 回目のデジタルアーカイブジャパン推進委員会において、正式名称を「ジャパンサーチ」とすることが決定された。

¹³ Europeana の「アグリゲーター」、DPLA の「ハブ」に相当する役割・機能を果たす機関のことをいい、分野・地域コミュニティにおけるメタデータを集約し、API 等による提供を行う機関。メタデータの標準化、用語の統制（辞書・典拠・シソーラスの管理）を行い、分野・地域コミュニティにおけるメタデータ整備やデジタルコンテンツ作成への支援、長期利用保証のための基盤提供、利活用コミュニティの形成などの役割を担う。単独の組織が担う場合もあれば、行政、NPO や大学等と分担して行う場合もありうる。

でメタデータの共有を進め、「活用户」¹⁴がジャパンサーチ等からメタデータを共有し、さまざまな用途に利活用するというサイクルの構築を目指す方向性が示された。

また、アーカイブ機関は、構築・共有・活用ガイドラインに沿って、デジタルアーカイブに関する取組（メタデータの整備、デジタルコンテンツの拡充、サムネイル／プレビュー¹⁵の作成、整備したメタデータやサムネイル／プレビューのオープン化¹⁶、デジタルコンテンツの利用条件表示など）を行うこと、デジタルアーカイブの構築・共有を推進するため、分野・地域のコミュニティの主体となるつなぎ役が果たす機能・役割を重視することなどの方向性が打ち出された。

¹⁴ デジタルアーカイブの様々なデータを活用する者。「アーカイブ機関」が自らのために活用することに加え、一般ユーザ、IT技術者、クリエイターなど、様々な機関・団体・個人がデータの活用户になりうる。

¹⁵ コンテンツの要約又は一部分の表示。縮小した画像（サムネイル）、本文テキストの一部表示や数秒程度の音声・動画（プレビュー）等をいう。

¹⁶ インターネットを通じて広く公開されており、商業利用も含めて、目的に応じた活用可能な条件が明示され、手続を要せずに提供されるデータが第三者に自由に利用できるようになっている状態をいう。なお、構築・共有・活用ガイドラインでは、PDM、CC0、CC BY、特にCC4.0の利用条件での公開を推奨している。

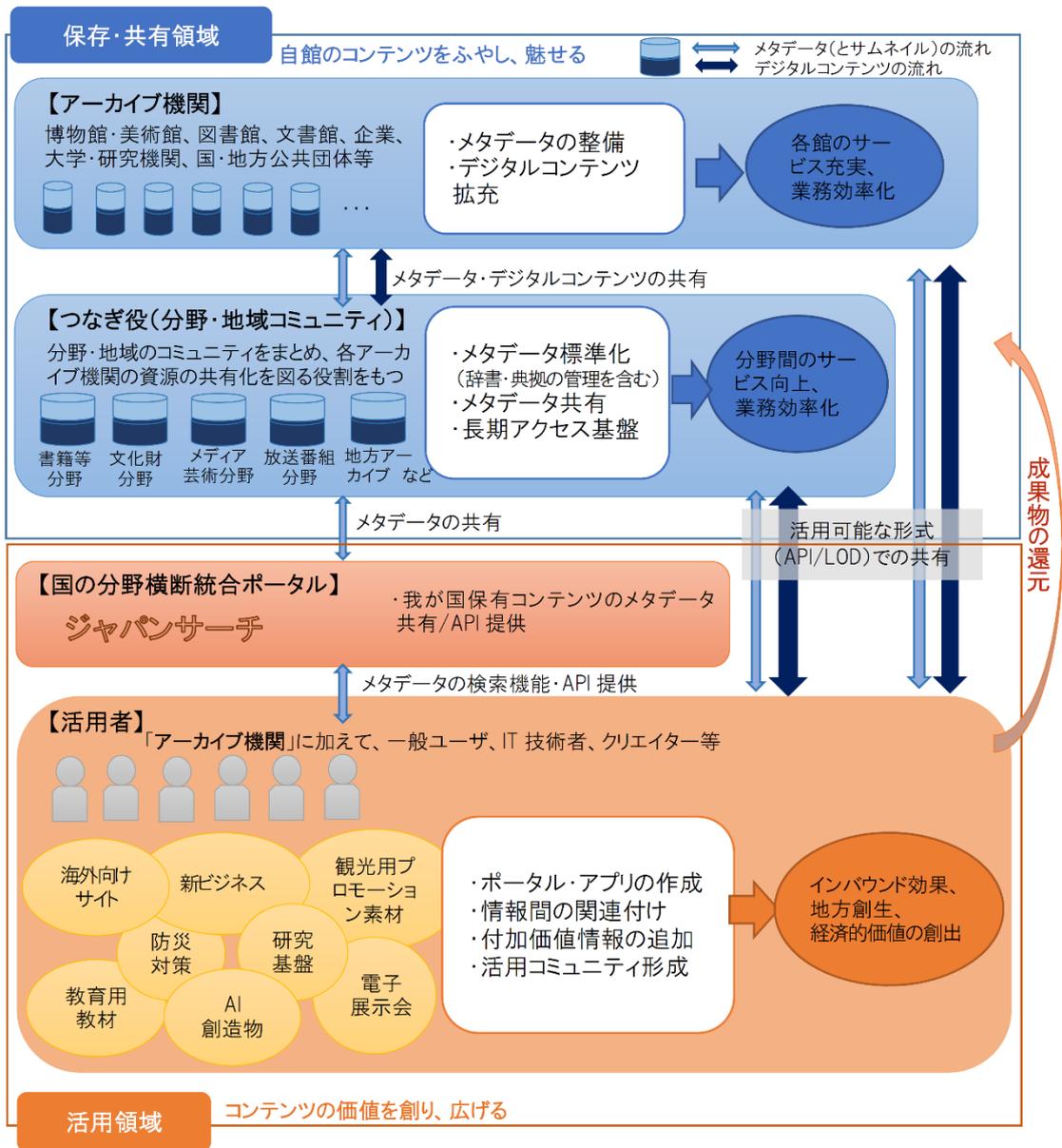


図1：デジタルアーカイブの共有と活用のために

3 実務者検討委員会で示されたデジタルアーカイブの構築・連携の現状と課題

実務者検討委員会においては、関係省庁及び主要アーカイブ機関から、デジタルアーカイブを構築・共有・活用を推進していく上での現在の取組状況や今後の課題などについて、次のとおり報告が行われた¹⁷。

○ 書籍等分野（国立国会図書館）

書籍等分野のつなぎ役として、「国立国会図書館サーチ」を運用中。資料のデジタル化、メタデータのオープン化、デジタルコンテンツの二次利用条件表示の促進等の課題があるが、これらについては国全体としての取組が必要である。国立国会図書館サーチから3件のデータベースがジャパンサーチ試験版と連携している。

○ 公文書分野（独立行政法人国立公文書館）

国立公文書館では、「国立公文書館デジタルアーカイブ」と「アジア歴史資料センターデジタルアーカイブ」の2つを運用中。前者はデジタル化の更なる推進、後者はデータベースの拡充が、それぞれ課題となっている。このうち国立公文書館デジタルアーカイブがジャパンサーチ試験版と連携している。

○ 文化財分野（文化庁政策課）

文化遺産オンラインを国立情報学研究所とともに運営している。文化遺産オンラインは、国立国会図書館サーチ、独立行政法人国立文化財機構の国立博物館所蔵品統合検索システム（ColBase）、ジャパンサーチ試験版と連携している。文化遺産オンラインでは、国指定文化財に係る文字情報は全てデジタル化の上で公開しているが、画像等の資料のデジタル化や二次利用条件表示の促進等が課題である。

○ 文化財分野（独立行政法人国立美術館）

独立行政法人国立美術館の「国立美術館所蔵作品総合目録検索システム」及び国立新美術館の「アートコモンズ」がジャパンサーチ試験版と連携している。また、公開されている情報資源のゲートウェイを構築する計画で、将来的には、ジャパンサーチや文化遺産オンラインとの連携を進める予定である。

○ 文化財分野（独立行政法人国立文化財機構）

国立文化財機構の4つの国立博物館の所蔵品を検索できる「国立博物館所蔵品統合検索システム（ColBase）」を運営しており、メタデータやサムネイルはCC BY¹⁸で公開している。ColBaseは国立国会図書館サーチ、文化遺産オンライ

¹⁷ 第5回目の実務者検討委員会（平成30年11月開催）での報告にジャパンサーチ試験版の一般公開後の進捗状況等を追加した。

¹⁸ 原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）を表示することを主な条件とし、改変はもちろ

ンに加え、ジャパンサーチ試験版と連携している。

○ メディア芸術分野（文化庁参事官（芸術文化担当））

メディア芸術データベースの2020年正式公開を目指し開発を進めている。マンガ分野については国立国会図書館サーチとのAPI¹⁹連携を進め、他分野についても引き続き連携調整を行う。今後、ジャパンサーチ試験版との連携も検討する。補助金によるメディア芸術作品のアーカイブ化・長期保存への支援を行っているほか、産官学で連携して人材育成やアーカイブ化のノウハウ構築に取り組んでいる。

○ 自然史・理工学分野（独立行政法人国立科学博物館）

生物多様性の分野では、地球規模生物多様性情報機構（GBIF）が世界規模のポータルを運営している。日本では、「S-Net（サイエンスミュージアムネット）」というポータルを国立科学博物館が運営しており、基本的にCC BY、CC0、CC BY-NC のいずれかでデータを提供している。S-Net はジャパンサーチ試験版と連携している。産業史等の理工学関係資料の公開が課題となっているが、可能なものから公開を進めていく。

○ 人文学分野（大学共同利用機関法人人間文化研究機構）

人間文化研究機構に属する6機関のデータベースを検索できる「統合検索システム nihulNT」を運営し、国立国会図書館サーチ、ジャパンサーチ試験版と連携している。nihulNT のライセンスは、現状は各機関に委ねられているが、構築・共有・活用ガイドラインに沿って各機関でできるだけオープンにするよう努めている（国立歴史民俗博物館の「総合資料学情報基盤システム（khirin）」のデータはCC BY 相当のライセンスで、国文学研究資料館の「新日本古典籍総合データベース」等の画像データはCC BY-SA で提供）。データ化の促進、データの統一性の確保（データクレンジング）、多言語対応が課題である。

○ 放送番組分野（公益財団法人放送番組センター）

放送ライブラリーで公開する番組のメタデータを検索・閲覧できるシステムを運用している。このうち、ドラマのメタデータについてジャパンサーチ試験版と連携している。引き続き、公開番組の追加や、過去に収集できなかった番組の遡及収集等の取組を通してデータ拡充に努めていく。

○ 放送番組分野（日本放送協会）

NHK アーカイブスのポータルサイトでは、「人物」「震災」など9分野から選択して視聴が可能。このうち日本各地の文化や風景などを紹介する「みちしる」

ん、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いCCライセンス。

¹⁹ Application Programming Interface。オペレーティングシステムやアプリケーションソフトが、他のアプリケーションソフトに対し、機能の一部を利用できるように提供するインターフェースのことをいう。

のデータについて、ジャパンサーチ試験版と連携している。

上記の各分野における取組のほか、分野横断的な取組として、内閣官房明治 150 年関連施策推進室が「明治 150 年」ポータルサイトを立ち上げ、明治時代に関連するデジタルアーカイブ情報の集約を進めている。

4 デジタルアーカイブ社会の実現に向けた施策の検討

(1) 「デジタルアーカイブ社会」とは （「デジタルアーカイブ社会」の位置付け）

関係省庁等連絡会・実務者協議会報告書において提言された「デジタルアーカイブ社会」とは、「デジタルアーカイブが日常的に活用され、様々な創作活動を支える社会・学術・文化の基盤となる社会」と位置付けられる。すなわち、デジタルアーカイブによって、日々生み出される様々なデータが共有される、誰でも簡単にアクセスできる、日常的に利活用できるように二次利用条件が整備されている、また、誰もが新しいコンテンツを生み出せる社会のことである。（図2参照）

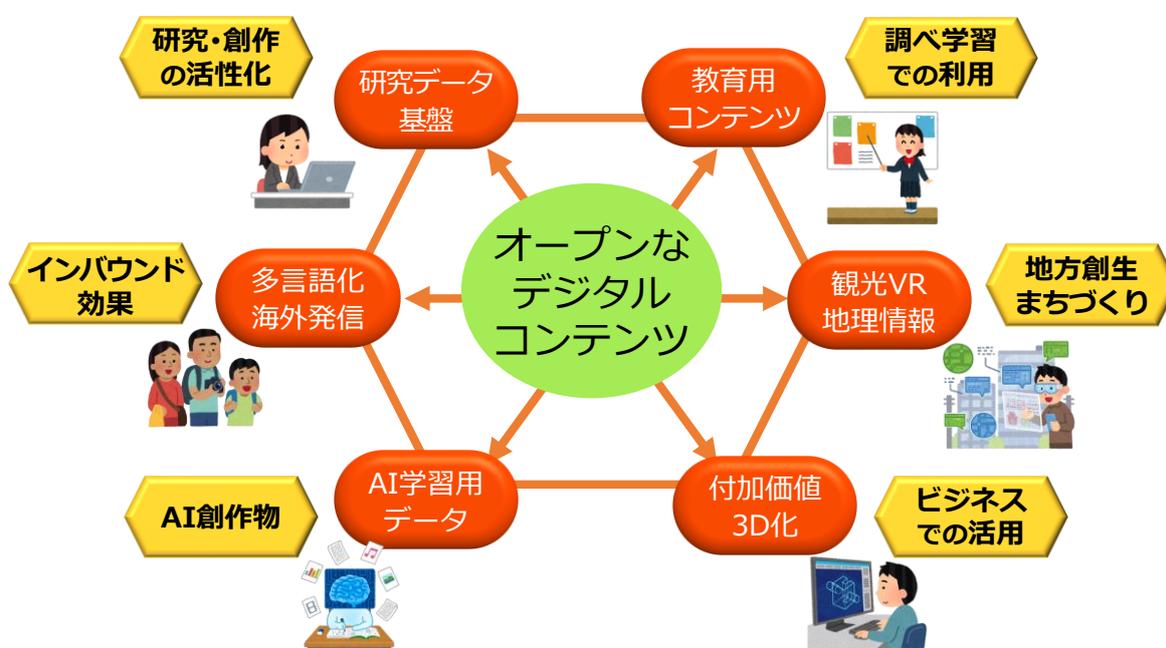


図2：デジタルアーカイブ社会のイメージ（例）

（デジタルアーカイブ産学官フォーラムの開催）

実務者検討委員会の事務局を務める内閣府知的財産戦略推進事務局は、デジタルアーカイブの構築等の推進やアーカイブの利活用促進に向けた連携を図るため、産学官の関係者を一堂に集めたデジタルアーカイブ産学官フォーラム（以下「産学官フォーラム」という。）を開催し、情報共有、意見交換を行っている。

第1回目の産学官フォーラムでは、「デジタルアーカイブ社会の実現に向けて」をテーマとして平成29年11月に開催した。このときの産学官フォーラムでは、玉石混交の情報の中から自ら必要とする正確な情報だけを取得できる社会の枠組

みをつくることや、活用者がメタデータやデジタルコンテンツを提供するアーカイブ機関へのリスペクトをもって一定のルールやモラルに従いながら利活用を行う必要があるといった意見があった。

第2回目の産学官フォーラムは、国立国会図書館との共催で、平成31年2月に開催し、国内外の事例が紹介された。海外の事例として、大英博物館と立命館大学アート・リサーチセンターによる「北斎プロジェクト」について発表が行われ、北斎に関する作品、資料・書簡、画像、動画、研究成果などのオンラインリソースを連携させる試みなどが紹介された。また、国内の事例として、映画制作におけるアーカイブの利活用事例や、AIでカラー化した写真をもとに対話の場を生み出す試みなどが紹介された。事例発表後の対談やパネルディスカッションでは、日本のデジタルアーカイブを世界に発信するためにメタデータの英語化を進める必要がある、利活用のためにはさまざまな機関で作成されるデジタルコンテンツのクオリティをコントロールする必要があるといった意見のほか、不特定多数の人々や社会の利便性のためにアーカイブを行うという側面のみならず、アーカイブされる記憶には個別で複雑な営為があり、コンテンツの所有者・制作者（及びその遺族）一人一人のためにアーカイブするという側面も重要であり、その両輪でデジタルアーカイブ社会を考える必要があるとの意見もあった。

今後も引き続き産学官フォーラム等の機会を通じ、広く社会一般に施策の方向性について周知するとともに、関係者との情報共有、意見交換を行いながら、目指すべき姿と、その実現のために必要とされる課題解決の方向性を探っていくことが必要である。

(2) デジタルアーカイブ構築の推進

(メタデータの整備)

デジタルアーカイブを活用していくためには、コンテンツにメタデータを付与し、サムネイル／プレビューの整備を進めていくことが必要となる。しかし、規模の小さいアーカイブ機関においては、人手やノウハウの不足により、これらの整備が進んでいないため、行政やつなぎ役を通じた支援が必要とされている。また、つなぎ役に求められる役割の一つが分野内のメタデータ標準化や用語の統制であるが、分野の知識とメタデータの知識双方を有する専門家でなければ分野のメタデータ標準を作ることが難しいといった意見もあった。

これらの課題を解決するためには、当該分野において主導的立場にある大規模なアーカイブ機関が、自らのメタデータ付与の基準や方法を公開していくといった解決策も考えられる。また、AIによる顔認識、物体認識、文字列認識などの機能を活用してメタデータを自動付与するといった新たな技術開発が進んでいることから、AIの学習用データの提供を促すことなどにより、これらの技術開発を支

援することや、技術の共有化を図るといった取組も考えられる。

（デジタルコンテンツの拡充）

書籍や公文書等の一部分野ではコンテンツのデジタル化が進んでいるものの、全体としてインターネット上で利用できるデジタルコンテンツの量は欧米と比較すると少ない状況にある。

デジタルコンテンツを拡充していくに当たっては、アーカイブ機関が活用のニーズを把握すること、限られたリソースの中で何をデジタル化するかという優先順位をつけることが重要である。また、デジタルリマスターなどの技術も活用することでより品質のよいデジタルコンテンツの作成も可能となってきたことから、そのような最新デジタル技術の活用も検討すべきである。

中小規模のアーカイブ機関においてデジタルコンテンツの拡充を図っていくためには、アーカイブ機関が自らコンテンツのデータ整備に責任を持ち、つなぎ役が大きなプラットフォームを用意することなどにより、役割・負担を分担することが望ましいという意見があった。

このほか、アナログ資料のデジタル化だけでなく、ボーンデジタル²⁰のコンテンツを前提としたデジタルアーカイブの発信を促進すること、さまざまなデジタル資源を組み合わせる利活用しやすくする基盤を整備すること、これまで対象として検討していたタイプのデータに加え計測データ（観測データ、記録データ）などのデジタルアーカイブについても議論していくことが重要であるという意見があった。

（地域アーカイブの構築）

地域アーカイブの取組は、地域に眠っている多くの資料をデジタル化するというコンテクストで議論されているが、実際には、予算も人的リソースも少ないため、そもそも貴重な資料の保全が難しい状況にあり、例えば、地方自治体が設置した視聴覚ライブラリーに保管された資料や、市町村史編さんのために集積された資料などのデジタル化さえも進んでいない。地方自治体に対する調査²¹においても、デジタルアーカイブ構築に関する方針や計画を有するところはほとんどなく、一部アーカイブ機関において所蔵資料のデジタル化やデータ公開に取り組んでいるものの、来館者の増加など顕著な効果がみられるまでには至っておらず、予算や人員、スキルが不足していることを課題として挙げる回答が多かった。

²⁰ 紙などの媒体をデジタル化したものではなく、つくられたときから既にデジタルの形態であるもの。例えば、デジタルカメラの写真などのことを指す。

²¹ 「地方自治体における知的財産戦略等の策定・活用に関するアンケート」（平成 29 年 9 月知的財産戦略推進事務局実施）

今後、国や地方自治体、大学、企業、NPO等すべての主体において、地域アーカイブを推進するための基盤となる人材の育成にそれぞれが取り組んでいかなければならない（「(6) 人的基盤の整備」参照）。

その上で、地域のデジタルコンテンツを拡充していくためには、地域住民も当事者として参加する環境づくりをすすめ、各アーカイブ機関と地域住民が協働してデジタルアーカイブを構築するプロセスが重要であり、それがその後の利活用の創出にも繋がる。

具体的には、県域・圏域の数か所に、誰でも利用可能なスキャナ等の機器を備えたスタジオやアプリケーションの提供等のデジタルアーカイブ構築の支援策を講じることにより、地域住人が参加できやすくなる仕組みを行政側で用意するといった取組を推進していくことが必要である。

また、特に地方自治体においては、デジタルアーカイブ構築を進めるに当たり、首長の理解を得られるかどうか重要であるという意見や、広報活動は、専門家向けだけに限らず、首長、議員、一般市民に向けた理解しやすいものも展開することが大事であるという意見があった。

(3) 長期利用保証の在り方

これまでに構築されたデジタルアーカイブの中には、保存されることなく消えていったものも多く、デジタルアーカイブの長期的なアクセスを保証することも大きな課題の一つである。

予算面では、構築当初からサーバシステムなどのリプレイス・運用保守に係る経費を確保する方法を考える必要がある。その際、基金化・クラウドファンディング利用などを検討し、ビジネスとして成り立つような方策を模索することも考えられる。

システム面では、固定 URL を用意するだけでなく、そのアクセスが無効にならないよう、何十年か後の人たちが使うという意識を持って、情報が長期的に有効であるよう工夫すべきとの意見があった。この点、構築・共有・活用ガイドラインにおいても言及されているが、長期アクセスを保証する DOI (Digital Object Identifier)²²等の永続的識別子の付与・普及といった取組も考えられる。

また、アーカイブ機関の運営が継続困難になった場合にデジタルアーカイブを救出できるような取組や仕組が必要である。例えば、あるデジタルアーカイブを他

²² コンテンツの電子データに付与される国際的な識別子。ISO 26324 : 2012 として国際標準化されている。DOI の登録には国際 DOI 財団が認める DOI 登録機関への参加が必要であり、我が国の DOI 登録機関としてはジャパンリンクセンター (JaLC) がある。なお、DOI はデータの管理主体が変わっても識別子自体は変わらないため、この観点からも持続可能なデータの提供を行うことに資するものである。

<https://japanlinkcenter.org>

機関で引き受けて、従前通り公開していく場合に、著作権者や肖像権者から改めて許諾を得ることが難しく、公開できなくなるということがよくあるため、DOI等の永続的識別子の付与に加えて、デジタルアーカイブを構築・公開する際に、包括的に権利処理しておくこと、または、いったん公開されたものについて追加の権利処理を簡便に行えるようにあらかじめ契約をしておくことが望ましい。さらには、デジタルアーカイブの権利譲渡を可能にする協定の締結やアライアンスの形成等を検討することも考えられるという意見があった。

このほか、デジタルコンテンツの長期利用保証を視野に含めたガイドラインや共通基盤の整備、中小規模のアーカイブ機関が持続的に運営できるような施策の実施やノウハウの共有が必要であるとの意見があった。

(4) データの公開・オープン化の促進

(データ公開・オープン化のインセンティブ)

データの公開・オープン化について、アーカイブ機関側にインセンティブが働かないとの意見がある一方、その存在が、利用者だけでなく、広く認知されることで、コンテンツそのものの価値の向上に寄与するとともに、アーカイブ機関のブランド力の向上に寄与するとの意見もある。実際、米国のメトロポリタン美術館やオランダのアムステルダム国立美術館などが、自館や自館所蔵資料の価値向上のために、相当数の所蔵資料の高精細画像をCC0²³で公開している。

(公開範囲の考え方)

アーカイブ機関によっては、著作権や肖像権等が問題となって、所蔵コンテンツを全て無料で公開することが難しい場合もあるため、各アーカイブ機関の判断で適切な公開範囲や利用条件を設定できるように全体のシステムを構築していく必要がある。特に、デジタル化に当たっては、デジタル化を行う事業者との間で締結する契約の中で、公開時の利用条件を明確にすることが重要である。また、所在情報だけであっても公開することに価値はあるとの意見もあり、メタデータについては、整備・公開・オープン化にできる限り対応することが求められる。

地域アーカイブのコンテンツの公開については、プライバシーにも配慮し、公開の範囲を当該コミュニティに限定することについて許諾を得るといった方法も選択肢の一つとして検討すべきであるといった意見があった。

また、教育研究目的に限定した利用や、公開後一定の年数を経過したものについては、権利処理を要することなく一定の範囲内での利用(特定の施設内での限定公

²³ 全ての著作権等の権利を放棄することを意味する。これは、著作権に基づいて訴訟を起こす権利、逸失利益等が出て不法行為に基づく損害賠償を求める訴訟を起こす権利も含めて放棄し、著作者人格権など放棄できない権利については行使しないことを約束するといったことを意味する。

開等)を可能にするなどのゆるやかな合意形成を社会全体で図ることができないかといった意見があった。

(サムネイル／プレビューの公開)

サムネイル／プレビューの作成・公開については、自館の所蔵資料／収蔵品のサムネイル／プレビューを公開できるような制度が期待されるとの意見があった。この点については、平成30年著作権法改正において²⁴、アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等(第31条、第47条、第67条等関係)が行われたことにより、美術館等における展示作品の解説・紹介のために当該展示作品をデジタル化し、タブレット端末等で閲覧可能にすること等を許諾なく行うこと、また、当該展示作品に関する情報を一般公衆に提供することを目的とした、当該展示作品のサムネイル画像をインターネット上で公開することも許諾なく行えることとなった。

なお、関係団体が連名で公表した「美術の著作物等の展示に伴う複製等に関する著作権法第47条ガイドライン」²⁵において、インターネット等による展示施設外でのデジタル画像の利用に当たっては解像度を「32,400画素以下」²⁶とすることとしている。これに対して、実務者検討委員会では、デジタルアーカイブ推進の観点から、ガイドラインの当該基準は、高解像度の画像が求められる時代のニーズに合っていないのではないか²⁷、作品のイメージが伝えられなくなるのではないか、作品の価値を評価しづらくなることで逆に権利者にとって不利益になることもあるのではないかといった意見があった。

²⁴ 一部を除いて平成31年1月1日施行(教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備(第35条等関係)については、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日を施行日とされた)。

法改正の趣旨は、「デジタル・ネットワーク技術の進展により、新たに生まれる様々な著作物の利用ニーズに的確に対応するため、著作権者の許諾を受ける必要がある行為の範囲を見直し、情報関連産業、教育、障害者、美術館等におけるアーカイブの利活用に係る著作物の利用をより円滑に行えるようにする」こととされている。(著作権法の一部を改正する法律の概要)

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_01.pdf

²⁵ 一般社団法人日本美術家連盟、一般社団法人日本美術著作権連合、一般社団法人日本写真著作権協会、公益財団法人日本博物館協会、全国美術館会議、一般社団法人日本書籍出版協会の連名により平成31年1月22日付けで策定された。

²⁶ 180×180ピクセル(おおよそ1.3cm×1.3cm(350dpi換算)、1.5cm×1.5cm(300dpi換算)、2.3cm×2.3cm(200dpi換算)に相当。)

²⁷ 構築・共有・活用ガイドライン(p.9)では、サムネイル／プレビューの品質に関して、利用する側が無理なく判別できるレベルのものが求められている。例として、Europeanaのサムネイル／プレビューの解像度の要件は最小で幅400ピクセル、国立国会図書館のデジタル化資料は24ビットフルカラーで幅256ピクセル(どちらも2016年末現在)であることが示されており、ネットワーク環境やデバイス全体の性能の向上に伴い、このレベルは随時見直されるべきものとされている。

（オープン化への取組の考え方）

オープン化に関しては、多くのコンテンツホルダーからは、CC0 や CC BY といった条件で公開することにより、どのように利活用されたかが分からなくなるおそれがあるとの意見があった。しかし、CC0 や CC BY といったクリエイティブ・コモンズ・ライセンスは、著作権の権利情報による利用条件を簡潔に示すもの²⁸であり、典拠表示などを利用条件とすることを否定しているものではないことから、過度なおそれをもってオープン化を回避することは望ましくないものと考えられる。他方で、こういったおそれに対して、活用者は、適用されているライセンスや利用条件をよく確認し、遵守しなければならないのはもちろんのこと、コンテンツ自体の価値をさらに高め、データ提供者にとってもメリットにつながる形で活用することが求められる²⁹。その上で、加工したデータもオープン化の循環に乗せることでより一層のデータ提供環境の向上も図られることとなる。また、データを集約・提供する機関においては、サイトポリシーなどで、典拠などの情報を明らかにするよう活用者をお願いすることで、データ提供者の懸念を払しょくすることも可能となると考えられるところ、ジャパンサーチにおいてもそのような対応を進めていくことで、一層のオープン化が図れるのではないかといった意見もあった。

（デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示）

これまでの議論と構築・共有・活用ガイドラインの考え方を踏まえて検討した結果、デジタルコンテンツの二次利用条件を表示するライセンス又はマークとして、次のものを利用することが望ましいとの結論に達した。（詳細は、補足資料「デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について（2019年版）」を参照）

- 国際的に普及しているパブリック・ドメイン・ツール及び CC ライセンス。特に、CC0、CC BY を強く推奨する。
- Rights Statements からは、著作権あり、著作権あり—教育目的の利用可、著作権なし—他の法的制限あり、著作権なし—契約による制限あり、著作権未評価のマーク。
- 日本独自表示としては、裁定制度により利用された著作物であることがわか

²⁸ なお、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス等の著作権ライセンスは、著作権者自ら保有する権利の利用許諾を行うものであるため、著作権保護期間が満了しているコンテンツや、著作物としての要件を満たさない創作性のないデータなどに適用したとしても、その二次利用に著作権法による保護を超えた追加的な制約を課すものではないことに留意が必要。（構築・共有・活用ガイドライン p.19 より）

²⁹ 欧米では“be culturally sensitive”（文化に配慮する）の観点から、法律などに明示されていなくとも、社会規範に沿った形でデータを活用することが求められる。

るマーク（著作権未決定－裁定制度利用著作物）を用意する。

(5) 利活用の促進

（市民参加型のアーカイブ）

デジタルアーカイブの利活用を進めるに当たっては、アーカイブ機関だけでなく、地域住民等が協働で構築するプロセスが重要である。市民参加型のアーカイブ構築を通じて、一人一人の市民がデジタルアーカイブの使い手であると同時に作り手でもあるという意識を持てるようにし、アーカイブの作成と利活用の循環を生み出すことが可能となる。市民に見えるよう地域がボトムアップの形で関与することが地域の活性化にも繋がるほか、アーカイブされたコンテンツについても、様々な情報が付加されて新たな価値が生まれてくる。特に様々な活用事例が周知されることにより、地域コミュニティにおいて無価値とされていた資料の価値について再考され、それが他のコンテンツのメタデータの整備やデジタル化に繋がるといった循環が期待される。

また、例えば、自然史・理工学系のデータの多くは、一点ではあまり価値は無いが、大量に集めることで価値が出るという性質がある。それを一人で集めていくことは不可能であるが、皆で同じ粒度のデータを集めることで価値あるデータを生み出すことが可能となる。実際に、欧米やオーストラリアなどでは、市民科学（シチズンサイエンス）の活動によって、生物・自然観測のデータ収集が活発に進められている。

現在、市民参加型デジタルアーカイブの作成環境を提供するソフトウェアもオープンソースで開発・公開されつつあり、これらをうまく活用することでデジタルアーカイブのエコシステム（循環）を生み出していくことが考えられる。過度なコストをかけずに、適時適切なデジタルアーカイブが構築される、いわばエコシステムといえるような仕組みを作ることができれば、既存アーカイブの長期運用のみならず、新たなデジタルコンテンツの作成や発信、利活用も含めた取組を持続的なものとするのが可能と考えられる。国や地方自治体には、市民参加による地域アーカイブの構築や活用の取組、そのための個々の継続的な活動を後押しすること（コンテンツを利活用しやすい仕組み等、市民参加を促す環境整備等を含む）が求められている。

（具体的な利活用のシナリオ）

デジタルアーカイブの利活用を促すためには、単にデータを集約するだけでなく、その使い方（シナリオ）を具体的に示すことや、利活用しやすいプラットフォームでデータを公開することが必要である。その際、単にデータを公開するだけでなく、よりユーザに身近でかつ意外性のある見せ方を工夫することが重要である。

また、クリエイター等の活用者とコミュニケーションをとることにより、アイデアとデジタルアーカイブを結びつけて利活用を促すこと、その利活用事例を SNS 等のコミュニケーションツールにより広めてもらうことも重要である。

利活用の事例は次のとおりである。

- 江戸料理レシピを料理レシピサービス「クックパッド」で写真付きで公開したところ、予想もしなかった大きな反響があった。
- 火焰土器の 3D データを CC0 で公開するとともに、クリエイターに当該 3D データの利活用事例を SNS で拡散してもらうことにより、潜在的な活用者の掘り起こしや利活用を促すことができた³⁰。
- 映画「この世界の片隅に」の制作に当たり、当時の写真や日記、通達文書、戦時日誌のデジタルアーカイブや、それらを用いた聞き取り調査等によって、映画の舞台となった時代を忠実に再現することができた。

このほか、利活用のポイントや注意点は次のとおりである。

- 教育分野での利活用を促進するためには、メタデータに学習指導要領に記載されている文言や教科書の見出しを付与するなど、単元との対応関係を明確にし、教員に使ってもらいやすくする工夫をすると、効果的である。
- 観光分野においては、地域のコンテンツをデジタル化し、観光に活かす取組は既に各地で始まっている。提供が容易なデータから漸次オープン化することによって、観光客の誘客から地方創生に繋げていくことが可能となる。
- 地域における利活用に当たっては、市民を巻き込んで、現地／地域に密着したデジタルアーカイブを構築していくプロセスを模索し、また展示やイベントで利活用していくことが必要である。
- 防災利用の観点からは、災害時だけでなく、平時においても、デジタル情報を共有・利活用し、状況認識の統一を図っておくことが必要である。
- その他、デジタル化された歴史資料等を回想法³¹に利活用することも考えられる。

³⁰ 「縄文オープンソースプロジェクト」(<http://jomon-supporters.jp/open-source/>)。利活用事例は Twitter のハッシュタグ「#jomon」、「#jomonosp」、「#縄文オープンソースプロジェクト」で検索できる。

たとえば、火焰土器の 3D データを用いてゲームキャラクターを作成したり、3D プリンターから出力してアクセサリ、氷の容器、植木鉢を作成したり、あるいはテキストスタイルにするなど、想定外の事例も含めて、様々な利活用が展開された。また、火焰土器の 3D データを利活用するためのワークショップなどが開催された。

³¹ 認知症やうつ病のリハビリテーションの一つとして活用する方法で、過去の出来事や思い出を想起したり、語ったりすることで病状の進行を遅らせることを目的とするもの。

なお、デジタルアーカイブの利活用を促進するためには、**Wikipedia** 等の影響力のあるウェブページからのリンク付けを推進することも有用である。また、民間事業者や団体、大学等において利活用モデルが模索されているところであり、今後、産学官での協力・連携を検討していく必要がある。

（今後の利活用の可能性）

平成 30 年著作権法改正において、デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した「柔軟な権利制限規定」³²の整備（第 30 条の 4、第 47 条の 4、第 47 条の 5 等関係）が行われたことにより、著作物の市場に悪影響を及ぼさないビッグデータを活用したサービス等のための著作物の利用を許諾なく行うことが可能となった。

例えば、著作物の所在（例：書籍に関する各種情報）を検索し、その結果に付随して著作物の一部を表示することについて、これまで許諾が必要な可能性があるとされてきた行為であるところ、著作権者の許諾なく利用することが可能となった。また、イノベーションの創出を促進するため、情報通信技術の進展に伴い将来新たな著作物の利用方法が生まれた場合にも柔軟に対応できるよう、ある程度抽象的に定めた規定が整備された。

今後の利活用としては、画像の文字情報をテキストデータ化することによって、その検索利便性を向上させたり、ジャパンサーチで集約されるメタデータに含まれるコンテンツの所在情報から大量のデジタルコンテンツにアクセスし、AI がそれらのコンテンツを集約・解析することで、新たなデータを生み出したり、時代や地域を超えた関連性の高いコンテンツを発見することも可能となると考えられる。

（新技術を用いた利活用）

ニューラルネットワークによる写真の着色や AR（拡張現実）によるデジタルアーカイブと現実とのリンク、VR（仮想現実）や 3D プリンターへの出力可能なデータ整備等が進むことにより、ストックとなっているデジタルコンテンツを、これまで以上により多様な形でフローとして利活用することができると考えられる。

（教育現場における利活用）

平成 30 年著作権法改正において、教育の情報化に対応した権利制限規定等が整備（第 35 条等関係）されたことにより、ICT の活用により教育の質の向上等を図

³² 法改正に伴い、従来の権利制限規定が、権利者の利益を通常害さない行為類型（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（第 30 条の 4）、電子計算機における著作物の利用に付随する利用等（第 47 条の 4））や、権利者に及ぶ不利益が軽微な行為類型（新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果提供に付随する軽微利用等（第 47 条の 5））といった「柔軟な権利制限規定」に整理された。

るため、学校等の授業や予習・復習用に、教師が他人の著作物を用いて作成した教材を、ネットワークを通じて生徒の端末に送信する行為等について、許諾なく行うことが可能となった。教育の場でデジタルアーカイブのコンテンツの利活用が進むよう、その働きかけや仕組みづくりの検討が必要と考えられる。

(6) 人的基盤の整備

デジタルアーカイブの利活用を進めるためには、自館の所蔵コンテンツに付加価値を見出し、発信するキュレーターや、各地域の事情を分かった上でデジタルアーカイブを構築し、国際標準とすり合わせていくことのできる人材の育成が必要不可欠である。こうした人材には、デジタルアーカイブの構築に関する知識はもちろんのこと、コーディネートや企画、マネジメントに関する能力、著作権法や個人情報保護法、さらには、人権やプライバシーの権利等に対する理解も求められており、一朝一夕で養成できるものではない。

アーカイブ機関の外側にいる第三者の専門人材を活用する仕組みや、経験を積んだスタッフを一定程度広域的に活用する仕組みなども含め、多様な方策を検討する必要がある。また、地域のアーカイブにおいては、アーカイブ機関だけでなく、大学や企業、NPO等が連携してその地域固有の課題と一緒に取り組んでいくことも考えられる。こうした取組とAIなどの新技術を活用することによって、限られた人的リソースを適切な業務³³に振り向けることが可能となり、現場の負担軽減にも役立つと考えられる。

(7) 意識啓発

多くのアーカイブ機関では、来館者数や貸出し数を業績評価における重要な成果指標としており、所蔵品の高精細な写真や動画といったデジタルコンテンツをインターネット上に公開すると、来館者数が減るのではないかという懸念があるとの意見があった。しかし、デジタル時代においては、むしろ、優れたコンテンツを発信することにより、多くの情報の中に埋没することなく文化的資産を継承・保存・活用していくことが可能となるのであり、所蔵品やアナログ情報を適切に保存するだけでなく、デジタル情報を保存、発信していく重要性について認識を共有することが必要である。

「デジタルアーカイブ」ということばが我が国とは異なる意味で使われることのある海外においては、「デジタルキュレーション」や「デジタルプリゼーション」といったことばで、貴重な文化的・学術的デジタル資源の収集と提供、将来に向けた保存が表されることが多い。貴重な資源の収集、提供、保存はあらゆるアー

³³ 従来からの業務だけではなく、デジタルアーカイブの構築・発信などの業務についてもより積極的に行うことが可能となると考えられる。

カイク機関に共通のミッションであり、デジタルアーカイブの開発と運営はそのミッションをデジタル化された現代の情報環境の中で遂行していくことに他ならないという意識を持つことが必要である。このような認識を周知していくためにも、構築・共有・活用ガイドラインを効果的な形で普及させ、アーカイブ機関の現場での活用を促す必要がある。

(8) 評価の枠組みの整備

来館者数やアクセス数等の従来型の指標だけでは、デジタルアーカイブの取組が適正に評価されないため、関係省庁等連絡会・実務者協議会では、評価指標についても議論が行われた。

実務者検討委員会は、デジタルアーカイブの構築・共有・活用のための活動に関して、組織的な取組からシステム面も含めてバランスよく自己点検・評価するための指標・ツールについて検討し、「デジタルアーカイブアセスメントツール」(補足資料参照)を作成した。このツールは、各組織において求められる水準が異なることを踏まえ、項目ごとに三段階のモデルを用意し、アーカイブ機関やつなぎ役が、自らのミッションや役割を認識したうえで、必要な項目を選べるようにしている。このツールを使って、自らの立ち位置を確認することが可能となることが考えられる。

- 標準モデル：小規模な機関で行うことが推奨される水準
- 先進モデル：各アーカイブ機関がそれぞれのミッションや事業に照らして目指す水準
- つなぎ役モデル：つなぎ役の役割を持つ機関が目指す水準

デジタルアーカイブアセスメントツールについては、今後、実務者検討委員会において、普及に向けた検討や評価事例の集約を行うとともに、内容の見直しが必要になった場合には適宜検討を行っていく必要がある³⁴。デジタルアーカイブアセスメントツールの活用事例については、補足資料「デジタルアーカイブアセスメントツール事例」を参照³⁵。

³⁴ 本論点に関する議論の中では、デジタルアーカイブに係る基本法を整備することで、デジタルアーカイブの構築・利活用を推進するとともに、アーカイブ機関内での取組を促進すべきとの意見もあった。

³⁵ このほか、実務者検討委員会では、県が、県史を基にしたデジタルアーカイブを構築する際に使用していたという事例が紹介され、内部チェック用として有用であるという印象を持ったとの意見があった。

5 デジタルアーカイブに関する諸外国の取組状況

(1) 調査の背景・目的

内閣府知的財産戦略推進事務局は、我が国のデジタルアーカイブ施策検討の基礎資料とすることを目的として、海外の主要アーカイブ機関等の取組実態の調査を実施した³⁶。

本調査は、デジタルアーカイブが進展し、様々な施策や取組が進められている欧州連合（EU）や米国のほか、国立図書館等の機関が主導する形で取組が進められている中国と韓国を対象とした（表1参照）。

³⁶ 平成30年度内閣府知的財産戦略推進事務局委託事業「デジタルアーカイブに関する諸外国における政策調査」調査報告書（特定非営利活動法人映像産業振興機構（VIPO）平成30年11月）。
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_suisiniinkai/jitumusya/2018/seisakucyousa.pdf

表 1 調査結果の概要（出典：「デジタルアーカイブに関する諸外国における政策調査」調査報告書
（特定非営利活動法人映像産業振興機構（VIPO）平成 30 年 11 月）

項目	EU	中国	韓国	米国
状況	2007年に欧州議会で決定されたことで、デジタルアーカイブへの投資が進展。各国の取り組みは概ね European の影響下に行われている。	書籍や雑誌のデジタル化が進展しているが、各アーカイブ機関が個別に取り組みを行っているもので、デジタルアーカイブのネットワーク形成には至っていない。	取り組みの歴史は長く、情報政策の一環として位置付けられ、推進されている。一方、各アーカイブ機関が個別に取り組みを進めているため、デジタルアーカイブのネットワーク形成には至っていない。	国家としてのデジタルアーカイブの推進計画は存在せず、各アーカイブ機関が個別にデジタル化を推進している。European に倣って設立された DPLA 等により、活動が統合されつつある。
著作権	デジタル単一市場の形成のために、国間の制度的差異の解消、域内における保護コンテンツへのアクセス性の向上に向け、制度整備が進められている。	デジタルコンテンツの多く（書籍、雑誌など）はライセンスで提供されているため、著作権問題は顕著ではない。	図書館等がアーカイブ化のために、図書、文書等のオンライン資料を複製できることが法的に定められている。	フェアユース（公正な利用）と呼ばれる規定により、著作物を公正利用する行為に対して著作権の効力は及ばない。
二次利用	「図書館、博物館等の記録資料は、商業・非商業の両方の目的で二次利用できべきで、オープン標準を用いてメタデータのコンテキスト利用を促進する」という原則が策定されている。	二次利用については明確化されておらず、条件表示の促進について検討がなされている。	政府・自治体・公共機関等が作成した著作物の利用を推進する「公共著作物」制度が定められ、条件に基づき、公共著作物を自由に利用することができる。	上述のとおり、フェアユースの観点で利用が進んでいる。また、メトロポリタン美術館など、著作権の切れたコンテンツの画像は CC0 で公開するなどの動きもある。
長期保存 利用補償	（本項の情報未取得）	持続的なデジタルアーカイブ構築のために、アクセスの長期保証が重要な認識を持つ。	行政機関や、国立中央図書館のアーカイブ化は、法的根拠を持って長期保存と利用を保証し、電子記録物の長期管理プラットフォームの技術規格も国家記録院が標準化して提供している。	各アーカイブ機関が独自のデジタル保存方針を作成する責任を負っている。

(2) 諸外国における取組状況の概要

ア EU

EU では、2007 年に「欧州デジタル図書館」の設立が欧州議会で決定された。その後、欧州デジタル図書館は、2008 年に Europeana として設立された³⁷。EU 各国のデジタルアーカイブに関する活動は概ね Europeana の影響下に行われており、多くのアーカイブ機関との連携が進展している。

Europeana³⁸は、メタデータの標準化と統一、画像の標準インターフェース IIIF (International Image Interoperability Framework)³⁹の採用、公開と二次利用方針の標準化 (Rights Statements) など、デジタルアーカイブの標準化に取り組んできた。また、メタデータには CC0 の採用を義務付け、自由利用できるコンテンツの増加を呼び掛けるなど、コンテンツの利用拡大のための施策も積極的に行っている⁴⁰。

イ 中国

中国では、中央・省・市・県各等級に設置された国家档案馆^{とうあん}は、档案を収集・管理する役目を負っている⁴¹。出版物、映画、放送番組映像、音声など各分野の専門档案馆は各分野の国立機構に付属している。企業、公共事業体においても档案科が設置され、档案の収集・保管を行っている。中国におけるアーカイブ政策は、法律や各種規定に裏付けられ、中央の強い指導監督が行われている。

国家情報化戦略の一環として、各分野のアーカイブのデジタル化が積極的に進んでいる。元々デジタルに関して記載がなかった法律、規定に関しても、改定の度に、デジタル化を強化する重点課題や指針が加えられている。具体的には、主に「国家情報化の推進」と「公共文化サービスシステムの整備」という二つの目標が掲げられている。基盤の整備からコンテンツの収集・管理・公開まで、国が定めた方針に基づいて計画を立てる仕組みとなっている⁴²。

³⁷ 米英の主要図書館とパートナーシップを組んで印刷物をデジタル化するという Google の取組は、EU におけるデジタル図書館プログラム創設を先導するものであった。しかしこの取組は、英文のコンテンツに限られたものであること、多くのパブリックドメインが民間企業の傘下に入る懸念があったことから、欧州デジタル図書館ネットワーク (Europe Digital Library Network)、そして後にヨーロッパアーナ・ポータル (Europeana Portal) の開設へとつながった。

³⁸ <https://www.europeana.eu/portal/en>

³⁹ デジタル画像へのアクセスを標準化し、相互運用性を実現するための国際的なフレームワーク。

⁴⁰ Europeana 財団の任務の一つに、デジタル化のための資金を国別、分野別のプロジェクトに配布するというものがある。EU では、これまでに 18 を超えるプロジェクトが実施され、総額 9 億ユーロ以上の投資が行われた。

⁴¹ 中国ではアーカイブのことを「档案」と称する。「档案」とは保存文書の意味である。「中国アーカイブ法」では、「档案」を「過去および現在の国家機構、社会組織および個人が、政治、軍事、経済、科学、技術、文化、宗教等の活動に従事し、直接作成した国家および社会にとって保存価値を有する各種文字、図表、音声画像等、形式を問わない歴史記録」と定義している (档案法第 2 条)。

⁴² 2002 年に立ち上げられた「全国文化情報資源共有プロジェクト」は、全国でインターネット基

ウ 韓国

韓国では、日本のようにデジタルコンテンツのアーカイブに関して、特化して検討・対応を行う組織はなく、また、現場では「データベース化」や「アーカイブ化」などの用語が混在している。

デジタルアーカイブ自体の歴史は比較的長く、1996年に制定された情報化推進計画法案である「情報化促進基本法」に始まり、情報の共同利用のための各種情報のデータベース化、もしくはアーカイブ化の必要性が強調されてきた。一方、デジタルアーカイブに関して特化された推進機関がないため、情報化促進基本法の下、現場のアーカイブ化は各機関が個別に進めていることから、デジタルアーカイブに関する取組は必ずしも活発に行われていない⁴³。したがって、メタデータの統一、コンテンツの連携、コンテンツの二次利用などの検討は今後の課題になると思われる。

エ 米国

米国では、国家としてのデジタルアーカイブの推進計画は存在しておらず、議会図書館（LC）、国立公文書館（NARA）、Internet Archive、HathiTrustなどが独自にデジタル化を進めてきた。

2013年4月にEuropeanaに倣ってDPLA（Digital Public Library of America）が設立・公開されてから、これらの活動がかなり統合されてきた。それにともない、メタデータの統一、コンテンツの連携、公開と二次利用の方針が次第に整備されてきている。メタデータについてはEuropeanaのEDM（Europeana Data Model）を採用し、コンテンツの公開と二次利用についてはEuropeanaと共同でRights Statementsを開発・実施するなど、国際的な連携も進んでいる。

DPLAは図書館中心の取組であるが、メトロポリタン美術館等においてもコンテンツのCC0での公開を積極的に行うなど、DPLAなどと歩調を合わせた取組が実施されている。

盤を提供する上で、「中華優秀文化資源の共有」を目指す長期計画である。当該プロジェクトの目的は、①国内的には地域間での情報資源入手の不平等の解消、②本国文化を広めることの2点である。

このプロジェクトの実施主体は公共図書館が担い、国家レベル・省レベル・基層レベル（地・県・郷・村）で各図書館がそれぞれセンターを設置する三層構造となっている。国家センターは文化情報資源の収集、デジタル化、目録作成を行い、デジタル化された資源を省センターに配布する。省センターは地域内のサービスを統括し、目録を元に資源を選択入手し、得た情報資源を地区内の各基層センターに配布する。基層センターはサービスポイントとして利用者に資源を提供することが主要な役割となる。

⁴³ 日本のデジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会のような統合的な組織は生まれていない。その理由としては、韓国では、すでに情報のデータベース化やアーカイブ化の歴史が20年近く経っており、各分野の関連機関が各自で進める状態が定着し、それを統合するという動きには至っていないという背景がある。

(3) 諸外国における統合ポータルに関する取組と課題⁴⁴

ア EU

EUにおける統合ポータルの代表は **Europeana** である。**Europeana** は欧州委員会が推進するデジタルアーカイブ・ネットワークであり、オランダのハーグに本部がある **Europeana** 財団が運営している。

Europeana の主な目的は、各国の様々な機関が互いのデジタル文化遺産を共有できるプラットフォームを提供することである。各分野等においてアーカイブ構築の中核となる「取りまとめ役」（以下「アグリゲーター」という。）を定めている⁴⁵。

（対象コンテンツ）

Europeana は、主に書籍、文献、絵画、映画、音楽、写真などのデジタル化された文化遺産を対象としている。公開されるコンテンツは、欧州のコンテンツでなければならないとしている⁴⁶。また、最新の **Europeana Content Strategy** によると、**Europeana** は、アート、写真、音楽関連コンテンツ、第一次世界大戦関連コンテンツ、移民関連コンテンツの拡大を推進している⁴⁷。

（二次利用条件）

Europeana に提出されたすべてのメタデータは **CC0** の下で公開される。これにより、**Europeana** により公開されたメタデータをどのような目的にも制限なしで使うことができるようになった。

⁴⁴ 「統合ポータル」について、ここでは「2 議論の背景」における「国の分野横断型の統合ポータル」と同義の言葉として使用する。

⁴⁵ アグリゲーターは各機関の優先事項に基づいて設計され、立地や対象とするコンテンツによって3種類に大別される。

① ナショナル・アグリゲーター：コンテンツ提供者が立地している特定の国や地域を対象とするもの。

② ドメイン・アグリゲーター：特定機関（例えば博物館、公文書館など）に特化したものであり、2カ国以上にまたがるコンテンツ提供を受けている。

③ セマティック・アグリゲーター：特定のトピックやテーマ（例えばファッション、食べ物、飲み物）に特化しており、2カ国以上にまたがるコンテンツ提供を受けている。

⁴⁶ 具体的には、欧州に関するコンテンツであり、欧州人あるいは欧州のテーマや問題を取り扱うか、欧州で作成されたコンテンツか、欧州人あるいは欧州機関によって作られたか、欧州機関によって管理されているかといった点を考慮する。

⁴⁷ 具体的には、アート（絵画、彫刻、先住民族美術、映像）、写真（アート、ジャーナリズム、歴史）、音楽関連コンテンツ（民謡音楽のレコード、一枚刷りの楽譜、演劇の記録映像）、第一次世界大戦関連コンテンツ、移民関連コンテンツ（民謡音楽のレコード、手紙、日記、口述歴史）である。

(課題)

Europeana の最新戦略である「Europeana Strategy 2020」⁴⁸で指摘されていた Europeana の主な課題は、次のとおりである。

- Europeana とコンテンツ共有することが困難であること（Europeana に提供されるコンテンツの水準が向上しないことが課題として挙げられる。コンテンツを提供したことに対するインセンティブが少ないため、ほとんどのアーカイブ機関は最低限の水準を満たす以上の努力をしようとしなないという指摘がある⁴⁹。）
- エンドユーザーにはより現代的なアプローチが必要であること（Europeana は、デジタル化時代の多様な情報流通・アクセス手段を有する現在の欧州市民に働きかけるために、より良くよりスマートで現代的なアプローチ方法を模索する必要がある。）
- Europeana を取り巻く協力関係の中で明確な役割や責任の区別がないこと（Europeana はアーカイブ機関と専門家のこれほど巨大なネットワークを持っていながらも、その利点を活かせていない。特に各組織の役割と責任の明確化が必要であり、参加者・参加機関の相乗効果を生み出すための施策が必要である。）

イ 中国

中国では、分野・地域横断の統合ポータルは存在しないが、分野ごとのポータルは存在している。「国家デジタル図書館」⁵⁰は、中国における代表的な総合ポータルであり、書籍・学術分野のコンテンツを取扱っている。

(対象コンテンツ)

国家デジタル図書館は、自らアーカイブを構築するほか、外部のアグリゲーターのコンテンツの保存を促すことで、コンテンツの多様化を進めている⁵¹。

⁴⁸ <http://strategy2020.europeana.eu/update/>

⁴⁹ 言い換えると、欧州のアグリゲーションのインフラがより複雑に、遅く、そして扱いにくくなったということである。コンテンツをアップロードするプロセスが明確でなく、参加機関にとってはあまりメリットがないことが課題とされている。

⁵⁰ <http://mylib.nlc.cn/web/guest/home>

⁵¹ 国家デジタル図書館のアーカイブは主に以下の3パターンで構築される。

- ① 中国国家図書館が自ら構築しているアーカイブ（中国では「出版管理条例」によって、出版物の納本を義務化している。学位論文は「学位条例暫定実施方法」（1981年）に基づいて納本されている。）。
- ② 徴収コンテンツのアーカイブ（アグリゲーターとして、中国国家図書館が著作権問題をクリアし、コンテンツの標準化、保存を推進している。中華民国時代の図書、古い写真、地方史、家系譜、歴史的記録などを地方の文化機構、アーカイブから徴収している（例：地方史アーカイブ）。）。
- ③ 購入した外部アーカイブ（中国国家図書館が使用料を払っており、利用者は読者登録すると無

（二次利用条件）

国家デジタル図書館の二次利用条件は、運営元の国家図書館により定められている。具体的には、個々のデータ（目録・索引、デジタルアーカイブ等）の著作権は、データ提供元の機関等に帰属し、個々のデータの利用に当たっては、データ提供元機関の利用規約に従う。インターネット公開しているデータのうち、著作権保護機期間が満了しているものや一部の電子展示会のデータについては、利用手続を不要としている。また、場所の制限もあり、館内でしか利用できない書籍、音声資料、映像資料がある。

インターネットで検索可能となっているメタデータについては、検索結果を自由に利用できる。API等の機械的連携による場合は、非営利目的であれば、自由に利用できるが、営利目的の場合は申請が必要である（有償の場合もある）。

ウ 韓国

韓国における代表的なポータルとして、国立中央図書館が運営する電子化資料ポータル「国家電子図書館」⁵²がある。国家電子図書館は、図書などの資料、もしくはその他の文化コンテンツ分野を取扱っている。

国家電子図書館のコンテンツは、参加している各アーカイブ機関が収集してオープンデータとして提供しているデータの全てを登録対象とする⁵³。また、国立中央図書館が中心となり、メタデータの作成指導や、地域アーカイブ機関との連携を図っている⁵⁴。

（対象コンテンツ）

対象とするコンテンツ分野は、韓国関連資料および人文科学分野、国家機関知識データベース、大学の学術研究情報等である⁵⁵。図書を除く、その他の文化コンテンツに関しては韓国コンテンツ振興院が中心となり、アーカイブ化およびデータのオープン化による利用促進などを行っている。

料で利用できる。）。

⁵² <http://www.dlibrary.go.kr/>

⁵³ 参加アーカイブ機関は、国立中央図書館、法院図書館、韓国科学技術院科学図書館、国防大学、行政安全部、韓国科学技術研究院、国会図書館、農業科学図書館、韓国教育学術情報院がある。

⁵⁴ 韓国では、このほか、国内の美術館・博物館（国公立、民間、大学等）の収蔵品を横断検索できる「eミュージアム」もある。

<http://www.emuseum.go.kr/search?cateClass=PS01>

⁵⁵ 具体的には、韓国関連資料および人文科学分野、国防情報、立法情報、司法情報、国家機関知識データベース、農学情報、科学技術情報、科学技術研究情報、大学の学術研究情報、ウェブサイトアーカイブ（OASIS）である。

（二次利用条件）

著作権法によって、国立中央図書館のウェブサイトで提供している資料のうち、国立中央図書館が知的財産権を保有している著作物の場合、別途利用の許可がなくとも自由利用が可能とされる。自由利用が可能な資料には、「公共著作物自由利用許諾表記基準」⁵⁶に基づき表示が行われている。また、利用者は必ず著作物の出典を具体的に表記しなければならない。

国立中央図書館がデジタル化したオンライン資料（原文）のうち、著作権が消滅したもの、もしくは利用許諾を受けているものは、自由に無料で利用することができる。一方、著作権がある資料は、著作権法によって、協定を結んでいる公共図書館、大学図書館、専門／特殊図書（資料室）などが定めた図書館補償金を支払うことで利用が可能である。

（課題）

関係者にとって最も大きな課題と認識されているものは、次のとおりである。

- 国家のデジタル化計画の再検討の必要性（アーカイブ化を考慮せずにデジタル化だけを中心に進めたため、データのライフサイクルを含めた計画を立てなおす必要がある。）
- メタデータの更なる整備（すでにデジタル化されたコンテンツだけでも 1,000 万件を超えているが、メタデータがないため、検索が上手くできない状況である。）
- その他個別課題⁵⁷

エ 米国

DPLA（米国デジタル公共図書館）⁵⁸は、2010年10月に「全米デジタル図書館」構想が発表されてから3年間の計画プロセスを経て、2013年4月に公開された。

欧州の Europeana をモデルとして、「図書館、大学、公文書館、博物館からの生活遺産を活用し、現在および将来のすべての世代の人々を教育、情報提供、エンパ

⁵⁶ https://www.mcst.go.kr/kor/s_notice/press/pressView.jsp?pSeq=14884

⁵⁷ 例えば、国家記録院では、メーカーの生産中止などにより、再生できる機器がなくなっていることを課題としている。テープなどがあるにもかかわらず、再生が出来ないためデジタル化もできないことがある。

また、デジタル化で復元をした場合でも、そこに「編集」が入ると解釈の余地がある。デジタル化・アーカイブ化した時点の解釈が、後の学説によって覆される可能性もあるため修正が必要になる場合もある。そのため、毎年公表している資料が減っている状況である。論争になりそうな資料は非公開にしている。このほか、地方の資料の場合、予算の問題があるため、デジタル化・アーカイブ化が進まない。

⁵⁸ <https://dp.la/>

ワーメントする、オープンで分散した総合的なオンライン資源のネットワーク」の開発を目標としていた。

DPLA は、大学、図書館、その他の組織によって個別に構成された何千ものデジタルコレクションを集約することに成功している。2,000 以上の機関が、400 以上の言語でコンテンツを提供している。提供元としては、公立図書館、大学図書館、歴史協会、博物館、公文書館が、コンテンツ提供の 4 分の 3 を占めている。

DPLA におけるアグリゲーターには、サービスハブという機能（州単位でデータを集約している機関）と、コンテンツハブという機能（主題別やメディア別に構築された大規模リポジトリ）がある。

サービスハブは、その州の様々なパートナー機関から集約したメタデータを統合して DPLA に提供しており、参加機関の取りまとめ役と DPLA との窓口役を果たしている。このように、DPLA は、2 種類のハブ機関からデータを収集している。サービスハブとなるにはデータ投入数が 5 万件以上あることが要件で、現在はテキサス歴史ポータル（The Portal to Texas History）、ミネソタデジタル図書館（Minnesota Digital Library）など 25 機関のほか、新たに 6 つの機関との間で集約が進行中である。

コンテンツハブは、DPLA と直接データ連携しており、自ら管理している独自のメタデータ・記録のみを提供しており、NARA、HathiTrust、Internet Archive などの 15 機関のほか、新たに 1 つの機関との間で集約が進行中である。

（対象コンテンツ）

DPLA は、ターゲットとするコンテンツ領域を制限せず、参加希望のすべてのコレクションが DPLA に参加できるようなネットワークを構築しようとしている。

DPLA の最優先事項は、あらゆる種類の機関、作品種別、地理的地域、話題が的確に表示されるように、自らのコレクションを多様化することである。電子書籍、視聴覚資料、研究など、DPLA の既存の枠組みに適合していない種類の資料についても特別な取組を進めている。数量よりも品質を重視するパラメーターを維持しているため、参加機関が持つ全てのコレクションを集約しているわけではない。また、他の機関などから利用可能であり、かつ DPLA で保持すると負荷の大きいタイプのコンテンツは含まれていない⁵⁹。

（二次利用条件）

DPLA に提出されたすべてのメタデータは CC0 の下で公開される。

⁵⁹ 新聞などの大規模なコンテンツ、フリッカー（Flickr）にアップされた写真などの広範にアーカイブされたコンテンツが当てはまる。

(課題)

DPLAにとって最も大きな課題は、次のとおりである。

- 特定の種類のコンテンツ（動画など）を保持する費用
- 権利とライセンスの問題
- DPLAには26,000を超える異なる著作権表記があるため、一般市民がその利用条件を容易に確認することを困難にしている
- テクノロジー分野の最前線維持、同等のアグリゲーター（Europeana、Trove⁶⁰、DigitalNZ⁶¹など）と共有可能なインフラ構築
- 新たなメタデータスキーマによるメタデータの改良

⁶⁰ オーストラリア国立図書館(NLA)が提供する情報探索システム。<https://trove.nla.gov.au/>

⁶¹ ニュージーランド国立図書館の電子図書館ポータル。<https://digitalnz.org/>

6 国の分野横断型統合ポータル構築

2020年を目標に、国の分野横断型統合ポータルとして「ジャパンサーチ」を国立国会図書館が中心となって構築するために、実務者検討委員会における検討の方向性と、今後一層の連携促進を図る上での課題を示す。

(1) 連携の方針

国の分野横断型統合ポータルであるジャパンサーチとアーカイブ機関との連携は、原則として、つなぎ役を通じて連携することが望ましい。ただし、現時点においてメタデータ集約を行うつなぎ役が明確ではない分野⁶²・地域が多い。そこで、それらの分野・地域については、次の条件に当てはまるアーカイブ機関との直接連携を検討することとする。

- 国の機関であり、当該分野におけるコンテンツを幅広くカバーしているアーカイブ機関
- 公益に資する目的のため、当該分野におけるコンテンツを幅広くカバーしているアーカイブ機関
- 唯一性・独自性の高いコンテンツ群を塊として扱う分野・地域を代表するアーカイブ機関
- その他（実務者検討委員会において適当と認められるアーカイブ機関）

ジャパンサーチの集約対象は、現在、日本のアーカイブ機関が所蔵しているコンテンツのメタデータとしている。これらのアーカイブ機関には、海外由来のコンテンツのメタデータを有していたり、あるいは国際共同事業などにより、海外のアーカイブ機関が所蔵している日本由来のコンテンツのメタデータを有していたりすることから、どのようなコンテンツのメタデータを集約対象とするかということについて検討するべきであるという意見があった⁶³。

このほか、メタデータの集約にとどまらず、コンテンツの利活用を促進するため、コンテンツの価値やコンテンツ間の関係などの解説文を集約すること、ジャパンサーチに何らかの形でキュレーターを置くことなども考えられるのではないかという意見があった。

⁶² 「知的財産推進計画 2017」に記載があるのは、書籍等、文化財、メディア芸術、放送番組のみ。

⁶³ 海外のアーカイブ機関において、コンテキストが読み取られないために十分に評価されていない日本由来のコンテンツが少なからずある。例えば、海外の統合ポータルを通じて海外のアーカイブ機関と連携することにより、海外の当該アーカイブ機関が所蔵している日本由来のコンテンツの価値を見出す（また、逆に日本のアーカイブ機関が所蔵している海外由来のコンテンツを再評価する）ことができるのではないかと考えられる。

(2) つなぎ役の明確化と支援

誰がつなぎ役であるかを明確化することは、ジャパンサーチの構築に向けて大変重要な課題であると同時に、各分野・地域におけるデジタルアーカイブの構築・共有・活用の促進のためにも、必要な取組である。

つなぎ役の役割には、ジャパンサーチと各アーカイブ機関を結ぶこと（メタデータの集約）以外にも、次のとおり、メタデータの標準化やオープン化の推進、分野内における人的基盤の整備、法的な課題への対応など様々な役割が求められている。

表 2：つなぎ役の役割一覧

- | |
|--|
| (ア) 分野/地域の独自性を反映したポータル ⁶⁴ の整備・提供 |
| (イ) (分野/地域における、以下同) メタデータの集約、API 提供 |
| (ウ) メタデータの整備推進 |
| (エ) メタデータの標準化、用語の統制 (辞書・典拠・シソーラス) |
| (オ) デジタルコンテンツ等の二次利用条件 ⁶⁴ の整備・オープン化の推進 |
| (カ) 所蔵資料/収藏品等のデジタル化のための技術や法務上の業務支援 |
| (キ) コンテンツの長期保存・永続的アクセス保証 (データホスト) への協力 |
| (ク) 意識啓発・人材育成 |
| (ケ) 活用促進のための取組 |

※『我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性』（デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会、平成 29 年 4 月、p.21）より抜粋

つなぎ役は一つの機関が全ての役割を担う必要はない。行政が中心となって産学官が連携して役割を分担・整備し、つなぎ役を支援していくことが求められる。特に地域のつなぎ役については、地方自治体が主体的に推進することが重要であり、社会教育施設や大学の役割と併せて考えていくという観点も必要との意見があった。現状、地域におけるつなぎ役となり得るのは、地域における規模の大きな図書館や大学等のアーカイブ機関であり、さらにつなぎ役のすそ野を広げるのであれば、複数の機関によるアライアンスを形成することも考えられるのではないかと意見があった。

つなぎ役の明確化という観点でいえば、実務者検討委員会での議論等を踏まえながら、毎年「知的財産推進計画」の中で明確化していくことも考えられる。

また、つなぎ役の位置付けについては、Europeana における事例 (Europeana は

⁶⁴ 平成 29 年 4 月「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会 15～16 ページにおいて、既に利用条件の基本的な考え方は示されているため、これを前提として議論を進める必要がある。

アグリゲーターを主体とし、それを支援していること。)を踏まえて、ジャパンサーチでもつなぎ役を育てていくことが非常に重要であるといった意見、つなぎ役には、単なる IT サービスを使った連携だけでなく、地域や分野ごとの固有性や独自性をデジタル環境においても制度的に保障する装置として位置付けられるべきであるとの意見があった。さらに、現代美術（コンテンポラリーアート）、ファッション、3D データ等の分野におけるつなぎ役を作ること、それら新たなつなぎ役に財政支援を行うこと、専門領域、地域といったコミュニティごとに草の根で参加できる場を設けること、そのような場に参加する人々を結びつけてネットワークを形成することが重要であるとの意見があった。

(3) 運営主体

実務者検討委員会は、平成 30 年 11 月に開催した第 5 回目の会合において、ジャパンサーチの運営主体は、正式版の公開及び次の体制が整うまでの間、実務者検討委員会とすることを決定した⁶⁵。また、ジャパンサーチの開発を進めるに当たっては、座長の下、実務者検討委員会の有志による非公式の打合せ（有志会合）で案を検討し、実務者検討委員会に諮ることとした。

なお、正式版公開時の運用体制については、引き続き実務者検討委員会において検討することとなった。これまでに実務者検討委員会が出された意見は、次のとおり。

- ジャパンサーチは、いわばポータル的にとらえられているが、デジタル化の技術、デジタルアーカイブの維持管理の技術、関連する社会制度、さらにこれから進むことが確実な「高度データ化」に対応していく必要があり、既存の組織が部分的に取り組むには無理があるのではないか。高い専門性を保持すること、そうした専門性をさまざまな機関、組織で共有可能とする必要があることなどから、ナショナルデジタルアーカイブセンターとでも呼ぶべき技術開発力を持つ組織が必要ではないか。
- 運営主体、開発体制については、現状の体制を維持し、国立国会図書館を中心に運営すること、実務者検討委員会のメンバーがそれに協力する体制とすることが望ましいのではないか。
- デジタルアーカイブジャパンの取組は、ポータルサイトをつくってそれを継続的に運用していくということだけに留まるものではなく、デジタル時代における文化政策でもあるので、公的な文化施設のデジタルファースト化、あるいは広く官民データの活用にも関わるところに活動を広げていくべきではないか。

⁶⁵ ジャパンサーチのシステムについては国立国会図書館が運用することとした。

○ 我が国の知的インフラとしてのジャパンサーチをどのように育てていくかということについて、正面から取り組んでいく必要があるのではないか。

(4) 共通メタデータフォーマット⁶⁶の策定

試験版の開発に先立ち、ジャパンサーチにデータを提供する機関の作業負担をできる限り軽減しつつ、さまざまな分野の多様なデータの利活用を可能にするため、ジャパンサーチの共通メタデータフォーマットについて検討を行った。

共通メタデータフォーマットには、ジャパンサーチとの連携のためのフォーマット（連携フォーマット）と、集約されたメタデータを利活用するためのフォーマット（利活用フォーマット）の二つがある。全体のデータの流れのイメージは図3のとおりである。

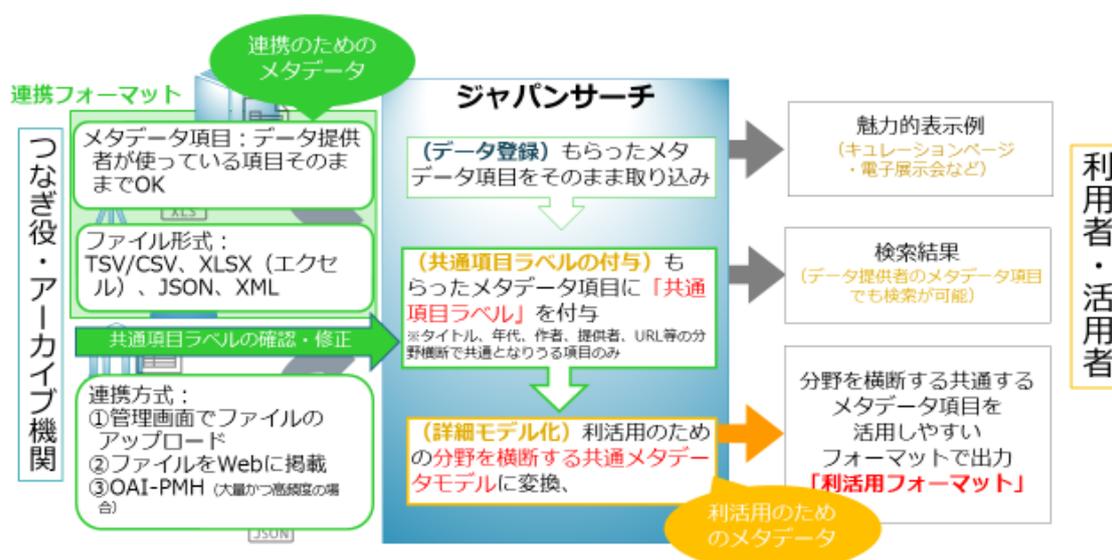


図3：ジャパンサーチにおけるメタデータの連携と利活用まで

(連携フォーマット)

多種多様なメタデータ連携フォーマットのメタデータ項目については、各データ提供機関が持っているメタデータ項目をそのままの形でジャパンサーチに提供可能とする。必須項目は管理用のIDと名称/タイトルだけとし、その他は任意とする。ただし、名称/タイトルのヨミや英語名、最終更新日、URLなどのデータをもっている場合は、その項目に共通項目ラベルを付与し、それらを同じラベル名

⁶⁶ 「共通メタデータフォーマット」とは、これまで、「知的財産推進計画 2017」において「標準メタデータフォーマット」と呼称していたジャパンサーチ上で利用するメタデータのフォーマットと同義であり、各分野・地域共通で使うメタデータフォーマットであることを明確にするために、今後は、この呼称を使用することにする。

で検索することを可能にする。共通項目以外の項目は、各アーカイブ機関が示した項目名をそのまま用いることとなる。ジャパンサーチ試験版の共通項目は表3のとおり。

なお、データベースの基本情報として登録が必要なデータについては表4のとおり。主要な二次利用条件に関する情報はデータベースの基本情報として登録する仕組みである。また、「コンテンツ公開状況」及び「コンテンツの権利区分」については、コンテンツごとに登録できるほか、データベース中の全てのコンテンツで同じ場合は、基本情報でまとめて登録することもできる。

ファイル形式は、様々な形式に対応する。連携方法は、ジャパンサーチで用意する管理画面からファイルをアップロードする方法、ウェブ上にファイルを掲載する方法、OAI-PMHの3種類である。

連携フォーマットの詳細は、ジャパンサーチ「連携をご希望の機関の方へ」⁶⁷を参照。

表3：連携フォーマットの共通項目ラベル一覧

	項目名	内容
必須項目	ID	オリジナル(ソース)データの一意的 ID。レコードの URI に用いる。
	名称/タイトル	レコードの名称。検索結果の表示に用いる。
あれば必須で付与する項目	名称/タイトル英語	レコードの英語名称又はローマ字
	名称/タイトルヨミ	レコードの名称の読み。
	最終更新日	データの最終更新日(日付型)
	URL	レコードのリンク先の URL
	サムネイル画像 URL	サムネイル画像の URL
	IIIF マニフェスト URL	IIIF マニフェスト URL
	所蔵機関	オリジナルのコンテンツを所蔵する者
	所蔵機関 URL	所蔵機関のリンク先 URL (検索結果から、オリジナルのコンテンツの所蔵機関の Web サイトやデータベースに遷移させたい場合)
	コンテンツ公開状況	データベース定義と異なる場合に設定。デジタルコンテンツのアクセス範囲をコード値で指定。「ウェブ公開」「限定公開」「デジタルコンテンツなし」「コンテンツによってアクセス可能性が異なる」の選択式。
コンテンツの権利区分	コンテンツの権利情報/二次利用条件。検索・絞り込み用に15種類の選択式になっている。	
任意で付与する項目	座標	対象に関連する座標
	場所	対象に関連する場所(発行地、制作地等)
	時間/時代	対象に関連する時間(制作年、対象時期等)

⁶⁷ <https://jpsearch.go.jp/cooperation>

	人物/団体	対象の作成・公表に関わった人・組織(作者、発行者、出演者等)
--	-------	--------------------------------

注)「コンテンツの権利区分」の 15 種類については、補足資料「ジャパンサーチにおける権利表示等の在り方について」参照。

表 4：データベースの基本情報としての設定項目一覧

種別	項目名	内容
必須	ID	データベースの ID。ジャパンサーチ上のデータベース紹介ページの URL に用いる。
必須	データベース名	データベースの名称(日本語)
必須	データベース名(英語)	データベースの名称(英語)
必須	データベース名(ヨミ)	データベースの名称のヨミ(全角カナ)
	データベースの説明	データベースの説明
	データベースの説明(英語)	データベースの説明(英語)
必須	カテゴリ	データベースが扱うコンテンツの種別。選択式(「書籍等」「公文書」「文化財」「美術」「舞台芸術」「マンガ」「アニメ」「ゲーム」「メディアアート」「放送番組」「人文学」「自然史・理工学」「データセット」「地域」)で設定。複数選択可。
	サブカテゴリ	データベースが扱うコンテンツの種別。選択式のカテゴリを補うための情報(自由記述)。
	メタデータの権利表示(日/英)	メタデータの権利情報/二次利用条件について、例外の場合のみ記載。原則は、CC0。(著作物性のある項目のみ CC BY でも可だが、その場合も項目名と CC BY の記載が必要。)
	サムネイル画像の権利表示(日/英)	サムネイル画像がある場合のその権利情報/二次利用条件。
	コンテンツの権利区分	デジタルコンテンツの権利情報/二次利用条件。検索・絞込み用に 15 種類の選択式で設定。
	コンテンツの権利表示(日/英)	デジタルコンテンツの権利情報/二次利用条件に関する特記事項(自由記述)。
	コンテンツ公開状況	デジタルコンテンツのアクセス範囲を選択式(「ウェブ公開」「限定公開」「デジタルコンテンツなし」「コンテンツによってアクセス可能性が異なる」)で設定。アイテムにより公開状況が異なる場合は、(メタデータの)共通項目で定義可能。
	データベースの URL	データベースの URL
	代表画像	データベースの代表画像

注)「コンテンツの権利区分」の 15 種類については、補足資料「ジャパンサーチにおける権利表示等の在り方について」参照。

(利活用フォーマット)

多種多様なメタデータをまとめて利活用するに当たって、シンプルで使いやすいものであると同時に必要十分な情報を提供するためにはどのようなモデルがよいかといった視点から、Europeana 等の海外事例も踏まえて、利活用フォーマットを検討した。

ジャパンサーチ試験版では、連携フォーマットによる連携後に、データ提供機関

から提供されたメタデータ項目を、ジャパンサーチのシステム側で、分野共通に利用可能な共通の利活用フォーマット「ジャパンサーチ利活用スキーマ⁶⁸」に変換し、そのスキーマに基づく「利活用データ」で出力できる仕組みを用意した。

「利活用データ」は、元データに加えて、時間、場所、寄与者（人物／団体）についての値を可能な限り正規化したものであり、これらの値に対して URI (Uniform Resource Identifier) を与え、LOD (Linked Open Data) ハブとリンクさせることで、より精緻かつ横断的な検索が可能となっている。例えば、元は和暦のデータを西暦によって検索することや、都道府県別・エリア別での検索、統合クエリを用いた Europeana や英国博物館等の海外のデータベースとの横断検索などである。

ただし、こうした時間、場所、寄与者についてデータの正規化を図るためには、辞書データが重要であり、各分野の辞書データを作成することはつなぎ役又は公的機関の責任として取り組むべきである、各アーカイブ機関が連携・協力して作成してけるとよい、といった意見があった。

ジャパンサーチ利活用スキーマの主要項目は表5のとおりである。未だ分野の標準的なメタデータフォーマットがない場合に、どのような情報をメタデータとして整備する必要があるかを検討するに当たって、参考になるものである。分野の必要に応じて検討することが望ましい。

表5：ジャパンサーチ利活用スキーマの主要項目一覧

基本項目	内容
タイプ	コンテンツの基本区分(書籍、文化財など大きく情報を区分する枠)
名称	タイトル、別名、読みなど検索対象とする名前
寄与(者)関係	コンテンツに寄与した人／組織(作者、発行者、出演者など)
場所関係	場所に関する情報(発行地、制作地など)
時間関係	時間に関する情報(制作年、対象時期など)
主題・区分	主題・分類／各分野のキーワードの共通認識のある区分(国宝、ドキュメンタリーなど)
識別子	コンテンツを特定するための識別子(ISBN など)
言語	コンテンツの記述言語
サムネイル画像	コンテンツの特徴を確認するための画像(提供元とは別にサムネイルを保持する場合)
記述	コンテンツの物理的特徴・素材等の記述、個別項目に収録できない情報
上位コンテンツ	当該コンテンツがその一部である上位コンテンツ(公文書などの資料階層)

⁶⁸ 詳細は、利活用スキーマ概説 (<https://jpsearch.go.jp/api/introduction/>) を参照のこと。

提供情報	コンテンツにアクセスするための情報。下記サブ項目からなる
提供者	コンテンツ(に関する情報)の提供者を識別する URI。保管者が別であれば URI も。
リンク	コンテンツの紹介ページやアクセス情報が記載されたページの URL
オブジェクト	コンテンツのデジタル画像や音声・動画の URI
権利情報	コンテンツの利用に関するライセンス及び権利に関する情報(ライセンスの URI など)
個別識別子	提供者・所有者が管理するアイテムとしての識別子(請求記号など)
ソース情報	ソースデータ(ジャパンサーチが連携フォーマットで受け取ったデータ)とその提供者に関する情報。
提供者	ソースデータの提供者(つなぎ役)
データ	プラットフォームが保持・提供するソースデータ
リンク	つなぎ役におけるソースデータの掲載ページの URL
更新日	収集元データの更新日又はつなぎ役による収集日

共通メタデータフォーマット全体を通じたメタデータの変遷のイメージは、図4のとおりである。

なお、今回示した資料は、技術的な側面からの記載が中心となっており、普及においては、分かりやすい資料が必要との指摘があった。そういった点も含め、要望に応じて適宜検討を行っていくことが必要である。

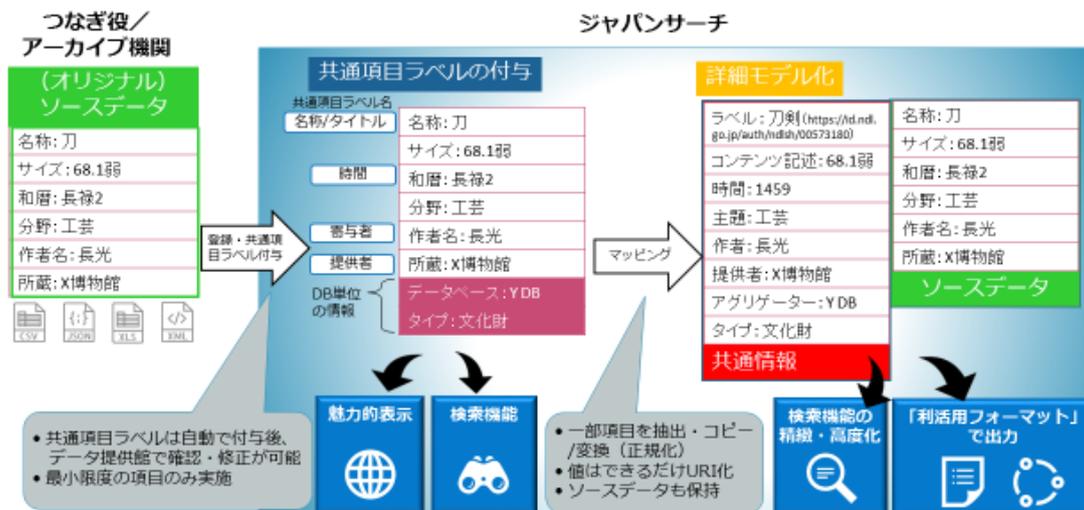


図4：ジャパンサーチにおけるデータ変遷のイメージ

(5) 試験版の一般公開について

ジャパンサーチ試験版は、平成 30 年 7 月からの関係者に対する限定公開を経て、平成 31 年 2 月 27 日に一般公開された⁶⁹。現在、2020 年の正式版の公開に向けて、利用者からのフィードバックを踏まえて、ジャパンサーチ試験版の改善を進めている。

ジャパンサーチ試験版は、10 機関 36 データベースと連携することにより、約 1,700 万件のメタデータを検索することが可能となった（一般公開開始時点）⁷⁰。メタデータは、「横断検索」、「テーマ別検索」で検索することができるほか、デジタルコンテンツと連携した様々なテーマに関する「ギャラリー」という形式でも検索することが可能である。

また、メタデータを利活用しやすい形式で整備した上で各種 API を通じて提供することにより、外部サイトやアプリケーションとの連携も可能とした。

表 6：ジャパンサーチ試験版の連携状況（平成 31 年 2 月 27 日公開時点）

分野	データ提供機関	データベース名
書籍等	国立国会図書館	「国立国会図書館サーチ」から、3 件のデータベース
公文書	国立公文書館	「国立公文書館デジタルアーカイブ」
文化財	文化庁	「文化遺産オンライン」から、国指定文化財等データベース
	国立文化財機構	「ColBase 国立博物館所蔵品統合検索システム」
美術	国立美術館	「国立美術館所蔵作品総合目録検索システム」
		「アートコモンズ」
メディア芸術	映像産業振興機構	「Japan Content Catalog」から、2 件のデータベース
自然史・理工学	国立科学博物館	「サイエンスミュージアムネット S-Net」
人文学	人間文化研究機構	「人間文化研究機構統合検索システム nihulNT」から、23 件のデータベース
放送番組	放送番組センター	「放送ライブラリー公開番組データベース(ドラマ)」
	日本放送協会	「動画で見るニッポンみちしる」

⁶⁹ <https://jpsearch.go.jp/>

⁷⁰ 平成 31 年 4 月時点においては、さらに、早稲田大学坪内博士記念演劇博物館の 2 件のデータベースを加えて、計 11 機関 38 データベースが検索可能である。

7 今後の主要検討課題

以下の課題については、実務者検討委員会において、引き続き検討を行っていくこととする。

- 利活用モデルの確立、制度的課題の整理
- 長期利用保証の在り方について
- 各分野・地域におけるつなぎ役の役割や分担の明確化とつなぎ役に対する国の支援策について
- ジャパンサーチの運営体制の在り方について
- デジタルアーカイブの広報の在り方・運営ノウハウの共有について 等

おわりに

デジタルアーカイブ社会の実現により、文化の保存・継承のみならず、観光、地方創生、教育研究、ビジネスへの利用など、様々な効果が期待できるが、それに向けた本格的取組は始まったばかりである。

実務者検討委員会では、引き続き、「**7 今後の主要検討課題**」に掲げた課題を中心に、課題整理や、その解決に向けた対応策について議論を進め、各アーカイブ機関やつなぎ役の取組が円滑に進むよう必要な施策について検討をしていくこととする。

補 足 資 料

デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について（2019年版）

1 目的

デジタルアーカイブ社会の実現のため、所在等の情報を含むメタデータの流通によりデジタルコンテンツの発見可能性を高めるとともに、発見されたデジタルコンテンツがどのような条件下で利用できるのかについて、分かりやすく表示することが求められている。

現状では、それぞれのデジタルアーカイブが独自の利用条件を定めているか、又は利用条件を表示していないため、活ユーザー（ユーザ）がどのような用途でどのように利用できるのかについて、把握することが難しい状況にある。また、英語で利用条件を表示しているデジタルアーカイブがほとんどないため、グローバルな活用を促す観点からも、一定程度標準化された分かりやすい利用条件の表示が求められている。

デジタルコンテンツの公開・提供に際して、それを第三者に利用させる条件（以下「二次利用条件」という。）として、世界的には、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（CCライセンス）及びパブリック・ドメイン・ツールが最も普及している。さらに、デジタルアーカイブ分野特有の事情を踏まえて、それらで足りない部分を補うため、Europeana、DPLA、クリエイティブ・コモンズの三者が中心となり、共同で、各機関が所蔵するコレクションの著作権のステータス及びその二次利用条件といった権利表示を簡易に表記するためのマーク（Rights Statements¹）を開発している。

実務者検討委員会は、これらの国際的に普及している二次利用条件表示の状況を踏まえつつ、我が国のデジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について検討を行った。検討に当たっては、有識者からのヒアリングを参考にした（別添資料参照）。

本資料において、二次利用条件表示の対象としたのは、アーカイブの対象となる元の作品・原資料自体ではなく、アーカイブ機関が作成したデジタルコンテンツにおいて生じ得る著作権等の権利についてである。

なお、本資料は、2019年3月時点の状況を踏まえて作成したものであり、今後のデジタルアーカイブを取り巻く環境の変化に応じて、適時見直しが求められるものである。

¹ <https://rightsstatements.org/page/1.0/?language=en>

2 二次利用条件設定に当たっての基本的な考え方

アーカイブ機関は、自ら作成・保有するデジタル情報資源について、二次利用条件も含めてどのように公開し提供していくのかについて、著作権等の権利に配慮したうえで、自ら決定して共有・発信することができる。ただし、公的機関が権利を保有するもの又は公的助成により作成されたデータであり第三者の権利に影響を与えないものに関しては、できる限り広く活用可能な形で共有・発信していくことが求められる。

(1) 公開ポリシーの考え方

アーカイブ機関は、自らが作成・保有するデジタル情報資源について、ウェブ公開か、関係者のみ公開か、施設内公開かといった公開範囲を決めるとともに、第三者が二次利用する場合の条件についても決めることができるし、決める必要がある。その際、メタデータ、サムネイル／プレビュー、デジタルコンテンツなどの種類に応じてそれぞれ異なる公開範囲や利用条件を決めてもよいし、デジタルコンテンツが持つテーマや品質などによって公開範囲や利用条件を区別することも考えられる。

(2) 二次利用条件表示の考え方

(基本的な考え方)

二次利用条件付与の検討においては、まず当該データの権利の状態を確認する必要がある。

アーカイブ機関が所蔵作品等をデジタル化した場合は、元の作品・原資料の著作権に加えて、撮影者やデータ作成者の著作権も発生しうる可能性がある。元の作品・原資料の著作権の保護期間が満了しておりデータ作成者がアーカイブ機関自身であるなど、アーカイブ機関のみが権利を有するデータの場合は、自らがその二次利用条件を設定することができる。第三者が権利を部分的にせよ有し、かつ包括的な許諾などがなされていない場合は、どのような条件の利用とするかについては、当該第三者と協議し、合意と許諾を得る必要がある。

また、2次元の作品・原資料を正面から撮影した場合や、3次元の作品・原資料であっても三面図的に記録した場合は、新たな創作的表現がないとして、撮影者やデータ作成者の著作権が認められない場合も多いと考えられる。ただし、特定の角度、照明等により撮影者の芸術表現として撮影された写真等、撮影者の創作的表現が認められる場合には、その創作的表現により、撮影者の著作権が発生する場合があることについて、注意が必要である。

(著作権保護対象外コンテンツの取扱いについて)

著作権の保護期間が満了しているコンテンツを撮影したもので、かつ写真撮影者にも著作権が発生しない画像データや、創作的表現のないメタデータなど、著作権法による保護対象とならないデータについては、原則として権利の問題は発生せず、営利・非営利を問わず誰でも自由に利用可能とされている。ただし、著作権法第60条が定める著作者の死後の人格的利益等への配慮が必要な場合があることに留意しなければならない。

著作権法による保護の対象とならないデータであっても、そのデータの活用においては、作品や作者への配慮や敬意を示すと共に、データ提供元の各アーカイブ機関やデータ作成者等の貢献について社会的に広く認知してもらうため、また、データの信頼性を担保するた

め、活用者に対して、二次利用に際し出典や所蔵館等の表記を正確な形で行ってもらえるよう、更には、民族・宗教等に対する文化的配慮に留意してもらえるよう、望ましい表記事項や留意事項等のお願いをアーカイブ機関がウェブ上に分かりやすく掲載することが望まれる。また、そのような掲載を行う場合は、当該お願いが法的拘束力を持たないものであることを明記することが望ましい。

(3D データの取扱いについて)²

3D スキャナ等で作成した 3D データについては、元の作品・原資料の著作権の有無に注意する必要がある。

著作権がある作品・原資料を元に作成した 3D データについては、3D データの CAD ソフトや 3D プリンターを介して情報を物に置き換えられる（元の作品・原資料を再生することができる）という特性を踏まえると、当該 3D データには元となる作品・原資料に含まれる著作物の著作権が及ぶことになると考えられる。例えば、立体の著作物を元に作成した 3D データは、当該著作物の複製物に該当すると考えられる。また、絵画などの平面の著作物を立体化させて作成した 3D データは、当該著作物の表現上の本質的な特徴が直接感得できるのであれば、当該著作物の二次的著作物に該当すると考えられる。

著作権がない作品・原資料の 3D データについては、事実情報を測定したものに過ぎず新たな著作権保護の対象とならないが³、例えば、3D データ作成の際等に創作的表現を加えた場合には、その創作的表現により、当該 3D データ自体が著作物として保護されることが考えられる。

また、3D データの作成に当たっては、元の作品・原資料の保有者や 3D データ作成者等の関係者間で 3D データの利用に関する契約が締結されている可能性もあることから、二次利用条件の設定に当たっては、そのような契約の有無や条件の詳細についても注意することが必要である。

² 知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会「次世代知財システム検討委員会報告書」（平成 28 年 4 月）31 頁以降を参照。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2016/jisedai_tizai/hokokusho.pdf

³ 著作権法では、著作物を「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と定義している（第 2 条第 1 項）。

3 望ましい二次利用条件表示

デジタルコンテンツの二次利用条件を表示するライセンス又はマークとしては、次のものを利用することが望ましい。

- 国際的に普及しているパブリック・ドメイン・ツール及び CC ライセンス。特に、CC0、CC BY を強く推奨する。
- Rights Statements からは、著作権あり、著作権あり—教育目的の利用可、著作権なし—他の法的制限あり、著作権なし—契約による制限あり、著作権未評価のマーク。
- 日本独自の表示としては、裁定制度により利用された著作物であることがわかるマーク（著作権未決定-裁定制度利用著作物）。

CC ライセンスは、自ら著作権を持っている作品について、このような条件であれば二次利用してよいということをライセンスするための仕組みである。

パブリックドメイン（PD）ツールのうち、パブリックドメインマーク（PDM）は、著作物の保護期間満了や創作性の不存在などの理由により、当該作品を誰もが自由に利用できることをアーカイブ機関等の第三者が示すツールであり、それ自体に法的な効力はない。一方で CC0 は、当該データに関して適用者が有する権利（商標権・特許権等を除く）を明示的に放棄するツール（ライセンスではない）であり、法的な効力を有する。特に 3 次元作品を撮影した写真等の場合、写真撮影者（データ作成者）の創作的表現の有無について活用者が厳密に判断することは困難であるため、2 次元作品の忠実な複製など、データ作成者の創作的表現が存在しないことが相当程度確実である場合等を除いて、CC0 によりデータ作成者自身の権利を明確に放棄することが、二次利用促進の観点からは望ましい。

Rights Statements は、CC ライセンスや PD ツールに当てはまらない二次利用条件を、アーカイブ機関自身が独自に定めている際に、その再利用条件を簡潔に要約し利用者の理解を助けると共に、統合ポータル上での利用条件別の検索等を容易にするためなどに用いられる。Rights Statements 自体はライセンスとしての性質を有するわけではなく、正式な二次利用条件はアーカイブ機関の側が独自に準備し、利用者に分かり易い形で提示する必要がある。

表1 推奨する二次利用条件表示一覧(参考:Europeanaでの採用状況)

	種類	解説	推奨	Europeana 採用状況
PDツール	CC0	著作権法上認められる、その者が持つすべての権利(その作品に関する権利や隣接する権利を含む。)を、法令上認められる最大限の範囲で放棄して、パブリック・ドメインに提供することを意味する。	◎	○
	PDM	著作権による制限がなく、自由に利用可能であることを意味する。	○	○
CCライセンス	CC BY (表示)	原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可されるライセンス。	◎	○
	CC BY-SA (表示-継承)	原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示し、改変した場合には元の作品と同じライセンスで公開することを主な条件に、営利目的での二次利用も許可されるライセンス。	○	○
	CC BY-ND (表示-改変禁止)	原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示し、かつ元の作品を改変しないことを主な条件に、営利目的での利用(転載、コピー、共有)が行えるライセンス。	○	○
	CC BY-NC (表示-非営利)	原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示し、かつ非営利目的であることを主な条件に、改変したり再配布したりすることができるライセンス。	○	○
	CC BY-NC-SA (表示-非営利-継承)	原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示し、かつ非営利目的に限り、また改変を行った際には元の作品と同じ組み合わせのライセンスで公開することを主な条件に、改変したり再配布したりすることができるライセンス。	○	○
	CC BY-NC-ND (表示-非営利-改変禁止)	原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示し、かつ非営利目的であり、そして元の作品を改変しないことを主な条件に、作品を自由に再配布できるライセンス。	○	○
Rights Statements	IN COPYRIGHT (著作権あり)	著作権が存在しており、公開した者自身が著作権者であるか、著作権者から利用許諾を得ているか、又は何らかの権利制限規定により利用提供している場合に用いる。	○	○
	IN COPYRIGHT - EU ORPHAN WORK (著作権あり-EU孤児著作物)	著作権は存在すると考えられるものの、EU孤児著作物指令(Directive 2012/28/EU)に基づいて利用されている場合に用いる。		○
	IN COPYRIGHT - EDUCATIONAL USE PERMITTED (著作権あり-教育目的の利用可)	著作権は存在するものの、著作権者により、教育目的の利用が認められた場合に用いる。	○	○
	IN COPYRIGHT - NON-COMMERCIAL USE PERMITTED (著作権あり-非営利目的の利用可)	著作権は存在するものの、著作権者により、非営利目的の利用が認められた場合に用いる。		
	IN COPYRIGHT - RIGHTS-HOLDER(S) UNLOCATABLE OR UNIDENTIFIABLE (著作権あり-著作権者不明)	著作権は存在するものの、一定の合理的な調査を経ても、著作権者が判明しないか、または連絡先がわからない場合に用いる。		
	NO COPYRIGHT - CONTRACTUAL RESTRICTIONS (著作権なし-契約による制限あり)	パブリック・ドメインになっているものの、第三者の利用については契約で何らかの制限が課されている場合に用いる。このマークを用いる場合には、契約による制限の具体的な内容を示す必要がある。	○	
	NO COPYRIGHT - NON-COMMERCIAL USE ONLY (著作権なし-非営利目的のみ利用可)	すでに著作権は消滅しているものの、公的機関と民間企業の協定により、非営利目的の利用に制限してデジタル化した場合に用いる。		○
	NO COPYRIGHT - OTHER KNOWN LEGAL RESTRICTIONS (著作権なし-他の法的制限あり)	すでに著作権は消滅しているものの、他の法的制限により自由な利用ができない場合に用いる。このマークを用いる場合は、法的制限の具体的な内容を示す必要がある。	○	○

	NO COPYRIGHT - UNITED STATES (著作権なし-米国の法律上)	アメリカ合衆国の法律で、パブリック・ドメインになった場合に用いる。		
	COPYRIGHT NOT EVALUATED (著作権未評価)	著作権の状態が不明で、表示者が著作権の状態を決定するための調査を尽くしていない場合に用いる。	○	○
	COPYRIGHT UNDETERMINED (著作権未決定)	著作権の状態が不明で、かつ著作権の状態を決定するための調査を尽くしたが、判明しなかった場合に用いる。		
	NO KNOWN COPYRIGHT (知る限り著作権なし)	表示者において、著作権その他の権利がないと信じるだけの合理的な理由があるものの、著作権がないという決定まではできない場合に用いる。		
日本独自の表記	COPYRIGHT UNDETERMINED - JP ORPHAN WORK(案) (著作権未決定-裁定制度利用著作物)	裁定制度による利用の場合に用いる。著作権者が不明である等の理由により、相当の努力を払って権利者を検索してもその著作権者と連絡することができない場合は、文化庁長官の裁定を受け、かつ、文化庁長官が定める額の補償金を供託することにより、適法に著作物を利用することができる。	○	

注:DPLA では、PD ツール、CC ライセンス、Rights Statements のほか、自由記入による表示も使われている。

(出典)デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」平成 29 年 4 月(p.32)、RightsStatements.org のウェブサイト
<http://rightsstatements.org/>、Europeana のウェブサイト<https://pro.europeana.eu/page/available-rights-statements>、五常総合法律事務所ウェブサイトコラム「Right Statements の解説-新しい著作権表記について」<https://www.gojo-partners.com/column-ps/2024/>に基づき作成

4 二次利用条件表示に関する留意事項

(1) 二次利用条件表示の方法

二次利用条件の表示においては、ウェブページに利用条件のマークを示して目で見て分かるようにするだけでなく、機械可読形式でも提供できるようにする必要がある。特に、コンテンツの二次利用条件の表示においては、コンテンツのデータファイル自体に記述するだけでなく、メタデータの項目にも二次利用条件の情報を保持することが望ましい。このためには、メタデータに、コンテンツごとの二次利用条件を追加する必要がある。各コンテンツに一つ一つ二次利用条件を追加するのが困難な場合は、一括して処理できるよう、権利等の状態が同じコンテンツのメタデータをまとめて管理しておくといよい。

また、二次利用条件や権利の内容についての情報を提供するページへのリンクがあることが望ましい。また、リンクページにおける説明は、日本語のみでなく、多言語（英語等）で用意されていることが望ましい。

(2) 二次利用条件表示の検討に当たっての留意点

（著作物性の判断に関する留意点）

単なる事実や数値を記述しただけのデータであれば、著作物性が認められる余地はきわめて少ないため、著作権保護の対象にはならないと考えられる。編集著作物やデータベースの著作物と認められる場合であっても、素材となるデータに著作物性がない場合は、データそのものを抽出的に利用することは著作権法の観点からは制限されないことに留意する必要がある⁴。一方で、著作物性の有無について活用者が逐一厳密に判断することは困難であり、また、著作物性の判断基準は国によっても異なることから、誰もがグローバルに確実に自由利用可能であることを担保するため、ここでは、メタデータに関して、確認的な意味を含めて **CC0** の適用が望ましいとしている。

CC0 とは、全ての著作権等の権利を放棄することを意味する。これは、著作権に基づいて訴訟を起こす権利、逸失利益等が出て損害賠償を求める不法行為に基づき訴訟を起こす権利等も含めて放棄し、著作者人格権など放棄できない権利については行使しないことを約束するといったことなどが含まれる。最近、海外のデジタルアーカイブでは、創作性の有無に疑いの生じ得るパブリック・ドメインのデジタル複製物に関しては、**CC0** が推奨されており、実際、多くのアーカイブ機関では非常に大規模に **CC0** の表示を採用する例が増加している（メトロポリタン美術館、アムステルダム国立美術館、シカゴ美術館など）。

デジタルコンテンツにクリエイティブ・コモンズ・ライセンスや **CC0** 等を著作権保護期間が満了している所蔵作品等のデジタル化データに適用するに際しては、アーカイブ機関自身が、デジタルアーカイブの対象となる元の作品・原資料の権利者であるなどの誤解を招くことがないように、あくまでライセンスや権利放棄の対象となる権利は、当該デジタルコンテンツに関して、アーカイブ機関自身が有し得る著作権等の権利（例えば、作品を創作的に撮影した場合に生じうる著作権等）であることを分かりやすく示すことが望ましい。

⁴ 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」（平成25年6月25日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）参照。

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai52/kihon.pdf>

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス等の著作権ライセンスは、著作権者が自ら保有する権利の利用許諾を行うものであるため、著作権保護期間が満了している作品・原資料を忠実に複製したデータや、著作物としての要件を満たさない創作的表現のないデータなどに適用したとしても、その二次利用に著作権法による保護を超えた追加的な制約を課すものではないことに留意が必要である。

このほか、アーカイブ機関で二次利用条件を検討するに当たっては、肖像権、パブリシティ権、プライバシー権⁵等の諸権利にも留意が必要である。

また、二次利用条件の検討において、セキュリティポリシーとの関係で本来問題のない公開が妨げられることがないよう、所蔵資料・収蔵品の目録等の情報については、広く共有されることが望ましいという観点から検討を行うべきであり、自らの組織のデータ保全という観点とは切り分けた判断を行うことが求められる。

(3D データに関する留意点)

3D データについては、特許権や意匠権との関係についても留意が必要である。また、CC ライセンスや CC0 等が特許権や意匠権に影響を与えないと考えられることについても留意が必要である⁶。

(著作権者不明等における二次利用条件表示の課題)

本資料では、日本独自のマークとして著作権者不明等の場合の裁定制度⁷により利用されているものに使える新たな表記を提案したが、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスやパブリック・ドメイン・ツール、Rights Statements のように、海外の活用者にも理解が容易な、機械による処理が可能な仕組みを用意していない点が今後の課題である。

⁵ 公文書館が個人情報を一定期間公開しない措置を取る際の基準については、「独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」の別添の情報が参考になる。

http://www.archives.go.jp/information/pdf/riyoushinsa_2011_00.pdf

⁶ CC BY4.0 リーガルコード本文第 2 条 b.2.、CC0 リーガルコード本文第 4 条 a.等を参照。なお、いずれにおいても対象外の権利として明確に言及されるのは商標権および特許権のみであるが、我が国の意匠法で保護される登録意匠は特許権と同様の扱いであると把握することが合理的であると考えられる（CC ライセンスの母国である米国では、意匠権は意匠特許（design patent）として特許権の一部としての保護を受けている）。

⁷ 著作権者が不明である等の理由により、相当の努力を払って権利者を検索してもその著作権者と連絡することができない場合は、文化庁長官の裁定を受け、かつ、文化庁長官が定める額の補償金を供託することにより、著作物を適法に利用することができる制度のこと。

(3) デジタルアーカイブを取り巻く著作権法の改正状況

平成 30 年度著作権法改正において、デジタル・ネットワーク技術の進展により、新たに生まれる様々な著作物の利用ニーズに的確に対応するため、著作権者の許諾を受ける必要がある行為の範囲を見直し、情報関連産業、教育、障害者、美術館等におけるアーカイブの利活用に係る著作物の利用をより円滑に行えるようにするため、権利制限規定等が整備された⁸。

このうち、デジタルアーカイブに深く関わるものは、次のとおり。

○ デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した「柔軟な権利制限規定⁹」の整備（第 30 条の 4、第 47 条の 4、第 47 条の 5 等関係）

著作物の市場に悪影響を及ぼさないビッグデータを活用したサービス等のために著作物の利用を許諾なく行うことが可能となった。つまり、所在検索サービス¹⁰や情報解析サービス¹¹として、検索サービスやデジタルアーカイブなどにおいてデータを権利処理せずに活用できる範囲が広がった。例えば、書籍の検索の場合に、書籍のタイトル、著作者名等とともに、書籍の本文（著作物）の一部を表示させることや、大量の学習用データを人工知能（AI）に入力して分析させ、人間のサポートなしにそれらの情報が何であるか等を判断できるようにすることなどが考えられる。

○ アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等（第 47 条、第 67 条等関係）

従来から、美術館等に展示されている作品（著作物）を解説・紹介するために作品の写真を小冊子に掲載することが認められていたところ、今回の著作権法改正により、展示作品の解説・紹介用資料をデジタル化して、施設内においてタブレット端末等で閲覧可能にすること、また、展示作品に関する情報を一般公衆に提供するため、展示作品のサムネイル画像のインターネット公開を許諾なく行うことができるようになった。

また、裁定制度の見直しにおいては、国及び地方公共団体等が裁定制度を利用する際に、補償金の供託が不要となった。これにより、公的機関が著作者不明著作物のデジタルコンテンツを公開するに当たって、裁定制度の利用申請の際、引き続き著作者確認のための調査が必要であるものの、事前に供託金を用意する必要はなくなった。

⁸ 平成 31 年 1 月 1 日施行（教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備（第 35 条等関係）については、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日を施行日とされた）。詳細については、文化庁「著作権法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 30 号）について」を参照。

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei

⁹ 法改正に伴い、従来の権利制限規定が、権利者の利益を通常害さない行為類型（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（第 30 条の 4）、電子計算機における著作物の利用に付随する利用等（第 47 条の 4））や、権利者に及ぶ不利益が軽微な行為類型（新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果提供に付随する軽微利用等（第 47 条の 5））といった「柔軟な権利制限規定」に整理された。

¹⁰ 広く公衆がアクセス可能な情報の所在を検索可能にするとともに、その一部を検索結果と併せて表示するサービス。

¹¹ 広く公衆がアクセス可能な情報を収集して解析し、求めに応じて解析結果を提供するサービス。

(別添)

二次利用条件表示の検討に関する有識者ヒアリング(概要)

1. 概要

事務局で検討した以下の2つの案について、平成30年7月下旬～8月下旬にかけて、ヒアリングを行った。

- (1)「二次利用条件表示候補一覧」(別紙1)
- (2)「ジャパンサーチにおけるコンテンツの利用条件区分(案)」(別紙2)

2. ヒアリング対象者(実施日)

骨董通り法律事務所 福井健策弁護士(7月27日)
慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 渡辺智暁特任准教授(8月8日)
シティライツ法律事務所 水野祐弁護士(8月21日)
早稲田大学法学学術院教授 上野達弘教授(8月27日)
内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室(8月31日)

3. ヒアリングの内容

(1)「二次利用条件表示候補一覧」(別紙1)について

- ① 参考になる資料や特に盛り込むべき要素はあるか。
 - 特に意見なし。(福井)
 - 特に思い当たらない。(水野)
 - 二次利用条件に関しては以前から様々議論があった(北川善太郎教授のコピーマート、文化庁の自由利用マーク等)。現在はCCライセンスが普及しているようだ。(上野)
 - 政府標準利用規約(第2.0版)は、国際的に普及しているCCライセンス(CC-BY4.0)と互換性を持たせつつ、一般の利用者にも分かりやすい表現としている。国内向けに、政府標準利用規約についての説明は必要だが、マークとして使用するのにはCCライセンスとしている。(IT室)
- ② 表示の種類に過不足はないか
 - 権利表示は、シンプルで一般ユーザでも取っ付きやすいものがよい。最初は、CCライセンス(8種類)、日本独自の表示として「No-Copyright-Japan(Public Domain 50)」、「裁定制度」の2種類で、計10種類とする程度でよいのでは。(福井)
 - Rights Statementsを採用しているEuropeanaやDPLAとの互換性を確保したいということであれば、最初はジャパンサーチでの付与候補とはしないが、将来的に海外ポータルと接続するときに対応できるよう、裏では用意しておき、時期が来たら出すなど濃淡をつけてはどうか。あえてRights Statementsの要素を残すとすれば、「In Copyright」「In Copyright - Educational Use Only」「Copyright Not Evaluated」の3種はニーズがあるだろう。(福井)
 - ライセンスの種類を増やすと、提供者は希望するライセンスを選べるが、ユーザにとっては煩雑なものになる。逆に種類を絞ると、ユーザにとっては理解しやすくなるが、提供者がデータを提供しづらく

なる。すなわち、利活用促進のためには簡単なライセンスにすることが望ましいが、アーカイブ機関がデータを出すことに懸念を持っている状態では何も進まなくなる。一方、提供者側に寄せすぎると利活用事例が出てきにくくなるという懸念がある。(渡辺)

- 種類が多すぎる。シンプルに CC ライセンスだけでもよいのでは。Rights Statements もあってもよいが、取捨選択が必要。非営利(CC BY-NC)と教育利用限定(educational use permitted)は日本法の下では別々に読めるので注意が必要。(水野)
 - ジャパンサーチは一部のページ(キュレーションページ/電子展示会)でコンテンツを扱うので、二次利用条件表示の一覧とは別に、利用規約・サイトポリシーを作成する必要がある。サイト上での見せ方には工夫が必要。(水野)
 - ジャパンサーチ上で商用コンテンツも扱う場合は、CC ライセンスよりも細かい表示が必要。例えば有料画像サービス「Shutterstock」では細かい利用条件が設定されている。以前、統一的な利用条件フォーマットの整備について検討されたことがあるが、実現しなかったと承知している。(上野)
 - CC ライセンスだけではデータ提供機関が登録に困る場合がないだろうか。データ提供機関自身が著作権者でなく、パブリックドメインでもない場合は、ライセンスを付与できないため、「IN COPYRIGHT」は必須と思われる。(上野)
 - 学校その他の教育機関の場合は、権利制限規定(著作権法第 35 条)が適用されるため「IN COPYRIGHT-EDUCATIONAL USE PERMITTED」は不要と思われるが、著作権法 35 条の対象外の教育機関(音楽教室等)の場合は、このマークが利用される可能性があるだろうか。(上野)
- ③ 日本独自の表示としてはどういったものがよいか。CC ライセンスや Rights Statements と互換性を持たせるためには、どのように表現すればよいか。
- No-Copyright-Japan(Public Domain 50)と、裁定制度の 2 つは合理性があり、必要性を理解できる。図書館送信(著作権法第 31 条第 3 項関係)、美術・写真の著作物のサムネイル発信(著作権法第 47 条関係)等は権利制限規定に関することであり、他にもたくさんあり、きりが無い。他に日本独自の事情を反映したものとしては、「同人マーク(複製不可、二次創作(による同人誌の作成と同人誌即売会での無断配布)可)」(No Dead Copy, Fan Fiction Only)がある。要望が多いなら取り入れてもよいかも。(福井)
 - 著作権法上の権利制限をオーバーライドする意図のないことを(条文番号と一緒に)明記することは有益。つまり、アーカイブ機関側が設定する二次利用条件やライセンスは著作権法上の権利制限に基づく利用を制限するものではなく、ライセンスに関わらず著作権法に則った利用が可能であるということを説明することが必要。(渡辺)
 - 権利制限に基づく利用でアーカイブへの掲載が可能になっている場合は、それを明記する必要がある。(実態としては、オープンデータのように、ボリュームが多すぎて実現できていない領域もあるが。)(渡辺)
 - 日本独自の表示は不要ではないか。二次利用条件表示はあくまでもライセンスなので、法律の規定と混同させるのはよくない。このような表示を作成する目的は、論理的には理解できるが、実務者として見たことはない。政府標準利用規約にもそのような規定はない。どうしても作るなら PD50 のみか、それに加えてもう一つ、日本独自の規定を包含するもの、「他の国と違う規定(=日本のレギュ

レーション)で運用されており、利用許諾はライセンスされている。日本以外の国で利用する際は注意が必要。」といったものを一つ作成してはどうか。法律の細かい規定についての記載は、利用を委縮させるし、誰が書くのかという問題も生じるので不要。

(水野)

○「PDM」は、世界中でパブリックドメインであることを保証するマークではなく、日本の基準で使ってよいと考える。「PD50」は不要。著作権の保護期間は国によって異なり、90年の国もある。そもそも、日本で50年でパブリックドメインになった著作物は、相互主義が採用されている欧州では50年でパブリックドメインになるし(米国は相互主義を採用してないため、70年続くが)、TPP発効後は、日本も70年になる(※なお、2018年12月30日のTPP発効により改正法が施行され死後70年に延長される)。(上野)

○裁定制度は、日本独自のものであるため、「COPYRIGHT UNDETERMINED - JP ORPHAN WORK」はあってもよい。(上野)

○著作権法第31条、47条の権利制限に基づく利用であることをマークとして表示することは不要ではないか。利用者には関係ない。「IN COPYRIGHT」で十分。(上野)

○国際的に受け入れられる日本独自のマークをゼロから作るのは、専門家の確認も必要であり容易ではない。(IT室)

(2)「ジャパンサーチにおけるコンテンツの利用条件区分(案)」(別紙2)について

① ジャパンサーチ試験公開版では、コンテンツの利用条件区分(自由な二次利用可・制限付き二次利用可・二次利用不可の3種類)による検索結果の絞り込みを可能にする想定だが、区分はこの3種類でよいか。

○検索の手がかり・取っかかり、検索の誘導として3種類ということであれば、これでよい。理想を言えばCCライセンス付のコンテンツだけを検索できるとよい。検索の最初は3区分で、検索結果で更に詳細なライセンスで絞り込めるとよい。(福井)

○現在の想定(3種類で絞り込み可能、検索結果画面でさらにライセンスによる絞り込み可能)でEuropeanaと同等であり、特に問題ないだろう。(渡辺)

○現在の案で違和感はない。シンプルでよい。「自由な二次利用可」の範囲については、CCの公式見解では「CC-BY-SA」まで(NC、NDは制限付という認識)。(水野)

○絞り込み区分は、Europeanaに倣うことでよい。(上野)

○「二次利用不可」は、全く利用できないイメージを受ける。連絡して許諾を得れば利用可能であることがわかるよう、言い回しを変更したほうがよい。CCライセンスも展開してあって最初から個別に検索できてもよい。(上野)

○絞り込み区分は、CCライセンスそのままとした方がよい。「自由な二次利用可・制限付き二次利用可・二次利用不可」という区分は、それぞれの示す範囲が明確でなく分かりにくい。(IT室)

(3)ジャパンサーチ画面上での二次利用条件表示の仕組みについて

① ジャパンサーチ画面上での二次利用条件の表示にあたって留意すべきことはあるか。

○権利表示で検索結果の絞り込みができること、各権利表示からその説明ページにリンクをはること

(CC ライセンスのようにリンクを活用し、一般ユーザ向けの客観的かつ簡易な説明ページ、詳細なライセンス条件説明ページを分けて、クリックすると見られるようにしておく)。(福井)

- 二次利用条件は必然的に不完全であり、それに基づく利用は自己責任であるべき。利用規約には、必ず「権利表示は目安であり、紛争は当事者間で解決すること」等の免責条項を示し、同意してもらうことが必要。例えば、日本でパブリックドメインの著作物に PDM マークを付した場合でも、海外ではパブリックドメインにならない場合等に備えて、免責条項での対応が必要。PDM を 70 年を超えたものに限り使用した場合でも、戦時加算で保護期間が 70 年以上になるものもある。(福井)
- バージョン番号による指定までも検索で可能にするべきかどうかは迷うところだが、CC3.0 と CC4.0 のように、バージョンが違くと従うべき制約条件なども異なることがままある。ただし、クリエイティブ・コモンズ・ジャパンでの経験から言えば、バージョンを気にするのは企業の法務部レベルで、データ提供機関や活用者はそこまで厳密にこだわらないかも知れないと思う。(渡辺)
- ジャパンサーチ画面上に、コンテンツごとにライセンスマークが表示されていることが望ましいが、CC ライセンスは契約ではなく単独行為で、付与した時点で許諾として有効と考えられるため、必ずしも毎回コンテンツとセットで表示する必要はない。(上野)
- 元のアナログのコンテンツの表示なのか、それをデジタル化したコンテンツの表示なのか明確にすることが必要。(上野)
- 法令についての知識がない者が利用者には多く含まれることを考えると、法令についてわかりやすく解説すること、問い合わせ窓口を設けて回答できるものは回答、その回答を公開できる場合は公開する(Q & A ページの作成)、といった取り組みも重要になる。いわば権利情報を正しく理解するための補助・参考情報を提供することが重要。(渡辺)

② 二次利用条件以外に、ジャパンサーチ上で提供すべき権利情報はるか。

- 理想を言えば、権利者情報が提供されていると望ましい。権利情報を集めるタイミングは、コンテンツ自体の登録(エンリ)時がベスト。個別の権利者とコンタクトを取るのに最もコストがかからないタイミングだからである。ジャパンサーチとの連携においても、権利者を記入してもらおう工夫をしてはどうか。(福井)
- 利活用を促進するという目的なら、利用者にとっての利便性の最大化が重要。アーカイブ機関側で出来る限り二次利用も含めて処理できる権利は処理すること、権利情報等は明快・具体的に表示すること、機械判読性も確保することが大事。(渡辺)
- 権利者情報があればトレーサビリティが高まるのでよいが、お願いベースになり、難しいだろう。Europeana でも権利者情報はそれほど集まっていない。(水野)
- 権利情報については、どうしても自由記述で対応しなければならない場合がある。(上野)

(4) その他、留意すべき事項や動向等について

- ① 著作権以外の権利(肖像権・パブリシティ権・プライバシー権等)をどのように扱うか。
- デジタルアーカイブに関しては、肖像権の問題が最も大きい。肖像権の課題はそのあいまいさにあり(受忍限度を超えるかどうか、最高裁の判例以上のものがないなど)、権利処理コストが非常に高く、著作権と並ぶ問題となっている。また、デジタルアーカイブは個人情報の山であり、画像検索の技術が発展し、画像から個人の特定が可能となれば、個人情報保護法の観点からも問題となってくる。

(福井)

- 肖像、パブリシティ権について注意喚起が必要。他に、一部画像を扱うページで商標権などへの配慮も必要。(水野)
- 利用に当たっては、実演家やレコード製作者等の著作隣接権への対応も必要になるが、ジャパンサーチで全てを保証することはできないだろう。パブリシティ権やプライバシー権についても、ジャパンサーチ(仮称)で保証することはできない旨、サイトポリシー等で記述しておいた方がよい。(上野)
- 肖像権等について問題がないことを保証することはできない。利用する人が気をつけるよう促している。(IT室)

(別紙1) 二次利用条件表示候補一覧(参考:Europeana での採用状況)

	種類	解説	JPS 候補	Europeana 採用状況
PDM	CC0	著作権法上認められる、その者が持つすべての権利(その作品に関する権利や隣接する権利を含む。)を、法令上認められる最大限の範囲で放棄して、パブリック・ドメインに提供すること意味する。	○	○
	PDM	著作権による制限がなく、自由に利用可能であることを意味する。	○	○
CCライセンス	CC BY (表示)	原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いライセンス。	○	○
	CC BY-SA (表示-継承)	原作者のクレジットを表示し、改変した場合には元の作品と同じライセンスで公開することを主な条件に、営利目的での二次利用も許可されるライセンス。	○	○
	CC BY-ND (表示-改変禁止)	原作者のクレジットを表示し、かつ元の作品を改変しないことを主な条件に、営利目的での利用(転載、コピー、共有)が行えるライセンス。	○	○
	CC BY-NC (表示-非営利)	原作者のクレジットを表示し、かつ非営利目的であることを主な条件に、改変したり再配布したりすることができるライセンス。	○	○
	CC BY-NC-SA (表示-非営利-継承)	原作者のクレジットを表示し、かつ非営利目的に限り、また改変を行った際には元の作品と同じ組み合わせのライセンスで公開することを主な条件に、改変したり再配布したりすることができるライセンス。	○	○
	CC BY-NC-ND (表示-非営利-改変禁止)	原作者のクレジットを表示し、かつ非営利目的であり、そして元の作品を改変しないことを主な条件に、作品を自由に再配布できるライセンス。	○	○
Rights Statements	IN COPYRIGHT (著作権あり)	公開した者自身が著作権者であるか、著作権者から利用許諾を得ているか、または何らかの権利制限規定のもとで利用する。	○	○
	IN COPYRIGHT - EU ORPHAN WORK (著作権あり-EU孤児著作物)	著作権は存在するものの、EU孤児著作物指令(Directive 2012/28/EU)に基づいて孤児著作物とされた場合に用いる。		○
	IN COPYRIGHT - EDUCATIONAL USE PERMITTED (著作権あり-教育目的の 利用可)	著作権は存在するものの、著作権者により、教育目的の利用が認められた場合に用いる。	○	○
	IN COPYRIGHT - NON- COMMERCIAL USE PERMITTED (著作権あり-非営利目的の 利用可)	著作権は存在するものの、著作権者により、非営利目的の利用が認められた場合に用いる。		
	IN COPYRIGHT - RIGHTS- HOLDER(S) UNLOCATABLE OR UNIDENTIFIABLE (著作権あり-著作権者不明)	著作権は存在するものの、一定の合理的な調査を経ても、著作権者が判明しないか、または連絡先がわからない場合に用いる。		
	NO COPYRIGHT - CONTRACTUAL RESTRICTIONS (著作権なし-契約による制限 あり)	パブリック・ドメインになっているものの、第三者の利用については契約で何らかの制限が課されている場合に用いる。このマークを用いる場合には、契約による制限の具体的な内容を示す必要がある。		
	NO COPYRIGHT - NON- COMMERCIAL USE ONLY (著作権なし-非営利目的 のみ利用可)	すでに著作権は消滅しているものの、公的機関と民間企業の協定により、非営利目的の利用に制限してデジタル化した場合に用いる。背景としては、特にヨーロッパの図書館とGoogleとの間の協定を想定したもののだが、他の類似のケースにも適用される。	○	○
	NO COPYRIGHT - OTHER KNOWN LEGAL RESTRICTIONS (著作権なし-他の法的制限 あり)	すでに著作権は消滅しているものの、他の法的制限により自由な利用ができない場合に用いる。このマークを用いる場合は、法的制限の具体的な内容を示す必要がある。	○	○
	NO COPYRIGHT - UNITED STATES (著作権なし-米国の法律上)	アメリカ合衆国の法律で、パブリック・ドメインになった場合に用いる。		
	COPYRIGHT NOT EVALUATED (著作権未評価)	著作権の状態が不明で、表示者が著作権の状態を決定するための調査を尽くしていない場合に用いる。	○	○
	COPYRIGHT UNDETERMINED (著作権未決定)	著作権の状態が不明で、かつ著作権の状態を決定するための調査を尽くしたが、判明しなかった場合に用いる。		
NO KNOWN COPYRIGHT (知る限り著作権なし)	表示者において、著作権その他の権利がないと信じるだけの合理的な理由があるものの、著作権がないという決定までできない場合に用いる。			

日本独自の表記案	PD50(No Copyright Japan=PD50)(案) (著作権なし-日本での保護期間満了)	日本の著作権保護期間である50年が過ぎた著作物に用いる。	○	
	COPYRIGHT UNDETERMINED - JP ORPHAN WORK(案) (著作権未決定-日本孤児著作物)	裁定制度による利用の場合に用いる。許諾を得ようとしても許諾を得ることができない場合に、権利者の許諾を得る代わりに文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料額に相当する補償金を供託することにより、適法に利用することができる。	○	
	IN COPYRIGHT - ○○○○ USE PERMITTED(案) (著作権あり-図書館送信)	著作権法 第三条第三項 図書館送信	○	
	IN COPYRIGHT - ○○○○ USE PERMITTED(案) (著作権あり-美術・写真のサムネイル発信)	著作権法 第四十七条 美術・写真の著作物のサムネイル発信	○	

(注)DPLA(Digital Public Library of America)では、CC ライセンスと Rights Statements を併用。

(出典)デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」平成 29 年 4 月(p.32)、RightsStatements.org のウェブサイト<<http://rightsstatements.org/page/1.0/?language=en>>、Europeana のウェブサイト<<https://pro.europeana.eu/page/available-rights-statements>>、五常法律事務所のウェブサイト<<https://www.gojo-partners.com/column-ps/2024/>>に基づき作成

(別紙2) ジャパンサーチにおけるコンテンツの利用条件区分(案)(参考:海外ポータル事例)

ジャパンサーチ(案)	Europeana: Can I use it? ¹	Trove: Availability ²	DigitalNZ: By Usage ³
<input type="radio"/> 自由な二次利用可 (Free Re-use) <input type="radio"/> 制限付き二次利用可 (Limited Re-use) <input type="radio"/> 二次利用不可 (No Re-use)	<input type="radio"/> Free Re-use ・Public Domain Marked ・CC BY ・CC BY-SA ・CC0 <input type="radio"/> Limited Re-use ・CC BY-NC-ND ・CC BY-NC-SA ・No Copyright - Other Known Legal Restrictions <input type="radio"/> No Copyright - Non-Commercial Use Only ・CC BY-NC ・CC BY-ND <input type="radio"/> In Copyright - Educational Use Permitted ・Out of copyright - non commercial re-use <input type="radio"/> No Re-use ・In Copyright ・Copyright Not Evaluated ・Rights reserved - Free access	<input type="radio"/> Online <input type="radio"/> Access conditions <input type="radio"/> Freely available <input type="radio"/> Unknown	<input type="radio"/> Share <input type="radio"/> Modify <input type="radio"/> Use commercially <input type="radio"/> All rights reserved

(注)DPLA (Digital Public Library of America) では、コンテンツの利用条件区分による検索結果の絞り込みは不可能。

¹ <https://www.europeana.eu/portal/en/search?q=&view=grid>

² <https://trove.nla.gov.au/?q&adv=y>

³ <https://digitalnz.org/explore>

ジャパンサーチにおける二次利用条件表示等の在り方について

ジャパンサーチにおける二次利用条件表示は、実務者検討委員会による「デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について（2019年版）」に基づき、以下のとおり設定する。ただし、2020年の正式版公開に向けて、ジャパンサーチ試験版でのフィードバック等を踏まえ、必要に応じて実務者検討委員会において検討を行い修正するものとする。

1 二次利用条件表示の仕組み

デジタルコンテンツごとにその二次利用条件が簡単に分かるよう、かつ、検索の絞り込みにおいても二次利用条件ごとに区別できるようにする。検索結果での表示においては、活用者が用途別、利用条件別に一目で分かるよう、早見表を用いる。

英語の二次利用条件表示も合わせて用意する。

2 ジャパンサーチで使用する二次利用条件表示

次の15項目を用いることとする。

コード値	日本語/英語表示名	日本語説明
cc0	CC0/CC0	著作権法上認められる、その者が持つ全ての権利(その作品に関する権利や隣接する権利を含む。)を、法令上認められる最大限の範囲で放棄して、パブリックドメインに提供していることを意味します。 CC0 1.0 < https://creativecommons.org/publicdomain/zero/1.0/deed.ja >
pdm	PDM/PDM	著作権による制限がなく、自由に利用可能であることを意味します。 PDM 1.0 < https://creativecommons.org/publicdomain/mark/1.0/deed.ja >
ccby	CC BY(表示)/CC BY	原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可されるライセンス。 CC BY 4.0 < https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja >
ccbysa	CC BY-SA(表示-継承)/ CC BY-SA	原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示し、改変した場合には元の作品と同じライセンスで公開することを主な条件に、営利目的での二次利用も許可されるライセンス。 CC BY-SA 4.0 < https://creativecommons.org/licenses/by-sa/4.0/deed.ja >
ccbynd	CC BY-ND(表示-改変禁止)/ CC BY-ND	原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示し、かつ元の作品を改変しないことを主な条件に、営利目的での利用(転載、コピー、共有)が行えるライセンス。 CC BY-ND 4.0 < https://creativecommons.org/licenses/by-nd/4.0/deed.ja >
ccbync	CC BY-NC(表示-非営利)/ CC BY-NC	原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示し、かつ非営利目的であることを主な条件に、改変したり再配布したりすることができるライセンス。 CC BY-NC 4.0 < https://creativecommons.org/licenses/by-nc/4.0/deed.ja >

ccbyncsa	CC BY-NC-SA(表示-非 営利-継承)/ CC BY-NC- SA	原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示し、かつ非営利 目的に限り、また改変を行った際には元の作品と同じ組み合わせの ライセンスで公開することを主な条件に、改変したり再配布したりする ことができるライセンス。 CC BY-NC-SA 4.0 < https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/deed.ja >
ccbyncnd	CC BY-NC-ND(表示-非 営利-改変禁止)/ CC BY- NC-ND	原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示し、かつ非営利 目的であり、そして元の作品を改変しないことを主な条件に、作品を 自由に再配布できるライセンス。 CC BY-NC-ND 4.0 < https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja >
incr	著作権あり/ IN COPYRIGHT	二次利用に当たっては著作権者の許諾が必要です。公開した者自身 が著作権者である場合、著作権者から利用許諾を得ている場合、又 は何らかの権利制限規定のもとで利用提供している場合があります。
incr_edu	著作権あり-教育目的の利 用可/ IN COPYRIGHT- EDUCATIONAL USE PERMITTED	著作権は存在するものの、著作権者により、教育目的の利用が認め られています。
nocr_cont	著作権なし-契約による制 限あり/ NO COPYRIGHT- CONTRACTUAL RESTRICTIONS	すでに著作権は消滅しているものの、第三者の利用については契約 で何らかの制限が課されています。契約内容は個別に問合せする必 要があります。
nocr_other	著作権なし-他の法的制限 あり/ NO COPYRIGHT- OTHER KNOWN LEGAL RESTRICTIONS	すでに著作権は消滅しているものの、他の法的制限により自由な利 用ができません。
uneval	著作権未評価/ COPYRIGHT NOT EVALUATED	著作権の状態を決定するための調査が完了しておらず、著作権の状 態が不明です。
undet	著作権未決定-裁定制度利 用著作物/ COPYRIGHT UNDETERMINED-ORPHAN WORK in JAPAN	著作権者不明等のため裁定制度を利用して提供された著作物です。 相当の努力を払って検索しても著作権者と連絡することができない場 合は、文化庁長官の裁定を受け、かつ、長官が定める額の補償金を 供託することにより、適法に著作物を利用することができます。 文化庁「著作権者不明等の場合の裁定制度」 < http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/ >
others	その他/ OTHERS	その他

3 設定方法

データベースごとに「コンテンツの権利区分（選択式）」と「コンテンツの権利表示（自由記入）」を用意し、「コンテンツの権利区分（選択式）」においては、「2 ジャパンサーチで使用する二次利用条件表示」で示した 15 項目を選択できるようにする。「コンテンツの権利表示（自由記入）」では、CC ライセンスのバージョン、詳細な利用条件を示した独自のページがあればその URL、その他留意事項を記述可能とする。なお、「コンテンツの権利区分（選択式）」については、判別できるメタデータ項目があれば、コンテンツごとの設定も可能とする。

4 ジャパンサーチの検索結果の表示

ジャパンサーチの検索結果の詳細画面においては、用途別での利用方法を分かりやすく示すため、早見表を併用する。

検索結果の絞り込みにおいても、同じものを活用し、教育利用可、商用利用可のものは、それぞれ早見表における○と△を対象とする。

早見表の情報を補うため、「3 設定方法」で述べた「コンテンツの権利表示（自由記入）」欄を用いて、利用可能となる方法・仕組みの説明、利用条件の詳細情報を入手できるペーシリクンの提示など、各連携機関が利用に当たっての情報提供に努めることとする。

表2 早見表における 15 項目との対応表

○＝利用可、△＝条件付き利用可、×無断利用不可（要許諾）

	教育利用	非商用利用	商用利用
CC0	○	○	○
PDM	○	○	○
CC BY	○	○	○
CC BY-SA	○	○	○
CC BY-ND	△	△	△
CC BY-NC	○	○	×
CC BY-NC-SA	○	○	×
CC BY-NC-ND	△	△	×
著作権あり	×	×	×
著作権あり－教育目的の利用可	○	△	×
著作権なし－契約による制限あり	△	△	△
著作権なし－他の法的制限あり	△	△	△
著作権未評価	×	×	×
著作権未決定－裁定制度利用著作物	×	×	×
その他	—	—	—

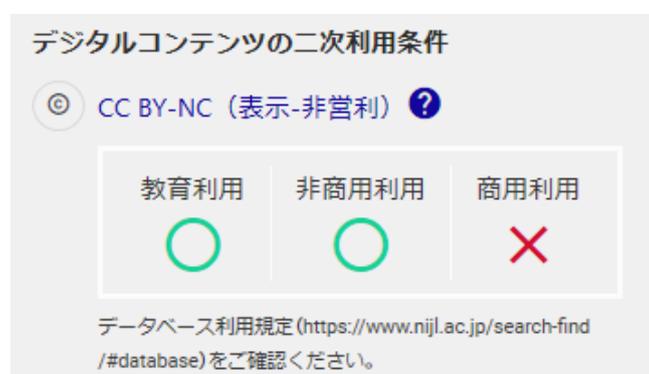


図 早見表（例）

(参考資料) ジャパンサーチ(試験版)のサイトポリシー(抜粋)

※オープンな利用条件であっても、出典を明記すること等をお願いする事例として、ジャパンサーチ(試験版)のサイトポリシーから、該当部分を以下、紹介する¹。

(CC0・PDM 等のデータ利用に当たってのお願い)

ジャパンサーチ上で CC0 及び PDM で提供されているデータについては、自由な二次利用が可能です。ただし、CC0・PDM 等で提供されているデータであっても、二次利用に際しては、次の事項へのご配慮をお願いいたします。これらのお願いは法的な契約ではありませんが、できる限りご留意の上でご利用くださるよう、ご協力をお願いします。

- 出典として、作者名の他、連携機関名やデータ作成者、所蔵館等を記載してください。記載方法は、「[出典等の記載例](#)」をご覧ください。
- データを編集・加工等して利用する場合は、それを行ったことを記載してください。記載方法は、「[出典等の記載例](#)」をご覧ください。編集・加工等を、元となる作品・原資料の作者やデータ提供機関が行なったかのような態様で公表しないようご注意ください。
- 当該データが CC0 等により自由に二次利用可能であることの表記を保持してください。
- 元となる作品や、その作者の名声を傷つける形での利用は行わないようご注意ください。また、元となる作品に関わる文化やコミュニティへの配慮を行ってください。
- 著作権以外の権利(著作者人格権、著作隣接権、肖像権、パブリシティ権、プライバシー権、商標権等)にも留意し、関連法令を遵守してください。

(出典等の記載例)

1. 文化庁・国立情報学研究所の文化遺産オンラインのメタデータを編集、加工等を行わずそのまま複製し、利用する場合

出典: ジャパンサーチ「文化遺産オンライン(文化庁・国立情報学研究所)」のメタデータ
(<https://jpsearch.go.jp/database/bunka>)*

* データベース紹介ページの URL

2. 独立行政法人国立文化財機構の ColBase のメタデータ及びサムネイル画像(例: 東京国立博物館所蔵『檜図屏風』)を利用する場合



『檜図屏風』(東京国立博物館所蔵)
出典: ジャパンサーチ「Colbase(独立行政法人国立文化財機構)」
(<https://jpsearch.go.jp/item/cobas-38585>)*

* 検索結果詳細画面の URL

¹ サイトポリシーは、2019年4月現在のもの。

3. 国立国会図書館の全国書誌のメタデータを編集・加工等して利用する場合

出典：ジャパンサーチ「全国書誌(国立国会図書館)」のメタデータを改変して利用
(<https://jpsearch.go.jp/database/bibnl>) *

* データベース紹介ページの URL

デジタルアーカイブアクセスメントツール (Ver.1.0)

	標準モデル (小規模な機関で行うことが推奨される水準)	アーカイブ機関	先進モデル (各機関のミッション等の必要に応じて目指す水準)	つなぎ役モデル (分野・地域コミュニティのつなぎ役の役割をもつ機関が目指す水準)
1 組織的基盤の取組				
①方針・計画	デジタルアーカイブに関する取組の進捗が運営者の年度計画等に記載がある。	デジタルアーカイブに関する取組の進捗が運営者の年度計画等に記載がある。	デジタルアーカイブに関するビジョン又は戦略計画がある。	運営者の計画等に当該コミュニティのネットワーク構築についての記載がある。
②予算	デジタルアーカイブのための予算が確保されている。	デジタルアーカイブのための予算が確保されている。	デジタルコンテンツ拡充のための予算に加え、公開の継続やメタデータ連携に必要な予算、システムリプレースやデータ移行のための予算も確保している。	ネットワーク運営のための予算を確保している。(システムリプレースやデータ移行のための予算も含む。)
③人材確保	デジタルアーカイブに関する知識を持つ人材を確保している。	デジタルアーカイブに関する知識を持つ人材を確保している。	専任の担当部署又は担当者を組織的に配置し、デジタルアーカイブに関する知識を持つ人材を確保している。	デジタルアーカイブに関する知識を持ち、ネットワークを構築・運営できる人材を確保している。
④人材育成	デジタルアーカイブに関する研修会や資格認定制度等を活用し、自館のデジタルアーカイブ担当者の教育に努めている。	デジタルアーカイブに関する研修会や資格認定制度等を活用し、自館のデジタルアーカイブ担当者の教育に努めている。	自館でデジタルアーカイブに関する勉強会を開催し、担当者以外にも知識の共有を図るよう努めている。	デジタルアーカイブに関する研修会・講習会の実施等によって、当該コミュニティのアーカイブ機関に関する人材育成を支援している。
⑤長期保存	デジタルアーカイブのデータの管理や保存のリスクを認識し、長期保存に関する方針・文書等がある。	デジタルアーカイブのデータの管理や保存のリスクを認識し、長期保存に関する方針・文書等がある。	デジタルアーカイブのデータの管理や保存のリスクを認識し、国際的な動向を踏まえた長期保存に関する方針・文書等がある。	当該コミュニティ全体のためのデジタルアーカイブのデータ管理や長期保存に関する方針・文書等がある。または情報共有の仕組みを用意している。
⑥セキュリティ	情報セキュリティに関する方針・文書等がある。	情報セキュリティに関する方針・文書等がある。	情報セキュリティに関する方針・文書等がある。	情報セキュリティに関する方針・文書等がある。
⑦利活用の促進	デジタルアーカイブの利活用を促進するための広報に関する方針・文書等がある。	デジタルアーカイブの利活用を促進するための広報に関する方針・文書等がある。	デジタルアーカイブの利活用を促進するための広報に関する方針・文書等があり、その効果を定期的に検証している。	当該コミュニティが提供するデータの利活用を促進するための取組に関する方針・文書があり、その効果を定期的に検証している。
⑧外部連携	(人材確保がない場合など)自機関で不足しているデジタルアーカイブの情報等について、外部の有識者からアドバイスを受けている。	(人材確保がない場合など)自機関で不足しているデジタルアーカイブの情報等について、外部の有識者からアドバイスを受けている。	外部の有識者からの指導・フィードバックが受けられる体制(委員会等)を整えている。	当該コミュニティの有識者や有識者から指導・フィードバックが受けられる体制(委員会等)を整えている。
2 メタデータの整備・公開	※ガイドラインp.8 2(1)メタデータの整備 pp.20-23 所蔵するコンテンツの主要なものについて、定期的にメタデータを整備している。	※ガイドラインp.8 2(1)メタデータの整備 pp.20-23 所蔵するコンテンツの主要なものについて、定期的にメタデータを整備している。	所蔵するコンテンツの大部分について、定期的にメタデータを整備しており、定期的に新規作成・更新作業を行っている。また、メタデータの品質管理も行っている。	当該コミュニティから集約したメタデータの品質管理を行っている。
①整備	整備済みメタデータをWeb上に公開している。(ガイドラインに沿った形であれば方法は問わない。)	整備済みメタデータをWeb上に公開している。(ガイドラインに沿った形であれば方法は問わない。)	整備済みメタデータを最新利便性の高い方法(検索機能、地図表示等)で公開している。また、公開するメタデータを最終的内容に保つておく。また、メタデータの品質管理も行っている。	当該コミュニティから集約したメタデータを利便性の高い方法(検索可能、地図表示等)で公開している。
②連携状況	当該コミュニティのつなぎ役又は関連する機関にメタデータを提供している。	当該コミュニティのつなぎ役又は関連する機関にメタデータを提供している。	当該コミュニティのつなぎ役メタデータを提供している。又はつなぎ役がない場合は、直接検索サーバーと連携している。	当該コミュニティのメタデータを集約し、関連するポータルサイトに提供している。又は自らポータルサイトを構築し、検索サーバーと連携している。
③標準化	メタデータフォーマットがガイドラインの必須項目(タイトル/ラベル)/作者(人物)/日付(時代)/場所)に対応している。	メタデータフォーマットがガイドラインの必須項目(タイトル/ラベル)/作者(人物)/日付(時代)/場所)に対応している。	メタデータフォーマットが当該コミュニティの標準に対応している。又は組織内において統一したメタデータフォーマットを標準としている。	当該コミュニティの標準的なメタデータとなるメタデータフォーマットを作成し、維持管理することにもその情報を公開している。または、当該分野の国際標準等の作成・更新や普及に関与している。
④多言語対応	公開中メタデータについて、日本語以外の言語(英語、中国語、韓国語等)でも提供している(名称/タイトル等、メタデータの一部の項目でも可、ローマ字対応でも可。)	公開中メタデータについて、日本語以外の言語(英語、中国語、韓国語等)でも提供している(名称/タイトル等、メタデータの一部の項目でも可、ローマ字対応でも可。)	公開中メタデータについて、日本語以外の言語(英語、中国語、韓国語等)でも提供している。	提供しているポータルサイトは、日本語以外の言語(英語、中国語、韓国語等)でも提供している。
3 デジタルコンテンツの作成・収集	※ガイドラインpp.9-11 2(2)サムネイル/プレビューの作成 2(3)デジタルコンテンツの作成・収集 所蔵するコンテンツのデジタル化を進めている。又はデジタルコンテンツを収集している。併せて、サムネイル/プレビューを作成している。(一部でも可)	※ガイドラインpp.9-11 2(2)サムネイル/プレビューの作成 2(3)デジタルコンテンツの作成・収集 所蔵するコンテンツのデジタル化を進めている。又はデジタルコンテンツを収集している。併せて、サムネイル/プレビューを作成している。(一部でも可)	デジタルコンテンツの作成・収集 所蔵するコンテンツのデジタル化を進めている。又はデジタルコンテンツを収集している。併せて、サムネイル/プレビューを作成している。(一部でも可)	デジタルコンテンツの作成・収集 所蔵するコンテンツのデジタル化を進めている。又はデジタルコンテンツを収集している。併せて、サムネイル/プレビューを作成している。(一部でも可)
①作成・収集	デジタルコンテンツの作成の際、サイズ・色数等を検査している。(また、画像の場合はカラーチャートやメジャーを参照できる。)	デジタルコンテンツの作成の際、サイズ・色数等を検査している。(また、画像の場合はカラーチャートやメジャーを参照できる。)	デジタルコンテンツの作成の際、可能な限り高品質なものを作成しており、必要に応じて再作成を行っている。(元の資料がカラーの画像の場合は、原資料(A3以下)に対して400dpi以上、フルカラーが自主・サイズ除去、色校の検査等を実施)	デジタルコンテンツの作成の際、可能な限り高品質なものを作成し、必要に応じて再作成を行っている。(元の資料がカラーの画像の場合は、原資料(A3以下)に対して400dpi以上、フルカラーが自主・サイズ除去、色校の検査等を実施)
②品質(コンテンツ)	デジタルコンテンツ又はサムネイル/プレビューを公開している。(一部でも可。つなぎ役等のポータルを通じて提供される場合を含む。)	デジタルコンテンツ又はサムネイル/プレビューを公開している。(一部でも可。つなぎ役等のポータルを通じて提供される場合を含む。)	デジタルコンテンツ又はサムネイル/プレビューを公開している。又は地図上にメタデータと紐付けられている。	当該コミュニティにおけるデジタルコンテンツを探索可能な形で、又は地図上にメタデータと紐付けられている。
③公開状況	サムネイル/プレビューを閲覧できるページを用意しており、かつ、サムネイル/プレビューからデジタルコンテンツへリンクしている。(つなぎ役等のポータルを通じて提供されている場合を含む。)	サムネイル/プレビューを閲覧できるページを用意しており、かつ、サムネイル/プレビューからデジタルコンテンツへリンクしている。(つなぎ役等のポータルを通じて提供されている場合を含む。)	サムネイル/プレビューを閲覧できるページを用意しており、かつ、サムネイル/プレビューからデジタルコンテンツへリンクしている。	サムネイル/プレビューを閲覧できるページを用意しており、かつ、サムネイル/プレビューからデジタルコンテンツへリンクしている。
4 オープン化・二次利用可能性	※ガイドライン pp.14-20 3(1)公開利用の取組方法 3(4)利用条件表示の留意点 デジタルコンテンツの利用に関し、二次利用条件及び問い合わせ先をWeb上で明記している。	※ガイドライン pp.14-20 3(1)公開利用の取組方法 3(4)利用条件表示の留意点 デジタルコンテンツの利用に関し、二次利用条件及び問い合わせ先をWeb上で明記している。	デジタルコンテンツの利用に関し、二次利用条件、問い合わせ先及びFAQをWeb上に掲載している。	デジタルコンテンツの利用に関し、二次利用条件、問い合わせ先及びFAQをWeb上に掲載している。また、当該コミュニティにおける二次利用条件の表示を推進する取組を行っている。
①利用条件表示	メタデータの項目の一部をCC0相当の条件で提供している。	メタデータの項目の一部をCC0相当の条件で提供している。	メタデータをCC0相当の条件で提供している。	当該コミュニティのメタデータについて、CC0相当の条件による提供を促進するための取組を行っている。
②メタデータ	サムネイル/プレビューをCCライセンス相当の条件で提供している(一部でも可)。	サムネイル/プレビューをCCライセンス相当の条件で提供している(一部でも可)。	サムネイル/プレビューをCC BY相当の条件で提供している(一部でも可)。	当該コミュニティのサムネイル/プレビューについて、CC0又はCC BY相当の条件による提供を推進するための取組を行っている。
③サムネイル/プレビュー	デジタルコンテンツをCCライセンス相当の条件で提供している(一部でも可)。	デジタルコンテンツをCCライセンス相当の条件で提供している(一部でも可)。	デジタルコンテンツをCC BY相当の条件で提供している(一部でも可)。	当該コミュニティのデジタルコンテンツのCC0又はCC BY相当の条件による提供を推進するための取組を行っている。
④コンテンツ	デジタルコンテンツのうち、著作権保護期間が満了しているなど著作権による制限がないデータは、パブリックドメイン・マーク(PDM)などを明示している。	デジタルコンテンツのうち、著作権保護期間が満了しているなど著作権による制限がないデータは、パブリックドメイン・マーク(PDM)などを明示している。	デジタルコンテンツのうち、著作権保護期間が満了しているなど著作権による制限がないデータは、パブリックドメイン・マーク(PDM)などを明示している。	デジタルコンテンツのうち、著作権保護期間が満了しているなど著作権による制限がないデータは、パブリックドメイン・マーク(PDM)などを明示している。
⑤PDM	デジタルコンテンツについて、第三者による利活用が可能になるよう権利処理・利用許諾を行っている。(肖像権、プライバシー権等の隣接権利にも留意している。)	デジタルコンテンツについて、第三者による利活用が可能になるよう権利処理・利用許諾を行っている。(肖像権、プライバシー権等の隣接権利にも留意している。)	デジタルコンテンツについて、第三者による利活用が可能になるよう権利処理・利用許諾を行っている。(肖像権、プライバシー権等の隣接権利にも留意している。)	デジタルコンテンツの権利処理等について、当該コミュニティの相談を受けられる体制を整えている。
⑥周辺の権利				

デジタルアーカイブアクセスメントツール (Ver.1.0)

5. 持続可能性の担保	※カイトライン pp.11-13 2(4)長期アクセスの保証のために	長期にわたり安定的にデータを保存・管理するため、個別のコンテンツを別加し認識できる識別子(重複しない一意の管理番号)を付与している。	当該コミュニティ内に属する組織・団体に対し、機関識別子の付与・管理を行っている。また、当該コミュニティに対し、コンテンツへの永続的識別子の付与・普及に努めている。
①メタデータ管理 (識別子付与)	長期にわたり安定的にデータを保存・管理するため、個別のコンテンツを別加し認識できる識別子(重複しない一意の管理番号)を付与している。	長期にわたり安定的にデータを保存・管理するため、個別のコンテンツを別加し認識できる識別子(重複しない一意の管理番号)を付与している。	当該コミュニティ内に属する組織・団体に対し、機関識別子の付与・管理を行っている。また、当該コミュニティに対し、コンテンツへの永続的識別子の付与・普及に努めている。
②アクセス保証 (メタデータ)	公開ページについて詳細表示ページを用意し、永続的な固定URLでアクセスできる。(一部でも可、つなぎ役等のポータルを通じて提供されている場合を含む。)	公開ページについて詳細表示ページを用意し、永続的な固定URLでアクセスできる。(一部でも可、つなぎ役等のポータルを通じて提供されている場合を含む。)	公開ページについて詳細表示ページを用意し、永続的な固定URLでアクセスできる。(一部でも可、つなぎ役等のポータルを通じて提供されている場合を含む。)
③アクセス保証 (コンテンツ)	公開しているサムネイル/プレビュー又はデジタルコンテンツは、永続的な固定URLでアクセスできる。(つなぎ役等のポータルを通じて提供されている場合を含む。)	公開しているサムネイル/プレビュー又はデジタルコンテンツは、永続的な固定URLでアクセスできる。(つなぎ役等のポータルを通じて提供されている場合を含む。)	公開しているサムネイル/プレビュー又はデジタルコンテンツは、永続的な固定URLでアクセスできる。(つなぎ役等のポータルを通じて提供されている場合を含む。)
④データ移行性	メタデータも含め、サムネイル/プレビューやデジタルコンテンツの管理において、特定の機能(システム、メタデータ等)に依存しないデータ形式で保持している。又はデータの抽出が可能となり、データの更新(修正・削除等)作業や抽出作業の取得等を簡便に行うことができるようになっている。	メタデータも含め、サムネイル/プレビューやデジタルコンテンツの管理において、特定の機能(システム、メタデータ等)に依存しないデータ形式で保持している。又はデータの抽出が可能となり、データの更新(修正・削除等)作業や抽出作業の取得等を簡便に行うことができるようになっている。	メタデータも含め、サムネイル/プレビュー又はデジタルコンテンツは、永続的な固定URLでアクセスできる。(つなぎ役等のポータルを通じて提供されている場合を含む。)
⑤データ管理	デジタルコンテンツの保存用に作成するマスターデータについて、特定製品等に依存せず、仕様書等が公開され、かつ広く普及している(国際標準等で定められた)データ形式を採用している。	デジタルコンテンツの保存用に作成するマスターデータについて、特定製品等に依存せず、仕様書等が公開され、かつ広く普及している(国際標準等で定められた)データ形式を採用している。	デジタルコンテンツの保存用に作成するマスターデータについて、特定製品等に依存せず、仕様書等が公開され、かつ広く普及している(国際標準等で定められた)データ形式を採用している。
⑥保存フォーマット	バックアップによる提供データの複製、データ保存場所の分散等により万が一に備えた保存の体制を整えている。	バックアップによる提供データの複製、データ保存場所の分散等により万が一に備えた保存の体制を整えている。	バックアップによる提供データの複製、データ保存場所の分散等により万が一に備えた保存の体制を整えている。
⑦データ保存			
⑧システム安定性			
6. 相互運用性の確保	メタデータのダウンロードを可能にしている、又はAPIを提供し、その使用についての説明ページ等を掲載している。	メタデータのダウンロードを可能にしている、又はAPIを提供し、その使用についての説明ページ等を掲載している。	検索用API(Open Search, SRW等)、ハブサイト用API(OAI-PMH等)のいずれかを提供している。
①ダウンロードAPI (メタデータ)	デジタルコンテンツのダウンロードを可能にしている(一部でも可)。	デジタルコンテンツのダウンロードを可能にしている(一部でも可)。	検索用API(Open Search, SRW等)、ハブサイト用API(OAI-PMH等)のいずれかを提供している。
②ダウンロードAPI (コンテンツ)	使用する用語について、組織内で統一した辞書・典拠・シソーラスといたった管理を行っている。	使用する用語について、組織内で統一した辞書・典拠・シソーラスといたった管理を行っている。	国際標準を参照して、当該コミュニティにおける共通用語(人名・地名等)を集約し、辞書・典拠・シソーラスといたった管理を行い、それを公開している。または、当該分野の国際標準等の作成・更新や普及に努めている。
③共通用語			国際標準を参照して、当該コミュニティにおける共通用語(人名・地名等)を集約し、辞書・典拠・シソーラスといたった管理を行い、それを公開している。または、当該分野の国際標準等の作成・更新や普及に努めている。
④URI	メタデータの一部の項目にURI(Uniform Resource Identifier)を付与して公開している。	メタデータの一部の項目にURI(Uniform Resource Identifier)を付与して公開している。	同じ分野内の共通用語(人名・地名等)を集約し、URIを付与している。又はWikidata, DBpedia等に識別リンクを提供している。
⑤Linked Data	Linked Data対応のために、同じ分野・範囲内のデータに対して、メタデータセット(RDF, JSON形式など)を公開している。又はURI付与済みのデータセットを公開している。	Linked Data対応のために、同じ分野・範囲内のデータに対して、メタデータセット(RDF, JSON形式など)を公開している。又はURI付与済みのデータセットを公開している。	Linked Data対応のために、同じ分野・範囲内のデータに対して、メタデータセット(RDF, JSON形式など)を公開している。又はURI付与済みのデータセットを公開している。
⑥公開フォーマット	サムネイル/プレビュー又はデジタルコンテンツは、広く標準的に使われているファイルフォーマットで公開している。	サムネイル/プレビュー又はデジタルコンテンツは、広く標準的に使われているファイルフォーマットで公開している。	デジタルコンテンツの提供において共通利用が可能な標準形式(画像の場合はJPG等)に準拠し、特定のソフトウェアのみで依存しない閲覧環境を提供している。
⑦閲覧環境 (コンテンツ)			
7. 利活用促進に向けた取組	※カイトライン pp.24-28 4. データを利活用するに当たって	※カイトライン pp.24-28 4. データを利活用するに当たって	
①情報発信	SNS等を通じて、デジタルコンテンツに関する情報を発信している。また、Web上に問い合わせ窓口を設けている。	SNS等を通じて、デジタルコンテンツに関する情報を発信している。また、Web上に問い合わせ窓口を設けている。	SNS等を通じて、デジタルコンテンツに関する情報を定期的に発信し、SNS等を利用してデジタルコンテンツに関する問い合わせに対して活用者とのコミュニケーションもしている。
②利活用事例	活用者に向けて、メタデータやデジタルコンテンツの利活用で役立つ情報をWebで提供している。	メタデータやデジタルコンテンツの利活用で役立つ情報をWebで提供している。活用事例も掲載し、紹介している。	当該コミュニティが提供するデータの利活用事例を収集し、Web上で紹介している。
③イベント等	デジタルアーカイブ利活用促進を目的としたイベント(ライブアンプ等)を開催している。	デジタルアーカイブ利活用促進を目的としたイベント(ライブアンプ等)を開催している。	活用者と当該コミュニティをつなぎ、活性化するための取組(ライブアンプ等のイベント)を行っている。
④利用分析	利用統計を取得し、利用分析を行い、サービスの向上に努めている。	利用統計を取得し、利用分析を行い、サービスの向上に努めている。	当該コミュニティのためのポータルサイトでの利用統計をコミュニティにフィードバックしている。また、その利用分析を行い、サービス向上に努めている。
⑤付加価値	デジタルアーカイブで提供しているデータについて、更なる情報の追加や多言語化など、付加価値情報の付与に努めている(一般参加者によるタグ付け等の取組も含む)。	デジタルアーカイブで提供しているデータについて、更なる情報の追加や多言語化など、付加価値情報の付与に努めている(一般参加者によるタグ付け等の取組も含む)。	当該コミュニティのデータについて、更なる情報の追加や多言語化など、付加価値情報の付与に努めている(一般参加者によるタグ付け等の取組も含む)。
⑥Linked Data	Linked Dataによって、自らのデータを他機関が提供するデータとの関連付けを行い、その情報を提供している。	Linked Dataによって、自らのデータを他機関が提供するデータとの関連付けを行い、その情報を提供している。	Linked Dataによって、異なる機関や他のコミュニティが提供するデータとの関連付けを行い、その情報を提供している。
⑦多言語対応	コンテンツ利用に関する情報やヘルプ情報を日本語以外の言語(英語、中国語、韓国語等)でも提供している。	コンテンツ利用に関する情報やヘルプ情報を日本語以外の言語(英語、中国語、韓国語等)でも提供している。	コンテンツ利用に関する情報やヘルプ情報を日本語以外の言語(英語、中国語、韓国語等)でも提供している。

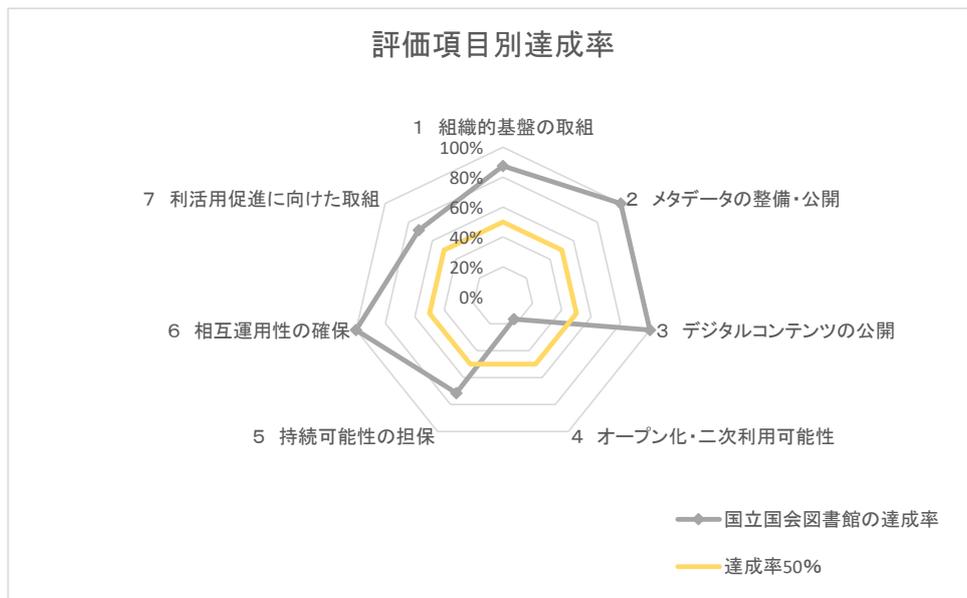
デジタルアーカイブアセスメントツール(ver.1.0)
 国立国会図書館 自己点検例(平成31年3月)

つなぎ役モデル (分野・地域コミュニティのつなぎ役の役割をもつ機関が目指す水準)			
評価項目	対応状況	☑	合計点 (達成率)
1 組織的基盤の取組			
①方針・計画	「国立国会図書館活動目標2017-2020」、「国立国会図書館第四期科学技術情報整備基本計画」、「国立国会図書館サーチ連携拡張に係る実施計画」等に記載がある。	☑	7/8 (87.5%)
②予算	システムリプレースやデータ移行も含めた、ネットワーク運営のための予算を確保している。	☑	
③人材確保	デジタルアーカイブに関する知識を持ち、ネットワークを構築・運営できる人材を確保している。	☑	
④人材育成	図書館等における資料のデジタル化事業の支援を目的に資料デジタル化研修を実施している。また、国立国会図書館の知見をもとに資料デジタル化の手引を作成し、ウェブで公開している。 ※「国立国会図書館資料デジタル化の手引」(https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/guide.html)	☑	
⑤長期保存	デジタルアーカイブのデータ管理や長期保存に関する方針としては、「国立国会図書館デジタル資料長期保存基本計画」がある。また、毎年度長期保存のための調査を行い、ウェブで公開している。 ※「電子情報の長期利用保証に関する調査研究」(https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/dlib/research.html)	☑	
⑥セキュリティ	内閣官房サイバーセキュリティセンターが定める「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に準拠した体制・文書を整備し、運用している。	☑	
⑦利活用の促進	「国立国会図書館第四期科学技術情報整備基本計画」において利活用のための取組を掲げ、「国立国会図書館サーチ」(公共図書館、大学図書館等のデータベースと連携する書籍等分野のポータル)からのAPI提供等実施しているが、その取組の効果の定期的検証まではできていない。	☐	
⑧外部識者	館全体の活動としては活動実績評価に関する有識者会議の枠組みがあるほか、トピックに応じた有識者による意見聴取会(デジタルアーカイブ等に係るものを含む。)を適時実施し、関係者からのフィードバックを受けている。	☑	
2 メタデータの整備・公開 ※ガイドライン p.8 2(1)メタデータの整備 pp.20-23			
①整備	「国立国会図書館サーチ」との連携時に、メタデータスキーマのフォーマット仕様を統一し、メタデータの品質管理を行っている。	☑	5/5 (100%)
②公開状況	「国立国会図書館サーチ」において、検索可能な形で提供している。	☑	
③連携状況	2019年2月以降、「国立国会図書館サーチ」と連携するデータベースのうち、メタデータのオープン化の許諾が得られたものについて、ジャパンサーチ試験版と連携している。	☑	
④標準化	国際標準であるダブリンコアを踏まえた、国立国会図書館ダブリンコアメタデータ記述(DC-NDL)を作成し、ウェブで公開している。 ※国立国会図書館ダブリンコアメタデータ記述(DC-NDL)	☑	
⑤多言語対応	「国立国会図書館サーチ」は、日本語に加え、英語、中国語、韓国語でも提供している。	☑	
3 デジタルコンテンツの公開 ※ガイドライン pp.9-11 2(2)サムネイル/プレビューの作成~2(3)デジタルコンテンツの作成・収集			
①作成・収集		☐	2/2 (100%)
②品質(コンテンツ)		☐	
③公開状況	「国立国会図書館サーチ」において、検索可能な形で提供している。	☑	
④公開方法	「国立国会図書館サーチ」において、サムネイルURLがあるものは検索結果に表示され、デジタルコンテンツの提供元へ遷移可能。	☑	
4 オープン化・二次利用可能性 ※ガイドライン pp.14-20 3(1)公開ポリシーの考え方~3(4)利用条件表示の検討に当たっての留意点			
①利用条件表示	当館のサービスを通して提供するデジタルコンテンツの利用方法・条件等を国立国会図書館ウェブサイトのサイトポリシーで案内している。図書館関係者向け研修・イベント等において、実務者協議会の報告書・ガイドラインの内容の普及に努めているが、二次利用条件の表示を推進する取組は行っていない。	☐	1/6 (16.7%)
②メタデータ	「国立国会図書館サーチ」の連携機関に対して、CC0又はCC BY相当の条件によるメタデータの提供を働きかけている。なお、2019年4月1日から、国立国会図書館作成書誌データはCC BY 4.0で利用可能になった。	☐	
③サムネイル/プレビュー	図書館関係者向け研修・イベント等において、実務者協議会の報告書・ガイドラインの内容の普及に努めているが、CC0又はCC BY相当の条件によるサムネイルの提供を推進する具体的な取組は行っていない。	☐	
④コンテンツ	図書館関係者向け研修・イベント等において、実務者協議会の報告書・ガイドラインの内容の普及に努めているが、CC0又はCC BY相当のデジタルコンテンツの条件による提供を推進する具体的な取組は行っていない。	☐	
⑤PDM	「国立国会図書館デジタルコレクション」において、各デジタルコンテンツの著作権のステータスを明示している。ジャパンサーチ試験版では、「国立国会図書館デジタルコレクション」の保護期間満了のものはPDMを付与している。	☑	
⑥周辺の権利	デジタルコンテンツの権利処理等について、「当該コミュニティの相談を受ける体制」は未整備である。	☐	
5 持続可能性の担保 ※ガイドライン pp.11-13 2(4)長期アクセスの保証のために			
①メタデータ管理(識別子付与)	日本国内の図書館及び関連組織のための国際標準識別子(ISIL)付与及び管理を担当している。また、DOIの付与・普及に取り組んでいる。	☑	5/7 (71.4%)
②アクセス保証(メタデータ)	当館所蔵資料の書誌データ等を提供している「国立国会図書館オンライン」においては、長期アクセス保証を意識したURIを用意している。	☐	
③アクセス保証(コンテンツ)	「国立国会図書館デジタルコレクション」では、システム内の資料を一意に識別するために永続的識別子(PID)を付与し、永続的な固定URLでアクセス保証をしている。さらに、国立国会図書館が作成したデジタルコンテンツにはDOIを付与している。	☑	
④データ移行性	データ移行性を担保したデータ形式は確保しているが、他機関にデータを譲渡できるような包括的な権利処理までは行っていない。	☐	
⑤データ管理	データの更新(修正・削除等)作業や抽出作業の取得等を簡便に行うことができるようにしている。	☑	
⑥保存フォーマット		☐	
⑦データ保存	システムリプレースも視野に入れた長期保存の計画を立てており、デジタル化資料は、提供データのほかに、保存用データも作成して保管している。また、提供用データのバックアップも行っている。	☑	
⑧システム安定性	安定的な統合プラットフォームとして「国立国会図書館サーチ」を運用している。	☑	

デジタルアーカイブアセスメントツール(ver.1.0)
 国立国会図書館 自己点検例(平成31年3月)

6 相互運用性の確保 ※ガイドラインpp.20-23 3(5)データ共有の方法			
①ダウンロード・API (メタデータ)	「国立国会図書館サーチ」を通じて、検索用API、ハーベスト用APIの両方を提供している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
②ダウンロード・API (コンテンツ)		<input checked="" type="checkbox"/>	
③共通用語	国立国会図書館が維持管理する典拠データを、「国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス(Web NDL Authorities)」を通して提供するとともに、各国の国立図書館等が参加するバーチャル国際典拠ファイル(VIAF)の典拠データと相互リンクさせている。	<input checked="" type="checkbox"/>	
④URI	国立国会図書館が維持管理する典拠データについて、URIを付与している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑤Linked Data	国立国会図書館デジタルコレクション書誌情報、国内刊行出版物の書誌情報(直近年1年分)、書誌IDリスト、ISIL 試行版LODのオープンデータセットをウェブで公開している。 https://www.ndl.go.jp/jp/dlib/standards/opendataset/index.html	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑥公開フォーマット		<input checked="" type="checkbox"/>	
⑦閲覧環境 (コンテンツ)	「国立国会図書館デジタルコレクション」では、著作権保護期間満了の図書及び古典籍のデジタル化資料について、IIIIFに対応した方式で画像を提供している。	<input checked="" type="checkbox"/>	5/5 (100%)
7 利活用促進に向けた取組 ※ガイドラインpp.24-28 4.データを利活用するに当たって			
①情報発信	Twitter、Facebook等を通じて、国立国会図書館のデジタルコンテンツに関する情報を定期的に発信している。	<input checked="" type="checkbox"/>	5/7 (71.4%)
②利活用事例	当館のデータについては、活用例をウェブで紹介しているが、当該コミュニティが提供するデータの利活用事例の収集・提供は行っていない。 (参考)当館の事例:NDLラボ「データ活用例の紹介(https://lab.ndl.go.jp/cms/usecase)」 「使う・つなげる:国立国会図書館のLODでつながる(https://www.ndl.go.jp/jp/dlib/standards/lod/usecase.html)」	<input type="checkbox"/>	
③イベント等	「NDLデジタルライブラリーカフェ」「デジタル化資料活用ワークショップ」等のイベントを開催している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
④利用分析	「国立国会図書館サーチ」の利用統計は年報に掲載して公開しており、サービス向上のための利用分析も行っている。	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑤付加価値	「国立国会図書館サーチ」で集約しているメタデータについて、更なる情報の追加や多言語化、付加価値情報の付与等には対応していない。	<input type="checkbox"/>	
⑥Linked Data	国立国会図書館サーチの書誌データや典拠データをLODとして提供し、オープンデータ関連イベントの実施・参加を通して、利活用促進に取り組んでいる。	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑦多言語対応	「国立国会図書館サーチ」において対応済(英語、中国語、韓国語)。	<input checked="" type="checkbox"/>	

(自己点検総括)
 「つなぎ役モデル」における評価項目ごとの達成率を比較したところ下表のとおりとなった。
 オープン化・二次利用の可能性への取組、知活用促進に向けた取組に関して、ガイドラインでつなぎ役モデルに求められているレベルに達していない部分があった。当館作成データに関してのこれらの取組は行っているところではあるが、書籍等分野のつなぎ役としてこれらを行うには、当館単独では困難な部分でもある。特に図書館等におけるメタデータのオープン化やデジタルコンテンツの二次利用条件整備が促進のためには、国全体での取組の加速化が必要である。

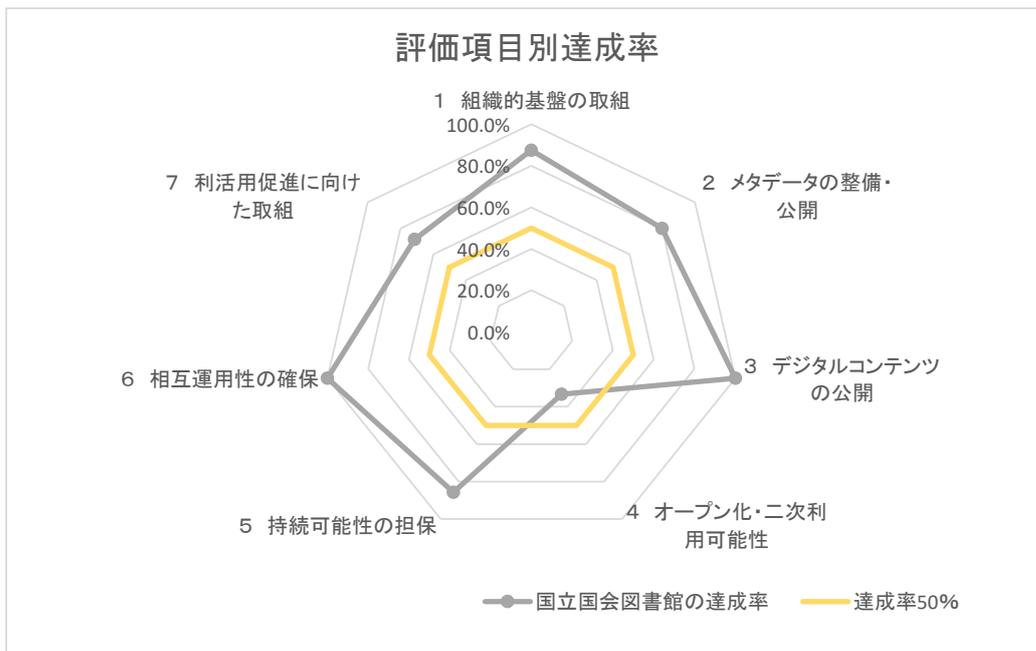


デジタルアーカイブアセスメントツール(ver.1.0)
 国立国会図書館 自己点検例(平成31年3月)

アーカイブ機関 先進モデル (各機関のミッション等の必要に応じて目指す水準)			
評価項目	対応状況	☑	合計点 (達成率)
1 組織的基盤の取組			
①方針・計画	「国立国会図書館活動目標2017-2020」、「資料デジタル化基本計画2016-2020」、「国立国会図書館第四期科学技術情報整備基本計画」等に記載がある。	☑	7/8 (87.5%)
②予算	所蔵資料のデジタル化のための予算に加え、システムリプレイスやデータ移行も含めた、データベース運用・保守のための予算を確保している。	☑	
③人材確保	デジタルアーカイブに関する知識を持ち、ネットワークを構築・運営できる人材を確保している。	☑	
④人材育成	図書館等における資料のデジタル化事業の支援を目的に資料デジタル化研修を実施している。また、国立国会図書館の知見をもとに資料デジタル化の手引を作成し、ウェブで公開している。 ※「国立国会図書館資料デジタル化の手引」 (https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/guide.html)	☑	
⑤長期保存	デジタルアーカイブのデータ管理や長期保存に関する方針としては、「国立国会図書館デジタル資料長期保存基本計画」がある。また、毎年度長期保存のための調査を行い、ウェブで公開している。 ※「電子情報の長期利用保証に関する調査研究」 (https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/dlib/research.html)	☑	
⑥セキュリティ	内閣官房サイバーセキュリティセンターが定める「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に準拠した体制・文書を整備し、運用している。	☑	
⑦利活用の促進	「国立国会図書館第四期科学技術情報整備基本計画」において利活用のための取組を掲げているが、その効果の定期的検証まではできていない。	☐	
⑧外部識者	館全体の活動としては活動実績評価に関する有識者会議の枠組みがあるほか、トピックに応じた有識者による意見聴取会(デジタルアーカイブ等に係るものを含む。)を適時実施し、関係者からのフィードバックを受けている。	☑	
2 メタデータの整備・公開 ※ガイドライン p.8 2(1)メタデータの整備 pp.20-23			
①整備	所蔵資料の大部分及びデジタルコンテンツの全てについて、メタデータを整備しており、定期的に新規作成・更新作業を行っている。メタデータの品質管理も行っている。	☑	4/5 (80.0%)
②公開状況	整備済みメタデータは「国立国会図書館オンライン」において、検索可能な形で提供している。これらのデータを最新の内容に保つ仕組みも整えている。	☑	
③連携状況	書籍等分野のつなぎ役である「国立国会図書館サーチ」にメタデータを提供している。また、2019年2月以降、「国立国会図書館サーチ」経由で「ジャパンサーチ(試験版)」とも連携している。	☑	
④標準化	国際標準であるダブリンコアを踏まえた、国立国会図書館ダブリンコアメタデータ記述(DC-NDL)を作成し、ウェブで公開している。 ※国立国会図書館ダブリンコアメタデータ記述(DC-NDL) (https://www.ndl.go.jp/jp/dlib/standards/meta/index.html)	☑	
⑤多言語対応	メタデータの多言語化(英語、中国語、韓国語等)には対応できていない。	☐	
3 デジタルコンテンツの公開 ※ガイドライン pp.9-11 2(2)サムネイル/プレビューの作成～2(3)デジタルコンテンツの作成・収集			
①作成・収集	毎年度定常的に、所蔵資料のデジタル化を進めるとともに、オンライン資料収集制度及びインターネット資料収集保存事業によりデジタル情報資源を収集している。所蔵資料デジタル化の際には、同時にサムネイル画像を作成している。	☑	4/4 (100%)
②品質(コンテンツ)	デジタル化の際には、上述の「資料デジタル化の手引」に基づき、可能な限り高品質なものを作成している。必要に応じてデジタルコンテンツの再作成も行っている。	☑	
③公開状況	デジタル化資料は、「国立国会図書館デジタルコレクション」において、検索可能な形で提供している。	☑	
④公開方法	「国立国会図書館デジタルコレクション」では、検索結果一覧にサムネイル画像を表示しており、サムネイル画像からデジタルコンテンツへリンクしている。	☑	
4 オープン化・二次利用可能性 ※ガイドライン pp.14-20 3(1)公開ポリシーの考え方～3(4)利用条件表示の検討に当たった留意点			
①利用条件表示	デジタルコンテンツの利用に関し、二次利用条件、問い合わせ先及びFAQをWeb上に掲載している。	☑	2/6 (33.3%)
②メタデータ	2019年4月1日から、国立国会図書館作成書誌データをCC BY 4.0で提供しているが、CC0相当の条件での提供には至っていない。	☐	
③サムネイル/プレビュー	サムネイル・プレビューをCC0又はCC BY相当の条件では提供していない。	☐	
④コンテンツ	デジタルコンテンツをCC BY相当の条件で提供していない。	☐	
⑤PDM	「国立国会図書館デジタルコレクション」において、各デジタルコンテンツの著作権のステータスを明示している。ジャパンサーチ試験版では、「国立国会図書館デジタルコレクション」の保護期間満了のものはPDMを付与している。	☑	
⑥周辺の権利	デジタルコンテンツについて、組織横断時のデータ移行や他機関へのデータ譲渡に対応できるような、包括的な権利処理などは行っていない。	☐	
5 持続可能性の担保 ※ガイドライン pp.11-13 2(4)長期アクセスの保証のために			
①メタデータ管理(識別子付与)	長期にわたり安定的にデータを保存・管理するため、個別のコンテンツを判別し認識できる識別子として永続的識別子(PID)を付与している。	☑	4/4 (100%)
②アクセス保証(メタデータ)	「国立国会図書館オンライン」において、長期アクセス保証を意識したURIを用意している。	☑	
③アクセス保証(コンテンツ)	「国立国会図書館デジタルコレクション」では、システム内の資料を一意に識別するために永続的識別子(PID)を用いて、永続的な固定URLでアクセス保証をしている。さらに、国立国会図書館が作成したデジタルコンテンツにはDOIを付与している。	☑	
④データ移行性	データ移行性を担保したデータ形式は確保しているが、他機関にデータを譲渡できるような包括的な権利処理までは行っていない。	☐	

デジタルアーカイブアセスメントツール(ver.1.0)
 国立国会図書館 自己点検例(平成31年3月)

⑤データ管理	データの更新(修正・削除等)作業や抽出作業の取得等を簡便に行うことができるようにしている。	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑥保存フォーマット	保存用に作成したマスターデータは、特定製品等に依存せず、仕様書等が公開され、かつ広く普及している(国際標準等で定められた)データ形式を採用している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑦データ保存	システムリプレースも視野に入れた長期保存の計画を立てており、デジタル化資料は、提供データのほかに、保存用データも作成して保管している。また、提供用データのバックアップも行っている。	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑧システム安定性			6/7 (85.7%)
6 相互運用性の確保 ※ガイドラインpp.20-23 3(5)データ共有の方法			
①ダウンロード・API(メタデータ)	「国立国会図書館サーチ」を通じて、検索用API、ハーベスト用APIの両方を提供している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
②ダウンロード・API(コンテンツ)	「国立国会図書館デジタルコレクション」において、著作権保護期間が満了したものとび許諾を得たものについては高精細画像を含むデジタルコンテンツのダウンロードを可能にしている。	<input checked="" type="checkbox"/>	
③共通用語	国立国会図書館が維持管理する典拠データを、「国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス(Web NDL Authorities)」を通して提供するとともに、各国の国立図書館等が参加するバーチャル国際典拠ファイル(VIAF)の典拠データと相互リンクさせている。	<input checked="" type="checkbox"/>	
④URI	国立国会図書館が維持管理する典拠データについて、URIを付与している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑤Linked Data	国立国会図書館デジタルコレクション書誌情報、国内刊行出版物の書誌情報(直近年1年分)、書誌IDリスト、ISIL試行版LODのオープンデータセットをウェブで公開している。 (https://www.ndl.go.jp/dlib/standards/opendataset/index.html)	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑥公開フォーマット	サムネイル/プレビュー及びデジタルコンテンツは、広く標準的に使われているファイルフォーマット(jpeg)で公開している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑦閲覧環境(コンテンツ)	「国立国会図書館デジタルコレクション」では、著作権保護期間満了の図書及び古典籍のデジタル化資料について、IIIFに対応した方式で画像を提供している。	<input checked="" type="checkbox"/>	7/7 (100%)
7 利活用促進に向けた取組 ※ガイドラインpp.24-28 4.データを活用するに当たって			
①情報発信	Twitter、Facebook等を通じて、国立国会図書館のデジタルコンテンツに関する情報を定期的に発信しているが、SNSを通じた活ユーザーとのコミュニケーションは行っていない。	<input type="checkbox"/>	
②利活用事例	当館のデータの活用例をウェブで紹介している。 NDLラボ「データ活用例の紹介(https://lab.ndl.go.jp/cms/usecase)」「使う・つなげる:国立国会図書館のLODでつながる(https://www.ndl.go.jp/dlib/standards/lod/usecase.html)」	<input checked="" type="checkbox"/>	
③イベント等	「NDLデジタルライブラリーカフェ」「デジタル化資料活用ワークショップ」等のイベントを開催している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
④利用分析	「国立国会図書館オンライン」「国立国会図書館デジタルコレクション」等、国立国会図書館の電子情報サービスの利用統計は年報に掲載して公開しており、サービス向上のための利用分析も行っている。	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑤付加価値	「国立国会図書館オンライン」「国立国会図書館デジタルコレクション」で提供しているメタデータについて、更なる情報の追加や多言語化、付加価値情報の付与等には対応していない。	<input type="checkbox"/>	
⑥Linked Data	「国立国会図書館サーチ」を通じて、書誌データや典拠データをLODとして提供し、オープンデータ関連イベントの実施・参加を通して、利活用促進に取り組んでいる。	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑦多言語対応	「国立国会図書館デジタルコレクション」は英語に、「国立国会図書館サーチ」は英語、中国語、韓国語に対応している。	<input checked="" type="checkbox"/>	5/7 (71.4%)

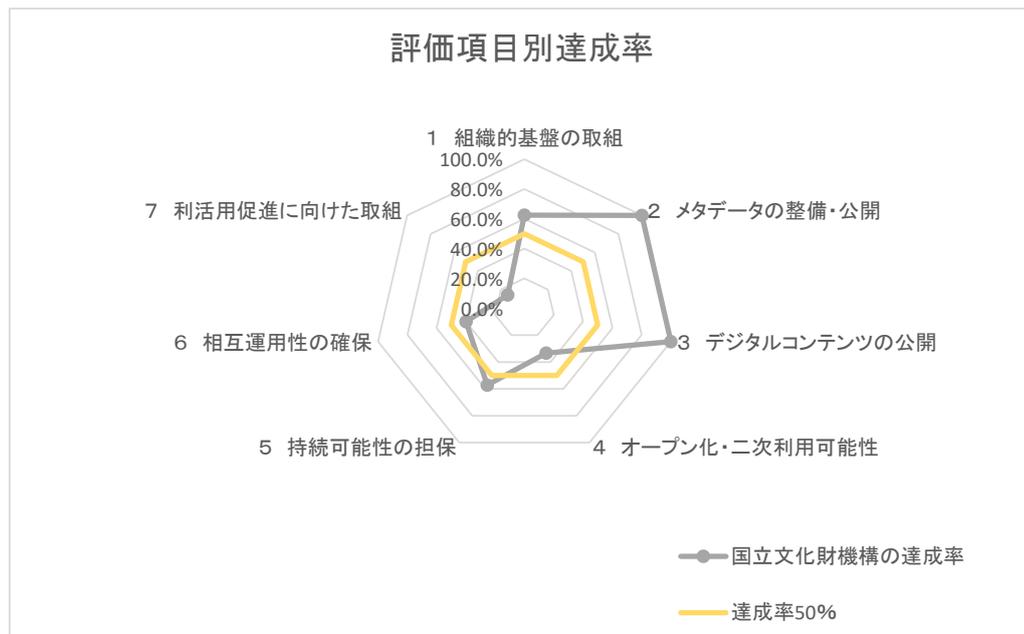


デジタルアーカイブアセスメントツール(ver.1.0)
 国立文化財機構 自己点検例(平成31年3月)

つなぎ役モデル (分野・地域コミュニティのつなぎ役の役割をもつ機関が目指す水準)			
評価項目	対応状況	☑	合計点 (達成率)
1 組織的基盤の取組			
①方針・計画	「文化財活用センター年度計画」等に記載がある。	☑	5/8 (62.5%)
②予算	システムリプレースやデータ移行のための予算も含めた、ネットワーク運営のための予算を確保している。	☑	
③人材確保	デジタルアーカイブに関する知識を持ち、ネットワークを構築・運営できる人材を確保している。	☑	
④人材育成	デジタルアーカイブに関する研修会・講習会等は実施していない	☐	
⑤長期保存	当該コミュニティ全体のためのデジタルアーカイブのデータ管理や長期保存に関する方針については検討中であり、文書化はされていない。	☐	
⑥セキュリティ	内閣官房サイバーセキュリティセンターが定める「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に準拠した「独立行政法人国立文化財機構情報セキュリティ対策基準」を策定し、運用している。	☑	
⑦利活用の促進	当該コミュニティが提供するデータの利活用について、学会発表や講演等を通じて告知しているが、方針を記載した文書は未作成である。	☐	
⑧外部識者	固定的な体制は無いが、様々な機会を通じて関係者からのフィードバックを受けている。	☑	
2 メタデータの整備・公開 ※ガイドライン p.8 2(1)メタデータの整備, pp.20-23			
①整備	「ColBase」への集約時にデータフォーマットを統一し、品質管理を行っている。	☑	5/5 (100%)
②公開状況	集約したメタデータは「ColBase」で検索可能な形で提供している。	☑	
③連携状況	「国立国会図書館サーチ」「ジャパンサーチ」「文化遺産オンライン」にデータを提供している。	☑	
④標準化	国際標準であるCIDOC-CRMを用いたメタデータ記述について検討を行っている。	☑	
⑤多言語対応	「ColBase」は日本語、英語、中国語(簡体)、韓国語でもデータを提供している。	☑	
3 デジタルコンテンツの公開 ※ガイドライン pp.9-11 2(2)サムネイル/プレビューの作成～2(3)デジタルコンテンツの作成・収集			
①作成・収集		☐	2/2 (100%)
②品質(コンテンツ)		☐	
③公開状況	「ColBase」を提供。	☑	
④公開方法	「ColBase」において対応済み。	☑	
4 オープン化・二次利用可能性 ※ガイドライン pp.14-20 3(1)公開ポリシーの考え方～3(4)利用条件表示の検討に当たったの留意点			
①利用条件表示	「ColBase」のコンテンツは政府標準利用規約第2.0版で提供し、その旨をウェブサイト上に表示しているが、二次利用条件の表示を推進するための具体的な取り組みは行っていない。	☐	2/6 (33.3%)
②メタデータ	メタデータについて、CC0相当の条件による提供を促進するための具体的な取組は行っていない。	☐	
③サムネイル/プレビュー	サムネイル/プレビューについて、ジャパンサーチに提供している「ColBase」のデータでサムネイルを表示している。	☑	
④コンテンツ	「ColBase」のコンテンツがCC BY相当の条件により利用できることを、ジャパンサーチにおいても明示している。	☑	
⑤PDM	パブリック・ドメイン・マーク(PDM)などの表示は行っていない。	☐	
⑥周辺の権利	デジタルコンテンツの権利処理等について、当該コミュニティの相談を受ける体制は未整備である。	☐	
5 持続可能性の担保 ※ガイドライン pp.11-13 2(4)長期アクセスの保証のために			
①メタデータ管理(識別子付与)	コミュニティ内に属する組織・団体に対し、機関識別子の付与・管理は行っていない。	☐	4/7 (57.1%)
②アクセス保証(メタデータ)	公開メタデータは基本的に詳細ページを用意し、長期アクセス保証を意識して公開している。	☑	
③アクセス保証(コンテンツ)	公開しているサムネイル/プレビュー又はデジタルコンテンツは、永続的な固定URLでアクセスできる。	☑	
④データ移行性	データ形式を確保するとともに、デジタルアーカイブで提供しているデータについて、権利処理を推進しているが、包括的な権利処理には至っていない。	☐	
⑤データ管理	データの更新(修正・削除等)作業や抽出作業の取得等を簡便に行うことができるようにしている。	☑	
⑥保存フォーマット		☐	
⑦データ保存	データの分散保存等の体制は検討しているが、現時点では未整備。	☐	
⑧システム安定性	安定的な統合プラットフォームとして「ColBase」を提供している。	☑	

デジタルアーカイブアセスメントツール(ver.1.0)
 国立文化財機構 自己点検例(平成31年3月)

6 相互運用性の確保 ※ガイドラインpp.20-23 3(5)データ共有の方法			
①ダウンロード・API (メタデータ)	「e国宝」では検索用API(Open Search)を、「ColBase」ではハーベスト用API(OAI-PMH)を提供している。	<input checked="" type="checkbox"/>	2/5 (40.0%)
②ダウンロード・API (コンテンツ)		<input type="checkbox"/>	
③共通用語	「ColBase」において、人名、地名等の索引データを整備する機能を実装し、索引データの整備を試行している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
④URI	人名、地名等の索引データの整備を試行しているが、URIの公開やDBpedia等への提供には至っていない。	<input type="checkbox"/>	
⑤Linked Data	Linked Data対応のために、同じ分野・地域内のデータに関し、メタデータセット(RDF、JSON形式など)を検討しているが、公開には至っていない。	<input type="checkbox"/>	
⑥公開フォーマット		<input type="checkbox"/>	
⑦閲覧環境 (コンテンツ)	III F等について、次期システムでの採用を予定している。	<input type="checkbox"/>	
7 利活用促進に向けた取組 ※ガイドラインpp.24-28 4.データを利活用するに当たって			
①情報発信	文化財活用センターにおいて利用開始を予定しているSNS等を通じて、デジタルコンテンツに関する情報発信を行う予定である。	<input type="checkbox"/>	1/7 (14.3%)
②利活用事例	データの利活用事例の紹介には現時点では至っていない。	<input type="checkbox"/>	
③イベント等	活用者と当該コミュニティをつなぎ、活性化するための具体的な取組は行っていない。	<input type="checkbox"/>	
④利用分析	ポータルサイトでの利用統計をコミュニティへのフィードバックは行っていない。	<input type="checkbox"/>	
⑤付加価値	データの多言語化を推進している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑥Linked Data	Linked Dataの公開には至っていない。	<input type="checkbox"/>	
⑦多言語対応	コンテンツ利用に関する情報やヘルプ情報は多言語化していない。	<input type="checkbox"/>	

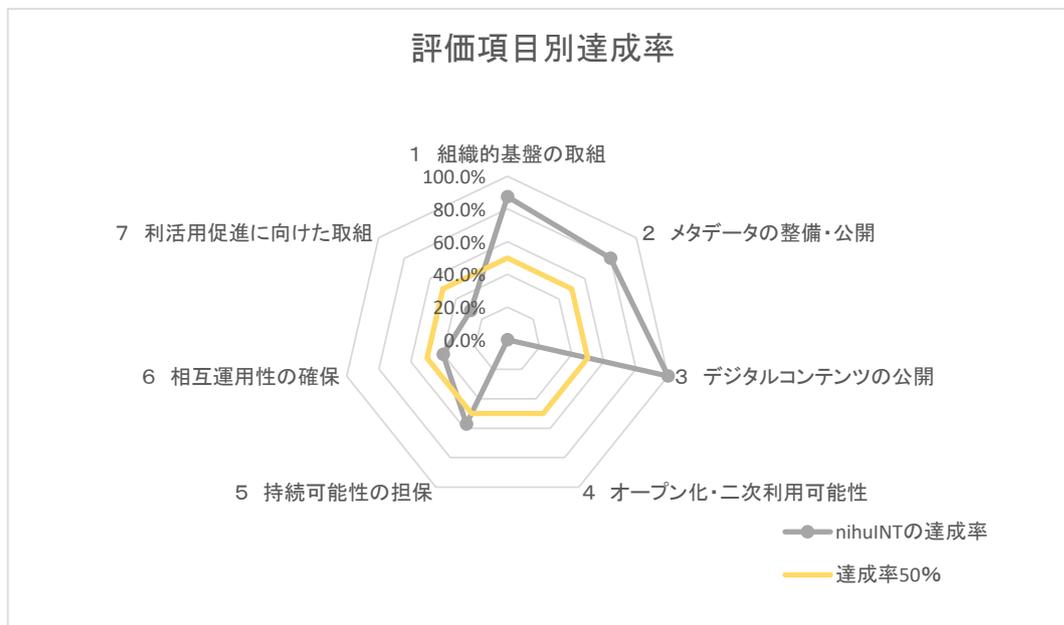


デジタルアーカイブアセスメントツール(ver.1.0)
 人間文化研究機構「nihuINT」自己点検例(平成31年3月)

つなぎ役モデル (分野・地域コミュニティのつなぎ役の役割をもつ機関が目指す水準)			
評価項目	対応状況	☑	合計点 (達成率)
1 組織的基盤の取組			
①方針・計画	「人間文化研究機構・中期計画」等に記載がある。	☑	7/8 (87.5%)
②予算	システムリプレースやデータ移行のための予算も含めた、ネットワーク運営のための予算を確保している。	☑	
③人材確保	デジタルアーカイブに関する知識を持ち、ネットワークを構築・運営できる人材を確保している。	☑	
④人材育成	nihuINTに関わる講習会を年に一度実施している	☑	
⑤長期保存	当該コミュニティ全体のためのデジタルアーカイブのデータ管理や長期保存に関する方針については検討中であり、文書化はされていない。	☐	
⑥セキュリティ	人間文化研究機構セキュリティポリシーにしたがって運用されている。	☑	
⑦利活用の促進	「人間文化研究機構・中期計画」等に記載があり、その実施状況を年に一度チェックしている。	☑	
⑧外部識者	人間文化研究機構・情報発信センター運営会議および高度連携技術委員会によって、機構外の有識者から意見を受ける体制を整えている。	☑	
2 メタデータの整備・公開 ※ガイドライン p.8 2(1)メタデータの整備, pp.20-23			
①整備	nihuINTへの集約の際に、メタデータの変換を実施している。	☑	4/5 (80.0%)
②公開状況	集約したメタデータはnihuINTで検索可能な形で提供している。	☑	
③連携状況	「NDLサーチ」「ジャパンサーチ」「京都大学東南アジア地域研究研究所」にデータを提供している。	☑	
④標準化	nihu独自の語彙設定はあるが、国際標準等の連携は検討段階にとどまる。	☐	
⑤多言語対応	英語でのサイト運用を行っている。	☑	
3 デジタルコンテンツの公開 ※ガイドライン pp.9-11 2(2)サムネイル/プレビューの作成～2(3)デジタルコンテンツの作成・収集			
①作成・収集		/	2/2 (100%)
②品質 (コンテンツ)		/	
③公開状況	nihuINTによって対応している。	☑	
④公開方法	nihuINTによって対応している。	☑	
4 オープン化・二次利用可能性 ※ガイドライン pp.14-20 3(1)公開ポリシーの考え方～3(4)利用条件表示の検討に当たったの留意点			
①利用条件表示	nihuINTに関わる一部の情報基盤はオープンデータではあるが、それ以外はオープンデータ化されていない。	☐	0/6 (0.0%)
②メタデータ	メタデータについて、CC0相当の条件による提供を促進するための具体的な取組は行っていない。	☐	
③サムネイル/プレビュー	当該コミュニティのサムネイル/プレビューについて、CC0又はCC BY相当の条件による提供を推進するための取組は行っていない。	☐	
④コンテンツ	当該コミュニティのサムネイル/プレビューについて、CC0又はCC BY相当の条件による提供を推進するための取組は行っていない。	☐	
⑤PDM	パブリック・ドメイン・マーク(PDM)などの表示は行っていない。	☐	
⑥周辺の権利	デジタルコンテンツの権利処理等について、当該コミュニティの相談を受ける体制は未整備である。	☐	
5 持続可能性の担保 ※ガイドライン pp.11-13 2(4)長期アクセスの保証のために			
①メタデータ管理 (識別子付与)	コミュニティ内に属する組織・団体に対し、機関識別子の付与・管理はnihuINTについては行っていない。	☐	4/7 (57.1%)
②アクセス保証 (メタデータ)	公開メタデータはすべて詳細ページを用意し、長期アクセス保証を意識して公開しているが、DOI等の付与は行っていない。	☐	
③アクセス保証 (コンテンツ)	公開しているサムネイル/プレビュー又はデジタルコンテンツは、永続的な固定URLでアクセスできる。	☑	
④データ移行性	データ形式を確保しているが、デジタルアーカイブで提供しているデータについて包括的な権利処理には至っていない。	☐	
⑤データ管理	nihuINTによるデータの更新(修正・削除等)作業や抽出作業の取得等を簡便に行うことができるようにしている。	☑	
⑥保存フォーマット		/	
⑦データ保存	nihuINTはベースとしてOAISモデルを採用するとともに、データの逐次バックアップを実施している。	☑	
⑧システム安定性	安定的な統合プラットフォームとしてnihuINTを提供している。	☑	

デジタルアーカイブアセスメントツール(ver.1.0)
 人間文化研究機構「nihuINT」自己点検例(平成31年3月)

6 相互運用性の確保 ※ガイドラインpp.20-23 3(5)データ共有の方法			
①ダウンロード・API (メタデータ)	nihuINTは、OAI-PMH、SRU/SRWなどのAPI機能を提供している。	<input checked="" type="checkbox"/>	2/5 (40.0%)
②ダウンロード・API (コンテンツ)		/	
③共通用語	歴史地名辞書を整備し、オープンデータとして公開している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
④URI	Linked Dataによる人名、地名等の索引データの整備を試行しているが、URIの公開やDBpedia等への提供には至っていない。	<input type="checkbox"/>	
⑤Linked Data	Linked Dataによる同じ分野・地域内のデータに関し、メタデータセット(RDF、JSON形式など)を試行しているが、実験段階であり公開には至っていない。	<input type="checkbox"/>	
⑥公開フォーマット		/	
⑦閲覧環境 (コンテンツ)	III F等については、現時点では未対応である。	<input type="checkbox"/>	
7 利活用促進に向けた取組 ※ガイドラインpp.24-28 4.データを利活用するに当たって			
①情報発信	人間文化研究機構・情報発信センターにおいてTwitter、Facebookの運用を行っており、その中でnihuINTについても発信を行っている。	<input checked="" type="checkbox"/>	2/7 (28.5%)
②利活用事例	データの利活用事例の紹介には現時点では至っていない。	<input type="checkbox"/>	
③イベント等	年に一度公開にて「資源共有化研究会」を実施している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
④利用分析	ポータルサイトでの利用統計をコミュニティへのフィードバックは行っていない。	<input type="checkbox"/>	
⑤付加価値	当該コミュニティのデータについて、更なる情報の追加や多言語化など、付加価値情報の付与に努めている(一般参加者によるタグ付け等の取組も含む)。	<input type="checkbox"/>	
⑥Linked Data	Linked Dataによる同じ分野・地域内のデータに関し、メタデータセット(RDF、JSON形式など)を試行しているが、実験段階であり公開には至っていない。	<input type="checkbox"/>	
⑦多言語対応	コンテンツ利用に関する情報やヘルプ情報は多言語化していない。	<input type="checkbox"/>	

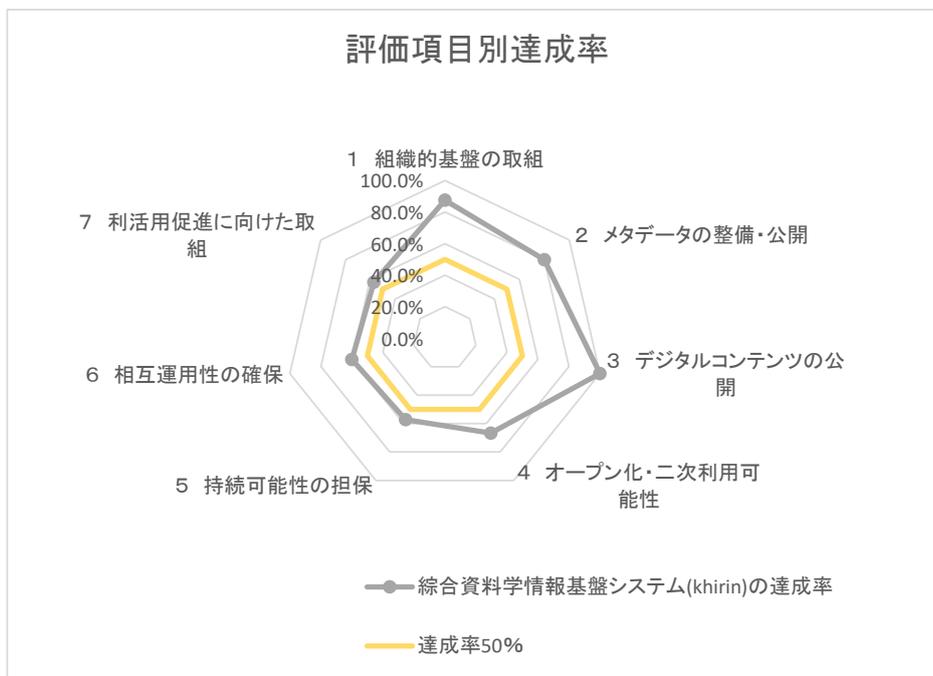


デジタルアーカイブアセスメントツール(ver.1.0)
「総合資料学情報基盤システム(khirin)」自己点検例

つなぎ役モデル (分野・地域コミュニティのつなぎ役の役割をもつ機関が目指す水準)			
評価項目	対応状況	☑	合計点 (達成率)
1 組織的基盤の取組			
①方針・計画	「人間文化研究機構・中期計画」「機関拠点型基幹研究プロジェクト計画」等に記載がある。	☑	7/8 (87.5%)
②予算	システムリプレースやデータ移行のための予算も含めた、ネットワーク運営のための予算を確保している。	☑	
③人材確保	デジタルアーカイブに関する知識を持ち、ネットワークを構築・運営できる人材を確保している。	☑	
④人材育成	歴史民俗系博物館職員研修にて、デジタルアーカイブの概況を説明したりなどの業務を行なっている。	☑	
⑤長期保存	当該コミュニティ全体のためのデジタルアーカイブのデータ管理について、情報共有の枠組みを準備中ではあるが、実施には至っていない	☐	
⑥セキュリティ	人間文化研究機構セキュリティポリシーにしたがって運用されている。	☑	
⑦利活用の促進	「機関拠点型基幹研究プロジェクト計画」等に記載があり、その実施状況を外部評価委員会によって年に一度チェックしている。	☑	
⑧外部識者	人文情報学に関する研究会を開催し、そこでデジタルアーカイブの状況について説明することでフィードバックを受ける体制を確保している。	☑	
2 メタデータの整備・公開 ※ガイドライン p.8 2(1)メタデータの整備, pp.20-23			
①整備	総合資料学情報基盤システム(khirin)への集約の際に、メタデータの変換を実施している。	☑	4/5 (80.0%)
②公開状況	集約したメタデータはkhirinで検索可能な形で提供している。	☑	
③連携状況	自らポータルサイトを提供しているが、現時点ではジャパンサーチとは連携していない。	☑	
④標準化	khirin独自の語彙設定はあるが、国際標準等の連携は検討段階にとどまる。	☐	
⑤多言語対応	英語でのサイト運用を行っている。	☑	
3 デジタルコンテンツの公開 ※ガイドライン pp.9-11 2(2)サムネイル/プレビューの作成~2(3)デジタルコンテンツの作成・収集			
①作成・収集		☐	2/2 (100%)
②品質 (コンテンツ)		☐	
③公開状況	khirinによって対応している。	☑	
④公開方法	khirinによって対応している。	☑	
4 オープン化・二次利用可能性 ※ガイドライン pp.14-20 3(1)公開ポリシーの考え方~3(4)利用条件表示の検討に当たったの留意点			
①利用条件表示	khirinのデータは館蔵資料についてはオープンデータ化するとともに、館蔵資料以外のデータも、契約上問題がない限りオープンなものとして公開している。	☑	4/6 (66.7%)
②メタデータ	メタデータについて、CC0相当の条件による提供を促進するための具体的な取組は行っていない。	☐	
③サムネイル/プレビュー	当該コミュニティのサムネイル/プレビューについて、CC0又はCC BY相当の条件による提供を推進するため、オープンデータに関する研究会などを実施している。	☑	
④コンテンツ	当該コミュニティのサムネイル/プレビューについて、CC0又はCC BY相当の条件による提供を推進するため、オープンデータに関する研究会などを実施している。	☑	
⑤PDM	パブリック・ドメイン・マーク(PDM)などの表示は行っていない。	☐	
⑥周辺の権利	デジタルコンテンツの権利処理等について、当該コミュニティの相談を受けることのみを明確にミッションとした体制はないが、メタ資料学研究センターが必要に応じて相談を受けている。	☑	
5 持続可能性の担保 ※ガイドライン pp.11-13 2(4)長期アクセスの保証のために			
①メタデータ管理 (識別子付与)	コミュニティ内に属する組織・団体に対し、機関識別子の付与・管理はkhirinについては行っていない。	☐	4/7 (57.1%)
②アクセス保証 (メタデータ)	公開メタデータはすべて詳細ページを用意し、長期アクセス保証を意識して公開しているが、DOI等の付与は行っていない。	☐	
③アクセス保証 (コンテンツ)	公開しているサムネイル/プレビュー又はデジタルコンテンツは、永続的な固定URLでアクセスできる。	☑	
④データ移行性	データ形式を確保しているが、デジタルアーカイブで提供しているデータについて包括的な権利処理には至っていない。	☐	
⑤データ管理	khirinによるデータの更新(修正・削除等)作業や抽出作業の取得等を簡便に行うことができるようにしている。	☑	
⑥保存フォーマット		☐	
⑦データ保存	khirinはベースとしてOAISモデルを採用するとともに、データの逐次バックアップを実施している。	☑	
⑧システム安定性	安定的な統合プラットフォームとしてkhirinを提供している。	☑	

デジタルアーカイブアセスメントツール(ver.1.0)
「総合資料学情報基盤システム(khirin)」自己点検例

6 相互運用性の確保 ※ガイドラインpp.20-23 3(5)データ共有の方法			
①ダウンロード・API (メタデータ)	khirinは、RESTIによるAPI機能を提供している。	<input checked="" type="checkbox"/>	3/5 (60.0%)
②ダウンロード・API (コンテンツ)		<input checked="" type="checkbox"/>	
③共通用語	現時点では包括的な辞書の整備には至っていない。	<input type="checkbox"/>	
④URI	Linked Dataによる索引データの整備を試行しているが、URIの公開やDBpedia等への提供には至っていない。	<input type="checkbox"/>	
⑤Linked Data	Linked Dataによる同じ分野・地域内のデータに関し、メタデータセット(RDF、JSON形式など)の公開を行なっている。	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑥公開フォーマット		<input checked="" type="checkbox"/>	
⑦閲覧環境 (コンテンツ)	khirinは現時点でIIIFによる画像提供を行なっている。	<input checked="" type="checkbox"/>	
7 利活用促進に向けた取組 ※ガイドラインpp.24-28 4.データを活用するに当たって			
①情報発信	総合資料学についてはSNSを通じた発信は行っていない。	<input type="checkbox"/>	4/7 (57.1%)
②利活用事例	データの利活用事例の紹介には現時点では至っていない。	<input type="checkbox"/>	
③イベント等	年に3回の研究会を開くとともに、国際研究集会などを通じて活性化を行っている。	<input checked="" type="checkbox"/>	
④利用分析	ポータルサイトでの利用統計をコミュニティへのフィードバックは行っていない。	<input type="checkbox"/>	
⑤付加価値	当該コミュニティのデータについて、更なる情報の追加など、付加価値情報の付与に努めている(一般参加者によるタグ付け等の取組も含む)。	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑥Linked Data	Linked Dataにより同じ分野・地域内のデータに関するデータの連携等を実施している。	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑦多言語対応	コンテンツ利用に関する情報や、ヘルプ情報の多言語化を実施している。	<input checked="" type="checkbox"/>	



デジタルアーカイブアセスメントツール(ver.1.0)
 国立歴史民俗博物館 自己点検例(平成31年3月)

アーカイブ機関 先進モデル (各機関のミッション等の必要に応じて目指す水準)			
評価項目	対応状況	☑	合計点 (達成率)
1 組織的基盤の取組			
①方針・計画	「人間文化研究機構・中期計画」等に記載がある。	☑	5/8 (62.5%)
②予算	システムリプレースやデータ移行のための予算も含め、公開継続のための予算を確保している。	☑	
③人材確保	デジタルアーカイブに関する知識を持ち、ネットワークを構築・運営できる人材を確保している。	☑	
④人材育成	歴史民俗系博物館職員研修にて、デジタルアーカイブの概況を説明するなどの業務を行なっている。	☑	
⑤長期保存	デジタルアーカイブのデータの管理や保存のリスクを認識しているが、国際的な動向を踏まえた長期保存に関する方針・文書等は存在しない。	☐	
⑥セキュリティ	人間文化研究機構セキュリティポリシーにしたがって運用されている。	☑	
⑦利活用の促進	デジタルアーカイブの利活用を促進するための方針等は存在しない	☐	
⑧外部識者	専門の教職員が多数いるため、外部の有識者からの指導・フィードバックが受けられる体制(委員会等)は存在しない。	☐	
2 メタデータの整備・公開 ※ガイドライン p.8 2(1)メタデータの整備, pp.20-23			
①整備	所蔵するコンテンツの大部分について、電子的にメタデータを整備しており、定期的に新規作成・更新作業を行っている。また、メタデータの品質管理も行っている。	☑	4/5 (80.0%)
②公開状況	整備済みメタデータを利便性の高い方法(検索機能、地図表示等)で公開している。また、公開するメタデータを最新の内容に保つ仕組みを備えている。	☑	
③連携状況	当該コミュニティのつなぎ役にメタデータを提供している。	☑	
④標準化	メタデータフォーマットが当該コミュニティの標準に対応はしていない。	☐	
⑤多言語対応	公開中メタデータについては、一部のものについて英語での提供を行なっている。	☑	
3 デジタルコンテンツの公開 ※ガイドライン pp.9-11 2(2)サムネイル/プレビューの作成~2(3)デジタルコンテンツの作成・収集			
①作成・収集	毎年度定常的に、所蔵するコンテンツのデジタル化を進めている。	☑	4/4 (100%)
②品質(コンテンツ)	デジタルコンテンツの作成の際、可能な限り高品質なものを作成している。	☑	
③公開状況	デジタルコンテンツをデータベース上で検索可能な形で、又、地図上にメタデータと紐付けるなどして利便性を担保した形で公開している。	☑	
④公開方法	サムネイル/プレビューを閲覧できるページを用意しており、かつ、サムネイル/プレビューからデジタルコンテンツへリンクしている。	☑	
4 オープン化・二次利用可能性 ※ガイドライン pp.14-20 3(1)公開ポリシーの考え方~3(4)利用条件表示の検討に当たった留意点			
①利用条件表示	デジタルコンテンツの利用に関し、二次利用条件、問い合わせ先及びFAQをWeb上に掲載している。	☑	1/6 (16.7%)
②メタデータ	メタデータについて、CC0相当の条件による提供を促進するための具体的な取組は行っていない。	☐	
③サムネイル/プレビュー	サムネイル/プレビューをCC0又はCC BY相当の条件で提供していない。	☐	
④コンテンツ	デジタルコンテンツをCC BY相当の条件で提供していない。	☐	
⑤PDM	パブリック・ドメイン・マーク(PDM)などの表示は行っていない。	☐	
⑥周辺の権利	デジタルコンテンツについて、組織統廃合時のデータ移行や他機関へのデータ譲渡に対応できるよう、包括的な権利処理などは行っていない。	☐	
5 持続可能性の担保 ※ガイドライン pp.11-13 2(4)長期アクセスの保証のために			
①メタデータ管理(識別子付与)	長期にわたり安定的にデータを保存・管理するため、個別のコンテンツを判別し認識できる識別子(重複しない一意の管理番号)を一部付与している。	☑	4/7 (57.1%)
②アクセス保証(メタデータ)	公開メタデータはすべて詳細ページを用意し、長期アクセス保証を意識して公開しているが、DOI等の付与は行っていない。	☐	
③アクセス保証(コンテンツ)	公開しているサムネイル/プレビュー又はデジタルコンテンツは、一部永続的な固定URLでアクセスできる。	☑	
④データ移行性	データ形式を確保しているが、デジタルアーカイブで提供しているデータについて包括的な権利処理には至っていない。	☐	
⑤データ管理	データの更新(修正・削除等)作業や抽出作業の取得等を簡便に行うことができるようにしている。	☑	
⑥保存フォーマット	デジタルコンテンツの保存用に作成するマスターデータについて、特定製品等に依存せず、仕様書等が公開され、かつ広く普及している(国際標準等で定められた)データ形式を採用している。	☑	
⑦データ保存	(システムリプレースも視野に入れた)保存計画等は明確には存在しない。	☐	
⑧システム安定性		☐	

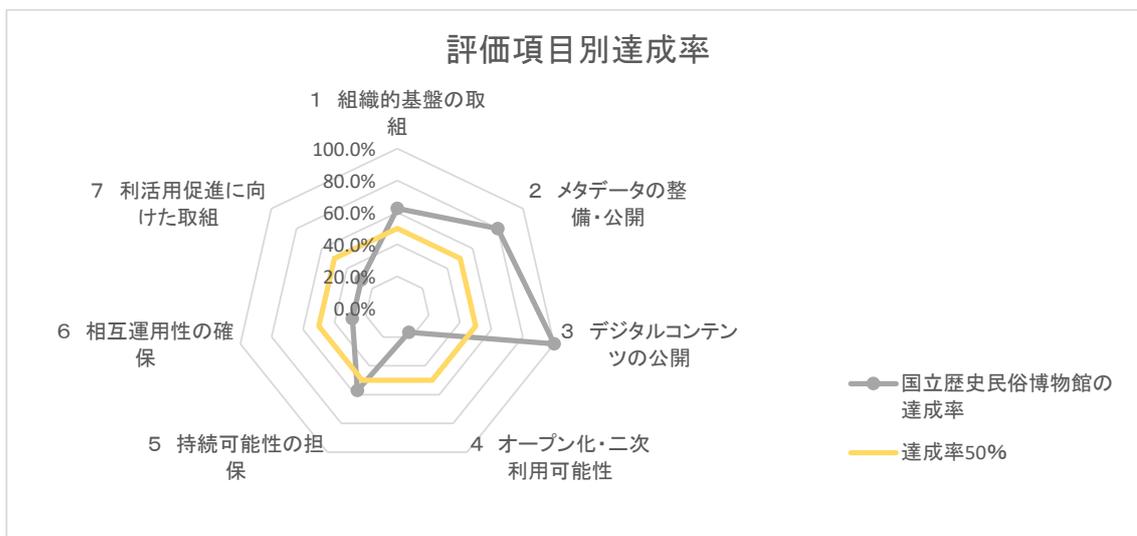
デジタルアーカイブアセスメントツール(ver.1.0)
 国立歴史民俗博物館 自己点検例(平成31年3月)

6 相互運用性の確保 ※ガイドラインpp.20-23 3(5)データ共有の方法			
①ダウンロード・API (メタデータ)	SRWIによるAPI機能を提供している。	☑	2/7 (28.6%)
②ダウンロード・API (コンテンツ)	高精細画像を含むデジタルコンテンツのダウンロード、又はAPIによるアクセスを可能にはしていない。	☐	
③共通用語	現時点では包括的な辞書の整備には至っていない。	☐	
④URI	Linked Data対応のためのメタデータセット(RDF、JSON形式など)などの公開は行っていない。	☐	
⑤Linked Data	Linked Dataによる同じ分野・地域内のデータに関し、メタデータセット(RDF、JSON形式など)の公開は行っていない。	☐	
⑥公開フォーマット	サムネイル/プレビュー又はデジタルコンテンツは、広く標準的に使われているファイルフォーマットで公開している。	☑	
⑦閲覧環境 (コンテンツ)	デジタルコンテンツの提供において共通利用が可能な標準形式(画像の場合はIIIF等)に準拠し、特定のソフトウェアのみに依存しない閲覧環境を提供してはしていない。	☐	
7 利活用促進に向けた取組 ※ガイドラインpp.24-28 4.データを活用するに当たって			
①情報発信	SNS等を通じて、デジタルコンテンツに関する情報を定常的に発信しているが、SNS等を活用してデジタルコンテンツに関する問い合わせに対して活用者とのコミュニケーションは行っていない。	☐	2/7 (28.6%)
②利活用事例	データの利活用事例の紹介には現時点では至っていない。	☐	
③イベント等	デジタルアーカイブ利活用促進を目的としたイベント(アイデアソン等)などは開催していない。	☐	
④利用分析	ポータルサイトでの利用統計をコミュニティへのフィードバックは行っていない。	☐	
⑤付加価値	当該コミュニティのデータについて、更なる情報の追加や多言語化など、付加価値情報の付与に努めている(一般参加者によるタグ付け等の取組も含む)。	☐	
⑥Linked Data	Linked Dataにより同じ分野・地域内のデータに関したデータの連携等を実施している。	☑	
⑦多言語対応	コンテンツ利用に関する情報や、ヘルプ情報の多言語化は一部行われている。	☑	

(自己点検総括)

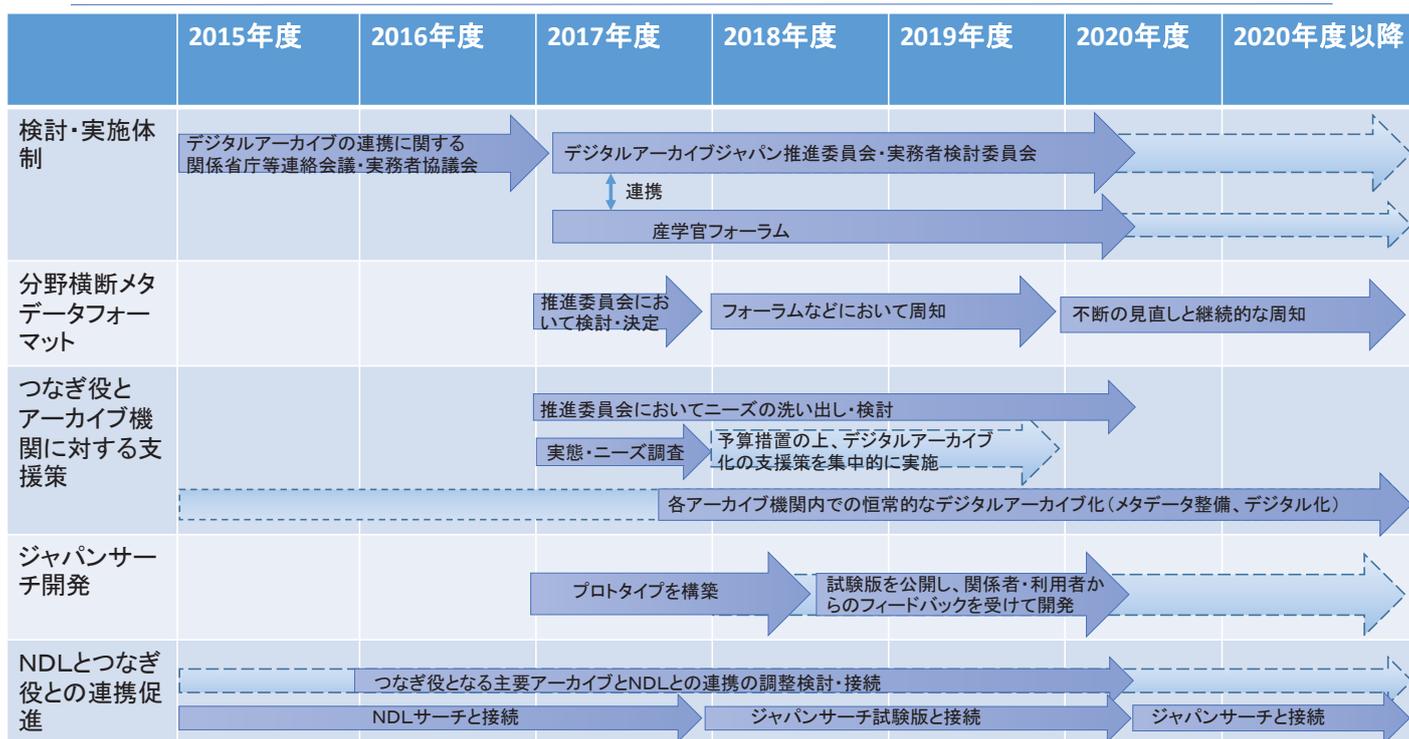
「アーカイブ機関(先進モデル)」における評価項目ごとの達成率を比較したところ下表のとおりとなった。

オープン化・二次利用の可能性への取組、知活用促進に向けた取組に関して、ガイドラインで先進的な機関としては求められているレベルに達していない部分があった。しかし、「総合資料学の創成」などの新規事業を行い、アーカイブ機関からつなぎ役としての機能へと転換し、その役割が求められる機能を事業を通じて持つことにより、補足資料4-5のような形で二次利用などの促進を大きく進めることができるようになっている。それらのつなぎ役としての機能を館内にフィードバックすることにより、さらなる利便性の向上へとつなげる。

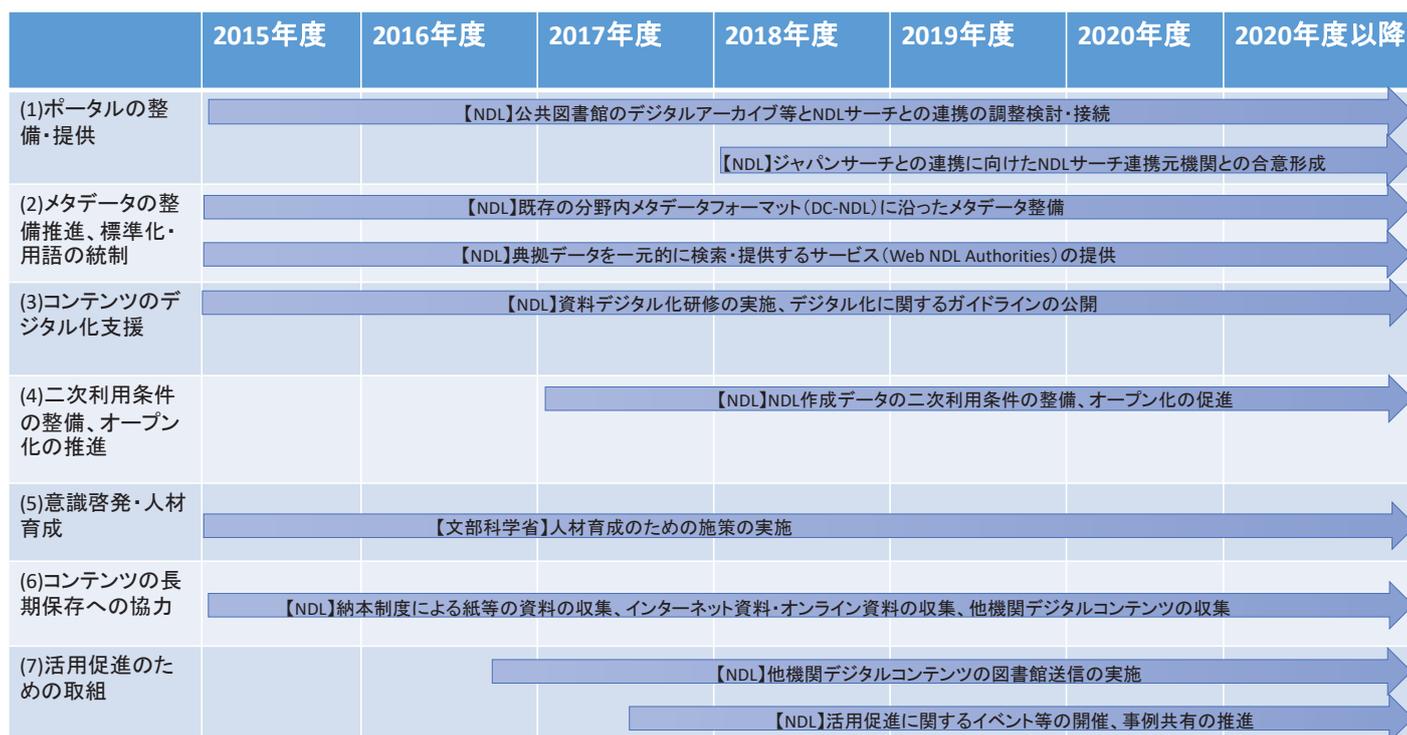


關 連 資 料

(関連資料)工程表(平成30年11月20日 第5回実務者検討委員会更新版)
デジタルアーカイブジャパンの実現に向けた工程表(全体)



デジタルアーカイブジャパンの実現に向けた書籍等分野における工程表



デジタルアーカイブジャパンの実現に向けた(独)国立公文書館における工程表

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2020年度以降
(1)ポータルを整備・提供	国立公文書館デジタルアーカイブ、アジア歴史資料センターデジタルアーカイブと地方公文書館等との横断検索等による連携を実施						
(NDLとのシステム連携)	国立公文書館デジタルアーカイブ、アジア歴史資料センターデジタルアーカイブとNDLサーチとの連携				ジャパンサーチとの接続検討	ジャパンサーチと接続	
(2)メタデータの整備推進、標準化・用語の統制	「国立公文書館デジタルアーカイブ」EAD定義を踏まえたメタデータ運用						
(3)コンテンツのデジタル化支援	公文書館等との連携に向けた国立公文書館による技術支援(デジタルアーカイブ・システムの標準仕様書に係る取組み)						
(4)二次利用条件の整備、オープン化の推進						デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドラインを踏まえた利活用	
(5)意識啓発・人材育成	国立公文書館における研修(デジタルアーカイブ科目を含む)を実施						
(6)コンテンツの長期保存への協力							
(7)活用促進のための取組	施策の検討	利活用促進策の実施(SNS対応等)					

デジタルアーカイブジャパンの実現に向けた文化財分野における工程表

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2020年度以降
(1)ポータルを整備・提供	「文化遺産オンライン」の情報充実						
(NDLとのシステム連携)		NDLサーチとファイル連携	NDLサーチとのAPI連携	ジャパンサーチとの接続協議		ジャパンサーチと接続	
(2)メタデータの整備推進、標準化・用語の統制	ガイドラインに沿ったメタデータ整備						
(3)コンテンツのデジタル化支援	ガイドラインに沿ったデジタル化の推進						
(4)二次利用条件の整備、オープン化の推進	ガイドラインに沿った二次利用条件の整備、オープン化の推進					デジタルコンテンツのCC0又はCC BYでの公開	
(5)意識啓発・人材育成	全国の美術館・博物館等へ普及活動の実施						
(6)コンテンツの長期保存への協力	文化遺産オンラインのプラットフォーム効率化					システムの維持管理	
(7)活用促進のための取組	登録館の利便性向上の取組、利用者の利便性向上の取組(スマートフォンサイトの構築、多言語化等)						

デジタルアーカイブジャパンの実現に向けたメディア芸術分野における工程表

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2020年度以降	
(1)ポータルを整備・提供	「メディア芸術データベース(開発版)」の運営・機能改修など					メディア芸術データベース正式公開	メディア芸術データベース(正式版)の継続的な運用 正式版評価、システムの微修正、メタデータの拡充、API連携強化などを引き続き実施	
(NDLとのシステム連携)		マンガ分野連携用API開発	アニメーション、ゲーム、メディアアート分野連携用API開発					
(2)メタデータの整備推進、標準化・用語の統制	「メディア芸術データベースガイドライン」を公開するなど、メタデータ整備の推進							
	「メディア芸術所蔵情報等整備事業」 メディア芸術データベース(開発版)メタデータ整備 【現状】 マンガ:約445,000冊 アニメーション:約11,000タイトル ゲーム:約47,000タイトル メディアアート:約9,000権者			【年間データ更新(予定)】 マンガ:約7,500冊 アニメーション:約300タイトル ゲーム:約2,000タイトル メディアアート:約50権者				
(3)コンテンツのデジタル化支援	「メディア芸術アーカイブ推進支援事業」により各アーカイブ機関の取り組みを支援							各アーカイブ機関内での恒常的なデジタルアーカイブ化
(4)二次利用条件の整備、オープン化の推進	「メディア芸術データベース(開発版)」において政府標準利用規約を採用							オープン化の推進
(5)意識啓発・人材育成	「メディア芸術連携促進事業」で拠点および人材のネットワーク形成、活用事例の共有							利活用促進策の実施
(6)コンテンツの長期保存への協力	「メディア芸術アーカイブ推進支援事業」により長期保存化					長期保存対策の実施		
(7)活用促進のための取組	「メディア芸術連携促進事業」で拠点および人材のネットワーク形成、活用事例の共有					利活用促進策の実施		

デジタルアーカイブジャパンの実現に向けた自然史・理工学分野における工程表

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2020年度以降	
(1)ポータルを整備・提供	S-Net構築における自然史系博物館との連携の調整検討・データ収集							
	産業技術史資料共通データベースにおける科学博物館等との連携の調整検討・データ収集							
(NDLとのシステム連携)			NDLサーチと接続調整	ジャパンサーチとの接続協議	ジャパンサーチと接続			
(2)メタデータの整備推進、標準化・用語の統制		メタデータ概念の普及、共通項目の検討		分野内メタデータ項目の周知・活用				
		ガイドラインに沿ったメタデータ整備			分野内メタデータフォーマットに沿ったメタデータ整備			
(3)コンテンツのデジタル化支援	技術的・法務的課題に対する支援策の実施、ツールの開発、教育講演・集会などによる支援							
(4)二次利用条件の整備、オープン化の推進		ガイドラインの普及、オープン化の推進					利用許諾の収集・可能な限りCC BYとした条件の収集	
(5)意識啓発・人材育成	人材育成のための施策の実施							
(6)コンテンツの長期保存への協力			S-Netシステム更新	更新後システムの維持管理・活用				
(7)活用促進のための取組			事例集作成の検討	事例集作成の実施・普及材料の開発				

デジタルアーカイブジャパンの実現に向けた放送コンテンツ分野における工程表

【放送番組センター】

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2020年度以降
(1)ポータルを整備・提供							
(NDLとのシステム連携)			NDLサーチとの接続調整	ジャパンサーチとの接続協議		ジャパンサーチとの接続	
(2)メタデータの整備推進、標準化・用語の統制			メタデータの充実・補完				
(3)コンテンツのデジタル化支援							
(4)二次利用条件の整備、オープン化の推進							
(5)意識啓発・人材育成			ジャパンサーチの具体的な内容が示された段階で検討				
(6)コンテンツの長期保存への協力			放送法に基づき、放送番組の収集、保管、放送番組に関する情報の収集・分類・整理・保管等を実施				
(7)活用促進のための取組			ジャパンサーチの具体的な内容が示された段階で検討				

デジタルアーカイブジャパンの実現に向けた放送コンテンツ分野における工程表

【NHKアーカイブス】

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2020年度以降
(1)ポータルを整備・提供							
(NDLとのシステム連携)		「東日本大震災アーカイブス」API連携	ジャパンサーチとの連携を検討	ジャパンサーチとの接続協議		ジャパンサーチとの接続	
(2)メタデータの整備推進、標準化・用語の統制			メタデータの充実・補完				
(3)コンテンツのデジタル化支援							
(4)二次利用条件の整備、オープン化の推進							
(5)意識啓発・人材育成			デジタルアーカイブジャパンの具体的な内容が示された段階で検討				
(6)コンテンツの長期保存への協力							
(7)活用促進のための取組			デジタルアーカイブジャパンの具体的な内容が示された段階で検討				

我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性

エグゼクティブ・サマリー

平成 29 年 4 月

デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会
(事務局:内閣府知的財産戦略推進事務局)

デジタルアーカイブの活用の対象として、観光、教育、学術、防災などの様々な目的が考えられる。こうした活用を通じて、デジタルアーカイブの構築・共有と活用の循環を持続的なものとし、その便益を博物館・美術館、図書館、文書館、大学、企業、市民コミュニティなどの「アーカイブ機関」を通じて、国民のものとしていくことで、我が国の社会的、文化的、経済的発展につなげていくことが重要である。

本報告書は、平成 27 年 9 月に内閣府に設置されたデジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会及び実務者協議会での検討を踏まえ、我が国におけるデジタルアーカイブの構築とその活用促進に関する実務的課題に対する推進の方向性を示すものである。

序章 デジタルアーカイブ社会

デジタルアーカイブは、好きなときに好きな場所から、多種多様な情報・コンテンツへのアクセスを可能とする。また、教育や研究における利用、観光利用、ビジネスでの活用といった様々な活用を通じて、新たな経済的価値を創出し、イノベーションを推進する基盤となる。また、多様なコンテンツへのアクセスがどこからでも可能になり、地域間格差の社会的課題の解決にも資する。こうした基盤を構築することは、国の戦略として重要な取組であり、公的機関がデジタルアーカイブに取り組むことは社会的責務として求められている。

デジタルアーカイブは、活用する者だけでなく、データを提供するアーカイブ機関にとっても、デジタルコンテンツを使ったサービスの充実、来館者数の増加、業務効率化等のメリットがもたらされる。



デジタルアーカイブ社会のイメージ(例)

第1章 現状と課題

1. 諸外国の現状

欧米を中心に、様々な分野・領域のアーカイブ機関が連携して、各機関が保有する多様なコンテンツのメタデータをまとめてインターネットで検索・閲覧できる統合ポータル構築が進んでいる。EU の Europeana や米国の DPLA(米国デジタル公共図書館)では、メタデータの集約等を行う「アグリゲーター」(又は「ハブ」)を中核として連携を進めている。また、これらの統合ポータルは、デジタルアーカイブの活用促進に向けて、メタデータのオープン化(クリエイティブ・コモンズの CC0 等の表示)やデジタルコンテンツへの利用条件表示を進めている。

2. 日本の現状

分野によっては進んでいる部分もあるが、日本全体として見た場合、海外と比べて、デジタルコンテンツの提供は、量的に十分な状況とはいえない。メタデータの整備・公開も十分とはいえない。書籍等分野のように、メタデータの連携が進められている分野もあるが、分野を超えたデジタルアーカイブ間の連携は、全体としては進んでいない。

活用面においても、Europeana や DPLA のように、メタデータを CC0 で提供しているところは見当たらない。デジタルコンテンツへの利用条件表示もほとんど行われていない。また、コピーやダウンロード、メール送信ができない、専用ソフトが必要で汎用性がない、外国語(英語等)に対応していないなど、活用する者のニーズに対応できていない場合が多い。

3. 諸外国の現状を踏まえた日本の課題

諸外国の取組に追いつき、より優れたデジタルアーカイブを提供していくうえで、デジタルアーカイブ構築と連携を推進するための仕組み(インセンティブを生み出す仕組み等)の構築、中小機関及び地方における人的・財政的リソースの不足や技術的・法務的課題への対応、メタデータやサムネイル/プレビュー、デジタルコンテンツのオープン化の推進等が必要である。

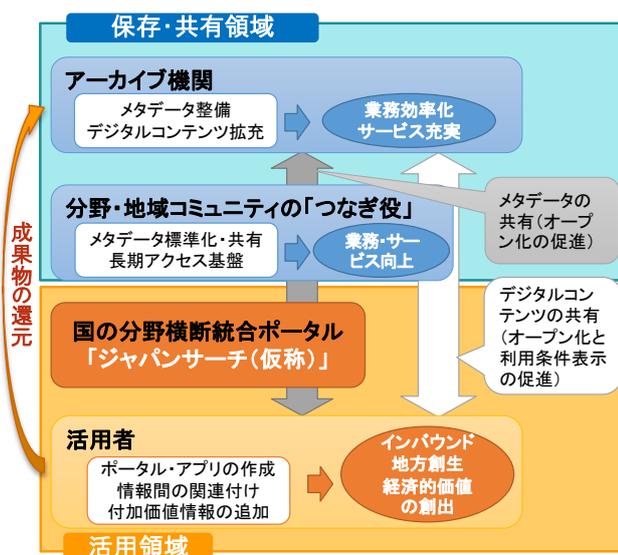
第2章 我が国におけるデジタルアーカイブ推進の在り方

1. 「共有」が支えるデジタルアーカイブサイクル

分野・地域のコミュニティの内外でのデジタルコンテンツの共有は、デジタルアーカイブにおいて、収集・保存と両輪となり、活用を支え推進するための重要な要素である。この保存・共有・活用のサイクルを、自館、地域・分野コミュニティ、さらには、日本国内、世界へと広げることで、活用の幅が大きく広がっていく。

2. デジタルアーカイブ社会の構築

各アーカイブ機関は、メタデータの整備やデジタルコンテンツを拡充する。分野や地域コミュニティごとの「つなぎ役」(Europeana の「アグリゲーター」、DPLA の「ハブ」に相当)は、メタデータをとりまとめて、国の分野横断統合ポータル(国立国会図書館が検討を進める「ジャパンサーチ(仮称)」)と共有できるようにする。活用者は、ジャパンサーチ(仮称)等を通じて、共有されるメタデータやデジタルコンテンツをデータ提供者のメリットにつながる形で、様々な用途に活用することができる。



デジタルアーカイブの共有と利活用に向けて

3. アーカイブ機関に求められる役割

アーカイブ機関には、以下の役割が求められる。

- ・本報告書とは別途に取りまとめられた「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」の採用
- ・人材の確保及び育成
- ・デジタルアーカイブの取組が業績として適切に評価される仕組みの設計(評価指標の見直し)
- ・海外発信の強化(メタデータの英語又はローマ字表記等)

4. つなぎ役に求められる役割

つなぎ役には、以下の役割が求められる。

- ・分野・地域の独自性を反映したポータルの整備・提供

- ・メタデータの整備推進・標準化・用語の統制
- ・アーカイブ機関におけるメタデータやデジタルコンテンツ等の利用条件表示の推進、オープン化の推進、活用取組の推進
- ・アーカイブ機関におけるデジタルコンテンツ拡充及び保存に対する技術や法務上の業務支援
- ・デジタルアーカイブの評価指標の見直しとアーカイブ機関へのインセンティブ付与
- ・アーカイブ機関の意識啓発・人材育成支援

5. 国や地方自治体等に求められる役割

国及び地方自治体は、以下の役割が求められる。

- ・デジタルアーカイブの積極的な活用
- ・デジタルアーカイブに関わる多様な役割を担う人々のコミュニティの醸成
- ・アーカイブ機関の課題解決に必要な人的・財政的支援措置及び技術・法務上の業務支援のためのネットワーク整備等

第3章 今後の国の取組の方向性

今後の国の取組の方向性は以下のとおりである。

- ・「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」の策定・普及
- ・保有するデジタル情報資源のオープン化推進
- ・国の統合ポータル「ジャパンサーチ(仮称)」の継続検討
- ・デジタルアーカイブ活用促進のための官民合同フォーラムの設置の検討
- ・つなぎ役の取組支援
- ・アーカイブ機関の人材教育支援(技術的講習会、研修を行う団体への支援等)
- ・アーカイブ機関の取組を促進するためのインセンティブ(各種の助成事業の活用や評価に応じた顕彰等)の検討

第4章 残された論点

国家戦略として、アーカイブ機関の取組をさらに強力にけん引するようなビジョンの構築とその実現のための枠組の継続的な検討が必要である。各アーカイブ機関が無理なくデータを整備・共有・連携できる共通基盤(プラットフォーム)の構築についての検討や、長期利用・永続的アクセスを意識した取組についての検討も必要である。

また、つなぎ役の機能を果たす機関を設定することが困難な分野では、関係省庁や自治体が自らポータルを立ち上げることも考えられる。引き続き、分野・地域ごとに、どのような支援策が必要かを確認しながら、本報告書での課題が解決されているかをフォローアップしていく必要がある。

デジタルアーカイブの 構築・共有・活用ガイドライン - 概要 -

平成29年4月

デジタルアーカイブの連携に関する
関係省庁等連絡会 ・ 実務者協議会

ガイドラインの対象・目的

対象

「アーカイブ機関」 (=コンテンツを保有する機関) + 「つなぎ役」 + 「活用者」

広い概念での記録機関全般を指し、**コンテンツを保有している機関すべて**を対象とする。文化的施設（博物館・美術館、図書館、文書館）のほか、大学・研究機関、企業、官公庁、地方公共団体等を含む。

分野・地域コミュニティにおいて、**メタデータの集約と提供**を行い、コミュニティにおけるメタデータの標準化、用語の統制等を行う役割を担う。

デジタルアーカイブ上の様々な**データを活用する者**。自らのデータを活用するアーカイブ機関に加え、一般ユーザ、IT技術者、クリエイターなど。

目的

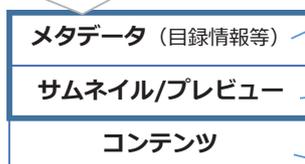
各機関がガイドラインに沿った取組を行うことによって、**我が国のデジタル情報資源を豊かにし、活用者はもちろん、アーカイブ機関自らもその恩恵を最大限に享受できるようにすることを目指す**

(ガイドラインの内容)

- 「アーカイブ機関」が取り組むべきデジタル情報資源の整備・運用方法
- 「つなぎ役」がデジタル情報資源の共有化を促すに当たって取り組むべき事項
- 「活用者」がデジタルアーカイブの利活用に当たって取り組むべき事項

「デジタルアーカイブ」とは、様々なデジタル情報資源を収集・保存・提供する仕組みの総体をいう。「デジタルコンテンツ」のほか、アナログ媒体の資料・作品等も「コンテンツ」に含まれるものとした上で、コンテンツの内容や所在等の情報を記述した「メタデータ」や、コンテンツの縮小版又は部分表示である「サムネイル/プレビュー」も対象とする。

上二つをオープンに（自由な二次利用が可能な条件で）流通させることで、コンテンツの活用が促進される



コンテンツの内容や所在等の情報を記述するデータ。目録・書誌データ、文化財基礎データ等のテキストやID

コンテンツの縮小画像（サムネイル）、本文テキストの一部表示や数秒程度の音声・動画（プレビュー）等

デジタルコンテンツのほか、アナログ媒体の資料・作品等も含む。

図 デジタルアーカイブ連携における流通単位

我が国として目指すべきデジタルアーカイブ推進の方向性（1章）

アーカイブ機関

各種コンテンツ（アナログ含む）のメタデータの整備、資料・作品のデジタル化等によりデジタルコンテンツを拡充する
できる限りオープンな（自由な二次利用が可能な）条件でデジタル情報資源を提供する

つなぎ役（分野・地域コミュニティ）

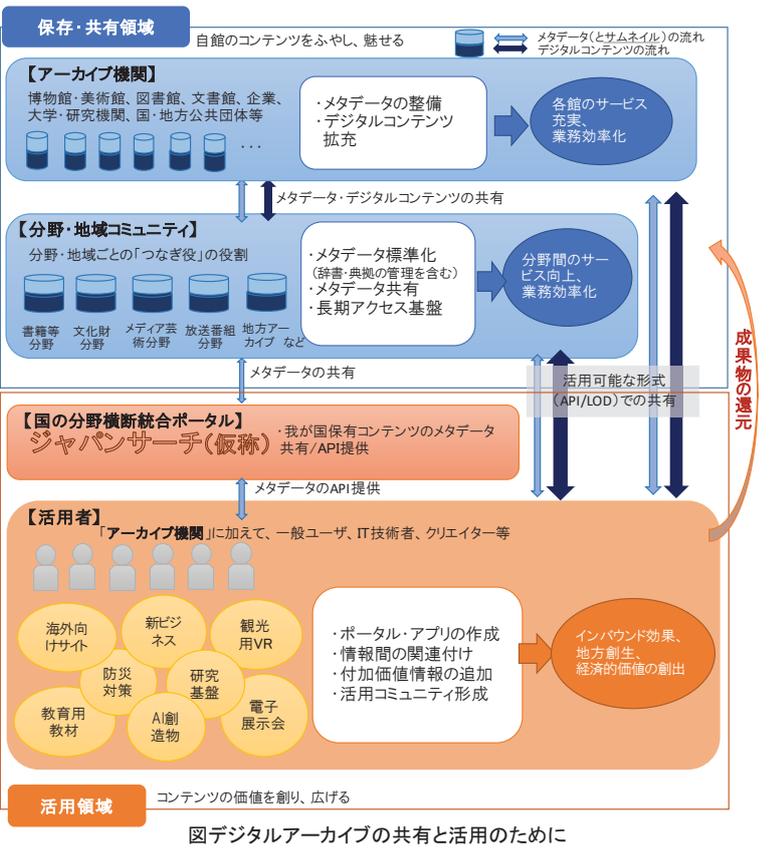
分野・地域のコミュニティをまとめ、各アーカイブ機関が提供する資源の共有化を図る。**分野内・外のメタデータの共有化**に加え、分野内のメタデータの標準化、用語（辞書・典拠）の管理等を行う。コミュニティ内の長期アクセスを保証する基盤提供などの役割も担う

国の分野横断統合ポータル

我が国が保有する様々なコンテンツへの効果的なナビゲーションを提供し、保存・共有領域にある多様な資源とその「活用者」とのつなぎ役を果たす

活用者

保存・共有領域でオープンになったデジタル情報資源に関して、**その価値を一層高める方法で利用や活用を進める**。活用者は、自らの成果をデータ提供者（アーカイブ機関やつなぎ役）に還元する



我が国のデジタル情報資源が効率的に生み出され、国全体として有効に活用されていくことを目指す

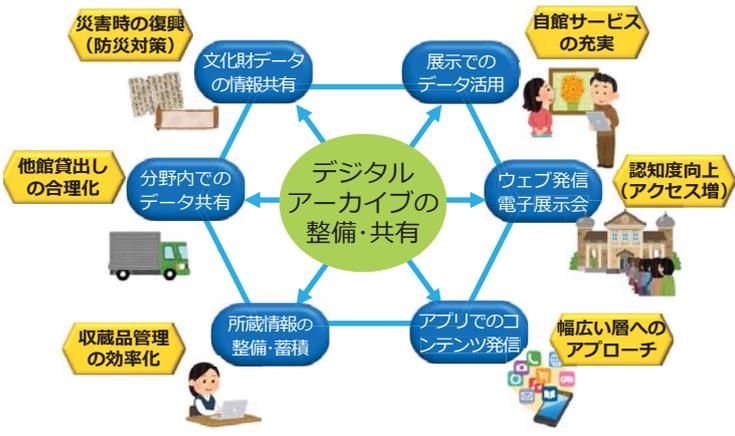
デジタルアーカイブのメリット

アーカイブ機関にとって

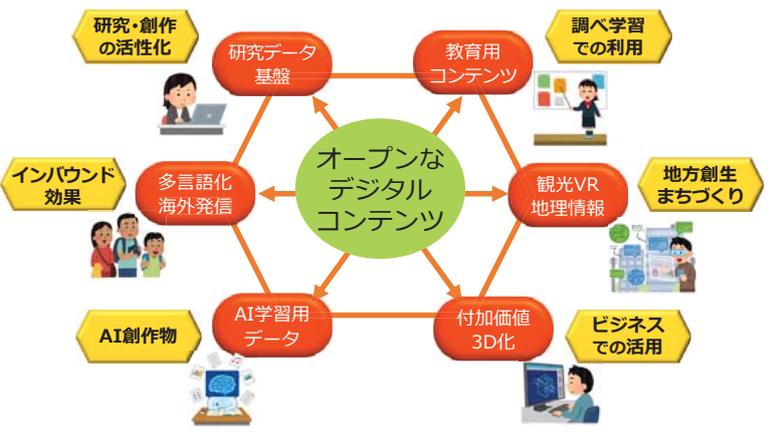
メタデータの整備やデジタルコンテンツの拡充といった取組は、日々の業務運営はもちろん、災害時の被害状況の把握にも役立つ。情報技術を利用した効果的なサービス展開も可能となる。ホームページでの発信や展示会等での利用など、自らが整備したデジタルアーカイブの最大の活用者は、結局のところ、その機関自身といえる。

活用者や社会にとって

デジタルデータは、時間や場所を問わず利用できるメリットがある。加えて、オープンな（自由な二次利用が可能な）デジタルコンテンツが増えることによって、観光用VRのアプリ提供、教育目的での利用、人工知能（AI）の学習用、新規ビジネスの創出など、様々な人々が様々な目的で活用することが可能となり、社会が活性化する。



デジタルアーカイブの自館でのメリット（例）



デジタルアーカイブ社会における活用（例）

デジタルアーカイブの整備に当たって（2章）～アーカイブ機関が行うこと

(1)メタデータの整備

- 「タイトル（ラベル）」「作者（人物）」「日付（時代）」「場所」「管理番号（識別子）」の5項目について、判明している場合は必須の情報として記述する。このほかは、必要に応じて、分野の事情を考慮した主要な標準（参考資料「確認すべき標準・ガイドライン」等）を参考に整備することが望ましい。
- コンテンツの権利情報や二次利用条件といった情報も併せて整備されることがよい。
- 国際的な共有を考えた場合、多言語化（英語・ローマ字表記）に取り組むことが望ましい。

(2)サムネイル/プレビューの作成

- メタデータの情報を補うため、本文テキストの一部を入力する方法のほか、コンテンツの縮小画像（サムネイル）や、音声・動画の部分抽出（プレビュー）を作成する。

(3)デジタルコンテンツの作成・収集

- 保存用としては、可能な限り高品質なものを作成する。加えて、利用・提供のしやすさを優先して情報量を抑えたものや、発見を助けるためのもの（サムネイル/プレビュー）も同時に作成することがよい。
- 外部に作業委託する場合、デジタル化成果物が自らの所有物となること、また、自ら自由に使えることに加え第三者の活用も可能となるよう著作権の状態について、契約内容の確認を行う。
- 個人所有の写真・動画等を収集する際は、肖像権、プライバシー権等の諸権利に留意しつつ、自らのサービスでの活用に加え第三者の活用も可能となるよう、権利処理を行う。
- 撮影時に自動的に記録された撮影日時・機器・解像度などの情報は削除しないよう注意する。
- デジタルデータ作成時の情報が分かるよう、デジタル化の際のドキュメント等を残しておく。

(4)長期アクセスの保証のために

- 個別の資料・作品の情報を判別・認識できる識別子（重複しない管理番号）を付与する。
- メタデータにURIを付与することが望ましい。URIの付与が自らできない場合は、メタデータの管理ファイルを安定したウェブ上に公開する方法がある。
- システム持続可能性のため、特定の機器（システム、メディア等）に依存しないデータ形式とし、データ移行性を確保する。また、ストレージ機器・システム等のリプレース経費や運用コストを見込んでおく。
- 災害や大規模なシステム障害等への対応可能性を高めるため、データ共有による分散化・複数化を進める。

データを共有するに当たって（3章）～アーカイブ機関とつなぎ役が行うこと

(1)公開ポリシーの考え方

- 自らが作成・保有するデータに関し、著作権等に配慮した上で、公開範囲と二次利用条件を決定する。

(2)二次利用条件の表示方法

- 利用条件の検討においては、権利の状態を確認し、第三者の権利が含まれる場合は許諾を得る必要がある。
- 世界的主流となっている、クリエイティブ・コモンズCC0、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（CC BY、CC BY-SA等）、パブリック・ドメイン・マーク（PDM）などを利用して利用条件を明示する。
- 自由利用以外の場合は、データを利用するための手続をメタデータや提供ページ等で明示的に示す。

(3)望ましい利用条件（オープン化の推進）

- 活用が最大限行われるよう、可能な限りオープン化（自由な二次利用を可能に）することが望まれる。特にメタデータは、国際的な流通・活用の観点から、CC0の採用が望ましい。
- 著作権保護期間が満了しているなど著作権による制限がないものは、PDMなどを用いて自由な利用が可能であることを明示することがよい。
- 公的機関のもの又は公的助成により生成されたデータの利用条件は、以下のとおりとすることが求められる。

データ種別	自らが著作権を保有するものの二次利用条件
メタデータ	CC0
サムネイル/プレビュー	CC0、CC BY、（PDM）
デジタルコンテンツ	CC0、CC BY、（PDM）

CC0とは…著作権法上認められる、その者が持つ全ての権利を放棄して、パブリック・ドメインに提供すること

CC BYとは…原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）を表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いライセンス

(4)利用条件表示の検討に当たっての留意点

- 著作権のほか、肖像権、プライバシー権等の諸権利にも留意が必要である。

(5)データ共有の方法

- メタデータの共有のため、①OAI-PMH（ハーベスト用API）、②Linked Dataに加えて、③その他API（SPARQL、検索用API）による連携の仕組みが備わっていることが望ましい。これらの用意が無理な場合は、表形式のデータをウェブ上の安定したところに置く方法でも連携できる。
- サムネイル/プレビューは、そのURLがメタデータ項目の一部としてメタデータとセットで提供されるとよい。
- デジタルコンテンツは、相互運用性を確保し、異なるシステム間においても一緒に利用できる仕組みが用意できるとよい（画像の場合はIIIFに対応する等）。

(1)データの活用における留意点

- アーカイブ機関が提供しているデータに関し、活用者は、コンテンツ自体の価値をさらに高め、データ提供者にとってもメリットにつながる形で活用することが求められる。
- 活用者は、適用されているライセンスや利用条件をよく確認し、順守しなければならない。
- 著作権保護期間が満了しているデータや（権利が放棄されたことを示す）CC0が適用されたデータであっても、データ提供者等の貢献の社会的認知、データの信頼性の担保から、活用者は、出典、データ提供者等のクレジットや元データのURLを示すことが望ましい。また、著作者人格権等の配慮が必要な場合がある。

(2)付加価値情報の付与

- 活用者は、デジタルアーカイブで提供されているデータに関し、付加価値となる情報を追加して利用することが求められる（例：Linked Dataを活用した情報の追加、英語・ローマ字表記の追加）。
- また、元のデータに何の情報を追加したかが分かるような形で活用したデータを提供する。

(3)情報間の関連付け

- 活用者は、分野間で共通する情報（地理情報、時間情報、人物情報等）を用いて、異なるアーカイブ機関間で提供されているメタデータを関連付けていくことによって、メタデータをより豊かにする（例：地図上にデジタルコンテンツをマッピングすることで観光客に役立つアプリの作成、美術作品を作成時間順に並べてそれぞれの所蔵館を示す等）
- 情報の有効な共有のため、つなぎ役は、分野コミュニティにおける用語（辞書・典拠・シソーラス）を統制し、用語にURIを付与することが求められる。また、分野内のメタデータフォーマットの標準化も必要。

(4)活用の結果できた成果物の還元

- 活用者は、（2～3章の）データ提供者としてのアーカイブ機関が行うべきことにも取り組む（オープンな利用条件での提供、Linked Dataによる活用の広がり確保、識別子の付与や長期アクセスの保証等）
- 活用者は、データを使った成果について、Twitter等のSNSやWikipediaなどに積極的に発信する。
- データ提供者であるアーカイブ機関や分野・地域コミュニティに対し（つなぎ役を経由するなどして）、活用者は、付加価値情報や関連付けした情報をフィードバックすることが望ましい。

(5)活用のためのコミュニティ形成

- つなぎ役は、活用を進めるためのコミュニティの形成に寄与し、活用事例の共有の場を設定する。
- アーカイブ機関やつなぎ役は、活用者が使いやすいよう、メタデータに関する解説や、応用の際のヒントになる情報を発信する。